

桜川市第2次総合計画

薄毛櫻



白雲櫻



初重櫻



初見櫻



櫻川匂



大和櫻



源氏櫻



青櫻



樺匂



青毛櫻



梅鉢櫻





写真 三好学博士命名 大和櫻



ごあいさつ



私たちの桜川市には、住む人の温かい人情、豊かな自然、先人たちが大切に守り育んできた歴史・文化・伝統など多彩な魅力が溢れています。

これまでの10年間は、第1次総合計画に基づき、多様な地域資源や地域特性を生かしたまちづくりをすすめるとともに、新市としての一体感の醸成に向けた取り組みを行ってまいりました。

しかし、現在、人口減少・少子高齢化社会の到来、経済のグローバル化、環境やエネルギー問題の顕在化など、桜川市を取り巻く社会経済情勢に大きな変化の波が押し寄せています。こうした情勢の変化に伴い、今後ますます多様化・複雑化する市民ニーズや行政課題に対応していくため、これから10年間のまちづくりの指針となる「桜川市第2次総合計画」を策定しました。

計画の策定にあっては、総合計画審議会やワーキングチーム会議、市議会の皆さまをはじめ、貴重なご意見、ご提言をお寄せいただきました多くの市民の皆さまに心からお礼を申し上げます。

新しい計画では、「ヤマザクラと市民の幸せが咲くまち 桜川」をまちの将来像に掲げ、地域資源のヤマザクラを生かして、新たな活力や元気が生まれ、幸せが感じられるまちになることを目指して取り組んでまいります。

「住みたい、これからも住み続けたい」と思える魅力的なまち、新しい桜川市に向けて、皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

平成29年3月

桜川市長 大塚 秀喜



目次

第1編 序論

第1章 第2次総合計画がめざすもの	2
1. 第2次総合計画の目的	2
2. 第2次総合計画推進の基本姿勢	3
第2章 計画の体系と期間、関連する計画	4
1. 計画の体系	4
2. 計画期間	4
3. 関連する計画	5
第3章 桜川市のこれまでの取り組み	6
第4章 社会の潮流	8
第5章 桜川市のこれからの課題	11
第6章 市民総参加による計画策定	14

第2編 基本構想

第1章 まちづくりの目標	18
1. まちの将来像	18
2. 6つの基本理念	19
3. 6つの政策の柱	20
第2章 人口と財政、土地利用の見通し	26
1. 人口の見通し	26
2. 財政の見通し	28
3. 土地利用の見通し	30

第3編 前期基本計画

第1部 前期基本計画の構成と分野別基本計画	38
序章 前期基本計画の構成	38
第1章 共生 子どもから高齢者まで健康で共生のまちづくり	40
1-1 子育て支援の充実と少子化対策の推進	40
1-2 健康づくりの推進	42
1-3 地域医療体制の充実	44
1-4 地域福祉の推進	46
1-5 障がい者福祉の充実	48
1-6 高齢者福祉の推進	50
1-7 社会保障制度の健全運営	52
第2章 学び 生きがいを育む学びのまちづくり	54
2-1 学校教育の充実	54
2-2 生涯学習・芸術文化活動の推進	56
2-3 青少年の健全育成	58
2-4 生涯スポーツ活動の振興	60
2-5 文化財の保存活用	62

第3章 安心 安全安心な暮らしのまちづくり ……………	64
3-1 消防・防災対策の充実……………	64
3-2 防犯・消費生活対策の推進……………	66
3-3 交通安全対策の推進……………	68
第4章 活力 活力ある産業のまちづくり ……………	70
4-1 農林業の振興……………	70
4-2 商工業の振興……………	72
4-3 観光の振興……………	74
第5章 快適 快適な暮らしのまちづくり ……………	76
5-1 計画的な土地利用の推進……………	76
5-2 景観の良い住環境の保全……………	78
5-3 道路網の整備……………	80
5-4 公共交通の充実……………	82
5-5 下水道の整備……………	84
5-6 上水道の整備……………	86
5-7 廃棄物の抑制と適切な処理……………	88
5-8 生活環境の保全……………	90
第6章 自治 みんなで築く自治のまちづくり ……………	92
6-1 市民協働のまちづくり……………	92
6-2 人権尊重のまちづくり……………	94
6-3 時代に合った自治体運営……………	96
6-4 組織経営と人事マネジメントの充実……………	98
6-5 健全な財政運営の推進……………	100
第2部 ヤマザクラと市民の幸せを咲かせるプロジェクト ……………	102
1. ヤマザクラのまちをつくりまします……………	102
2. ずっと住みたいまちをつくりまします……………	103
3. 子どもと子育てを応援するまちをつくりまします……………	104
4. 地域経済が元気なまちをつくりまします……………	105
第4編 付属資料	
1. 桜川市第2次総合計画策定の経過……………	108
2. 桜川市総合計画審議会条例……………	110
3. 桜川市総合計画審議会委員名簿……………	111
4. 桜川市総合計画策定委員会設置要綱……………	112
5. 桜川市総合計画策定委員会委員名簿……………	113
6. 桜川市総合計画策定ワーキング設置要領……………	114
7. 桜川市第2次総合計画策定ワーキングチーム委員名簿……………	115
8. 諮問・答申……………	116
9. アンケート調査……………	118

第1編

序論



1. 第2次総合計画の目的

総合計画は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るための市の最上位計画であり、将来における市のあるべき姿と進むべき方向について定めるものです。また、市民、各種団体、企業、行政など、市に関わるすべての人々が、ともに理解し協力して取り組むまちづくりの目標を定めるとともに、自主・自立を基本とする責任ある行政運営を進めるための指針となるものです。

合併後これまでの10年

桜川市では、2007（平成19）年3月にまちづくりの指針として第1次総合計画を策定し、「自治」「安心」「育成」「調和」「自立」の5つの基本理念のもと、市の将来像である「伝統と豊かな自然に恵まれた田園文化都市 やすらぎのまち 桜川」の実現をめざして、まちづくりを進めてきました。この第1次総合計画は、「新市建設計画」の方針を踏まえて策定したもので、合併前旧町村の枠を超えて一つになることを目指した新しい桜川市を築くための計画でした。

それから10年、本格的な人口減少・少子高齢化社会の到来、東日本大震災や異常気象による大規模災害の発生、エネルギー問題の深刻化、社会・経済のグローバル化の進展など、桜川市を取り巻く情勢は大きく変化しました。また、厳しい財政状況に直面する中で地方分権が推進され、地方自治体には自らの判断と責任により、地域の実情に沿った行財政運営が求められています。

新しい時代を切り拓く次の10年へ

このような社会の変化の中、合併後10年を経過した桜川市では、市民の心が真に一つになって、新しい時代を切り拓いていくことが必要です。

そこで、第1次総合計画（新市建設計画を含む）を踏まえつつ、全ての市民が力を合わせ、より魅力的で誇りを感じられるまちを築くために、まちづくりの長期的な指針として「桜川市第2次総合計画」を策定しました。

2. 第2次総合計画推進の基本姿勢

(1) 総合計画を基軸とした自治体運営

国や多くの地方自治体の税収が減少していく中で、限りある財源を有効に活用して、何を行うかで地域の豊かさに差がついてきます。そこで、桜川市が進めるべき政策を選択し、政策間での優先度を明らかにした総合計画を策定するとともに、それを自治体運営の軸に据え、計画的・長期的な政策展開を行う計画行政を推進していきます。

(2) 総合計画の規範性と実効性

総合計画には、施策実施の基準・根拠となる規範性が必要であり、そのために市民・行政・議会などが参加し、合意による計画の策定を行うことが大切です。

また、総合計画を基に施策を実施し成果を上げるという実効性を高めるために、評価や予算編成との連動など効果的な計画を基軸とする行政運営システムを構築します。

(3) 進行管理と評価

総合計画で取り組むまちづくりの目標の実現性を担保するため、「計画⇒実行⇒評価⇒見直し⇒計画」のサイクルに沿って進行管理を行います。この進行管理においては、内部評価により職員の意識向上を図るとともに、外部委員による評価を行うことにより計画の実効性を高めます。

(4) 計画と予算編成の連動

施策を確実に実施していくため、毎年、市の財政状況を踏まえた向こう3か年の実施計画をローリング方式で策定し、予算編成に結びつけます。

(5) 継続的な市民意向の反映

計画の進行管理を行うにあたり、市民の市に対する意向を定期的に調査し、その結果を施策に反映させます。

(6) 計画の見直し

計画期間中に、市政や社会経済状況の変化、大規模災害の発生など、桜川市を取り巻く情勢が著しく変化した場合には、基本計画の見直しを行います。

第2章

計画の体系と期間、関連する計画

1. 計画の体系

総合計画は、計画的かつ効率的な行政運営を行うため、基本構想、基本計画及び実施計画で構成されます。目指すまちの将来像を定める「基本構想」を大きな目的とすると、その目的を達成するための手段（施策）が「基本計画」、その手段の具体的な進め方（事業）を明示するものが「実施計画」です。

また、総合計画を市の最上位計画として、政策分野ごとの個別計画との整合を図ります。

2. 計画期間

基本構想は期間を2017（平成29）年度から2026（平成38）年度までの10年間とします。

基本計画は社会経済情勢の変化などに対応するため、基本構想の中間期に見直しを行い、前半を前期基本計画、後半を後期基本計画とします。前期基本計画は期間を2017（平成29）年度から2021（平成33）年度までの5年間とし、後期基本計画は期間を2022（平成34）年度から2026（平成38）年度までの5年間とします。

実施計画は、基本計画に掲げられている施策を実施していくための3か年計画とし、毎年度評価と見直しを行います。

<桜川市第2次総合計画の期間>

2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	
策定準備	策定期間	基本構想（10年間）										
策定準備	策定期間	前期基本計画（5年間）										
					策定準備	策定期間	後期基本計画（5年間）					
	策定期間	実施計画								※毎年度見直しを行う 3か年計画		

3. 関連する計画

(1) 新市建設計画

新市建設計画（2005（平成17）年4月策定）は、合併（2005（平成17）年10月）後の新市建設を総合的かつ効果的に推進するため、新市のまちづくりの基本方針などを明示し、合併特例法などに基づく様々な財政措置の前提となる計画です。第1次総合計画には、新市建設計画から継承されたまちづくりの施策や事業が位置付けられ、第2次総合計画でも引き続き位置付けられています。

(2) まち・ひと・しごと創生総合戦略

①総合戦略の策定

桜川市では、2016（平成28）年3月に、国のまち・ひと・しごと創生法第10条に基づく地方版総合戦略として、2015（平成27）年度から2019（平成31）年度まで5か年における地方創生に向けた目標や施策、具体的な事業をまとめた「桜川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

②総合戦略の概要

桜川市の総合戦略では、桜川市らしい魅力ある雇用の創出、桜川市に住みたいという郷土愛の醸成、子どもからお年寄りまで支え合い生涯活躍できる社会の形成により、真に持続可能な桜川市の暮らしづくりに向け、以下の重点プロジェクトを掲げています。

- (i) 地元の魅力で稼ぐ農業づくり推進プロジェクト
- (ii) さくらがわ地域DMO（※1）形成プロジェクト
- (iii) さくらがわ生涯活躍のまちプロジェクト
- (iv) 持続可能な暮らしづくり・小さな拠点形成プロジェクト
- (v) 行財政改革プロジェクト

③総合戦略の位置付け

総合計画は、自治体の最上位計画として総合的なまちづくりの方向性を定めるものであり、長期的なまちづくりの指針となるものです。一方、総合戦略は、地方創生を推進し、将来にわたって活力あるまちを維持する目的に特化したものであり、5年間という中期の目標と具体的な施策、客観的な成果指標を定めたものです。よって、総合計画の中に総合戦略は内包されます。

用語解説

※1 DMOとは、Destination Marketing/ Management Organizationの略で、観光物件、自然、食、芸術・芸能、風習、風俗など当該地域にある観光資源に精通し、地域と協同して観光地域づくりを行う法人のことです。

桜川市では、2007（平成19）年3月に策定した第1次総合計画において「市民と行政による豊かな地域の自治づくり」「安心とやすらぎのある健康福祉社会づくり」「豊かな心と生きがいを育む教育・文化環境づくり」「快適で潤いのある生活環境づくり」「魅力と活力ある産業社会づくり」の5つの基本政策を掲げ、まちづくりに取り組んできました。それぞれの基本政策においては、以下のような主な取り組みを行ってきました。

（1）市民と行政による豊かな地域の自治づくり

市民の声を行政運営に反映させるため、市民の日や地区懇談会、市政モニター、ご意見ボックス設置などを行いました。また、市民の行政サービス利便性向上のため、平日の延長窓口、休日窓口を開設しました。

一方、行政の効果的・効率的運営に向けて、桜川市行財政改革大綱に基づく行財政改革を進め、行政組織の機構改革や人事評価制度の導入を行いました。

（2）安心とやすらぎのある健康福祉社会づくり

子育てしやすい環境の整備として、学童クラブや延長保育に取り組み、子育て支援センターの設置を行いました。また、他自治体と連携した結婚支援にも積極的に取り組みました。

一方、全ての市民が健康で幸せな生活を送るため、健康診査の充実を図るとともに、市民の介護予防や日々の暮らしを様々な側面からサポートする地域包括支援センターを設置しました。また、救急医療など地域医療体制の充実を目的に、さくらがわ地域医療センターと新中核病院の整備に着手しました。

（3）豊かな心と生きがいを育む教育・文化環境づくり

子どもたちが安心して学べる環境を築くため、老朽化した大和中学校や学校給食センターを建設したほか、小中学校の校舎や体育館の耐震化に取り組むとともに、不登校の児童生徒を支援する桜川市教育支援センター「さくらの広場」を設置しました。また、子どもたちへの適正な学習環境の確保を目的とした小中一貫教育と適正規模・適正配置に着手しました。

一方、歴史文化の振興と継承のため、真壁伝承館の建設や旧真壁郵便局の整備などに取り組むとともに、国史跡真壁城址の発掘や整備を継続して進めています。また、真壁地区の市街地は、2010（平成22）年に国の重要伝統的建造物群保存地区の選定を受けました。さらに、生涯に渡る健康を目的に、市民が主体的に運営し、幅広い世代の市民がさまざまなスポーツを楽しめる「桜川スマイルクラブ」を設置しました。

(4) 快適で潤いのある生活環境づくり

市民がより安心した暮らしを送れるよう、防災行政無線のデジタル化を行うとともに、地域住民が災害から「自分たちの地域は自分たちで守る」ことを目的とする自主防災組織を結成を促進しました。また、消費生活に関するトラブルから市民を守る消費生活センターを設置しました。

一方、市民の快適な生活環境を築くため、市民の足の確保としてデマンドタクシーやコミュニティバスを運行したほか、電線の地中化により景観の維持形成を図りました。

また、桜川筑西IC周辺都市整備構想を策定し、桜川筑西IC周辺のまちづくりの方針を示しました。

(5) 魅力と活力ある産業社会づくり

地場産業である石材業の活性化を図るため、石材業者と協力して大和の石まつりやストーンフェスティバルを開催するとともに、農業の振興を図るため、生産者団体と連携して小玉スイカなど農産物のブランド化に取り組みました。また、新たな雇用の創出を目指して企業誘致を推進しました。

一方、観光による交流人口の増加を図るため、市民主体の取り組みである真壁のひなまつりを行い、毎年10万人を超える観光客が訪れました。また、新たな観光資源として国指定天然記念物「桜川のサクラ」や高峯のヤマザクラの保全・育成に市民主体の取り組みが進められ、多くの観光客が訪れるようになりました。

第4章 社会の潮流

公共の福祉と市民生活の向上を実現していく上で、新たな時代の流れに対応できる行政が求められており、以下のとおり社会の潮流を整理しました。

(1) 少子化と人口減少

日本の人口は2008（平成20）年12月の1億2809万9千人をピークに、若干の増減を繰り返した後、2010（平成22）年から減少を続けています。その背景には、人口を維持するために必要とされる合計特殊出生率2.07程度に対し、全国で1.42（2014（平成26）年）という少子化の進行があり、少子化傾向は今後も続くと言われています。

(2) 子育てしやすい環境への需要の高まり

全国的に核家族化や共働き世帯の増加、地域のつながりの希薄化などが進む中、若い世代にとって、安心して結婚や出産、子育てができる環境が必要になっています。

(3) 人口構成の高齢化

日本の高齢人口は急増しており、65歳以上の老年人口割合は全国が26.0%、茨城県が25.8%（2014（平成26）年10月1日現在）で、今後も増加し続ける見込みです。第二次ベビーブーム期（1971（昭和46）年～1974（昭和49）年）に生まれた世代が65歳以上となる2040（平成52）年には、36.1%（国立社会保障・人口問題研究所推計）になると見込まれています。

(4) 医療・介護への高まる需要

高齢化の進展に伴い、高齢者の医療・介護の需要が高まっています。可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを生涯にわたって続けられるよう、全国的に地域包括ケアシステムの構築が進められています。

また、多くの地域では医師不足や診療科の偏在などが問題になっており、安心して医療を受けられる診療体制の整備が求められています。

(5) 教育のあり方の変化

少子化、グローバル化が急速に進展する中、社会において自立して生きるための学力・心・体の調和のとれた人材を育む教育が推進されています。また、より良い教育環境を築くため、学校の適正規模・適正配置が進められています。さらに、全国的に核家族や共働き世帯が増える中で、学校・家庭・地域の連携により、地域で子どもを育てる意識醸成が重要になっています。

(6) 安全安心志向の高まり

東日本大震災以降、人々の自然災害に対する危機意識とコミュニティの重要性への認識は高まり、地域防災体制の強化が進められています。また、多発する凶悪犯罪など日常生活に潜む様々な危険に対しても、安全安心への関心が益々高まっています。

(7) 都市部への人口集中と地域経済の停滞

日本の総人口が減少する中で、大都市部に人口が集中しており、地域経済は特に若者層の流出による労働力の減少により停滞しています。地域経済の停滞は、生活利便性や地域の活力の低下を通じて、さらなる人口減少に繋がるという悪循環を招いています。

(8) グローバル化の進展

情報技術の目覚ましい進歩などに伴い、経済活動のグローバル化が急速に進んでいます。また、国内では外国人労働者や留学生が増えており、近年急増している外国人観光客も東京オリンピック・パラリンピックに向けて一層増加すると予想されることから、各地域では、案内板やホームページの外国語表記、インバウンド観光の推進などグローバル化への対応が進められています。

(9) コンパクトシティの形成

人口減少や高齢化の進展、インフラの老朽化と公共投資財源の減少、環境負荷への意識の高まりなどを背景に、これらの課題に対応した有効な政策手段として、市街地に各種都市機能を集約したコンパクトシティの形成を推進する地域が現れています。

(10) 地球規模での環境問題への対応

温室効果ガスの増加による地球温暖化の進展は、世界的に異常気象の発生や食糧生産への悪影響など、人類の存続を揺るがす深刻な問題を引き起こしています。国内では住民や事業者など全ての主体が、環境に対して高い意識を持ち、環境負荷を軽減する責任ある行動をとることで、資源循環型社会の構築を進めています。

(11) 価値観・ニーズの多様化

日本では、今日の社会情勢の著しい変化などを背景に、人々の価値観やニーズが「物の豊かさ」から「心の豊かさ」を重視する傾向に変化しており、個性や多様性を尊重する意識が強まっています。

(12) 市民のまちづくり参加意識の高まり

全国的にボランティア活動をはじめとする社会貢献活動への人々の意識は高まっており、まちづくりに積極的に参加する住民が増えてきています。このような中、住民と行政が対等なパートナーとして情報や課題を共有し、ともに取り組む協働によるまちづくりが各地で進められています。

(13) 一億総活躍社会の推進

日本では、人口減少により地域の活力低下が懸念される中、若者も、高齢者も、女性も、男性も、障がいのある方も、一度失敗を経験した方も、一人ひとりが家庭・地域・職場でその個性と能力を十分に発揮し、活躍できる社会の実現が進められています。

(14) 高度情報化の進展

情報通信技術の飛躍的進歩を背景に、国内ではマイナンバー制度が導入されるなど生活の利便性が大きく向上しています。また、近年は人工知能技術の進展に対する関心が高まっています。一方で、コンピューターウイルスの蔓延や情報漏えいなどに対する情報セキュリティ対策、膨大な情報の中からの必要な情報の選択など、情報の取り扱いについてはさまざまな課題が生じています。

(15) 地域主権の進展

全国で、地域がそれぞれの特徴を生かして、魅力的で住み続けられるまちを築く地方創生の取り組みが行われています。地方自治体は、自治体間の連携を図りつつ、自らの責任と判断により多様化する行政課題や市民ニーズに適確に対応する地域主権の確立を進めています。

ここまで整理した桜川市のこれまでの取り組みと社会の潮流を踏まえ、第2次総合計画において解決に向けて取り組むべき課題の中から、桜川市が直面しているこれからの課題を7点整理しました。

(1) 人口減少と少子高齢化への対応

桜川市では、転出超過や出生数の低下などにより人口の減少が続いています。

人口を維持するためには、合計特殊出生率が2.07程度必要とされますが、全国では1.42、茨城県では1.43（2014（平成26）年）のところ、桜川市は1.36（2008（平成20）年～2012（平成24）年、ベイズ推定値（※1））にとどまっています。そこで、若い世代が安心して結婚、妊娠、出産、子育てができる環境を整えて出生率を改善させる必要があります。

一方、急速な高齢化の進展によって、桜川市では65歳以上の高齢人口割合が29.6%（2015（平成27）年7月1日現在）となっており、医療機関の整備など地域医療体制の確保や介護サービスの充実、地域での支え合いなど高齢者の生活環境向上を図ることが必要です。また、今後も医療費や介護給付費の増加など、社会保障費の増加が予想されるため、予防による健康増進や生きがいづくりなどの施策の充実が必要です。

市民の誰もが住み慣れた地域の中で幸せを感じながら、いつまでも安心して暮らすことができる環境づくりが重要になっています。

(2) 教育と文化の振興

教育は、次世代の人材を育成するという使命を担う、まちづくりの基本となるものです。少子化、グローバル化が進む中、子どもたちが社会において自立して生きるための「確かな学力」・「豊かな心」・「健やかな体」を育む教育を推進するとともに、生涯にわたり学び、スポーツに親しめる環境を整備することが大切です。また、より良い教育環境の構築に向けて、小中一貫教育と学校の適正規模・適正配置を全市的に進めることが必要です。

さらに、桜川市の多様な地域資源や文化などについて学ぶ機会を広げ、地域に愛着を持つ心を養うことが大切です。そのために、ヤマザクラをはじめとした地域の優れた自然資源の活用など、特色ある教育の実践が求められています。

一方、市民の豊かで幸せな暮らしを創るために、市民が質の高い文化活動を展開できる環境を築き、地域の歴史や伝統文化の継承、桜川市ならではの特色ある文化・芸術活動を推進していくことが重要です。

用語解説

※1 ベイズ推定値とは、市区町村単位では出生数などの標本数が少なく、偶然変動の影響を受けて数値が不安定な動きを示すことから、ベイズ統計による推定の適用を行って算出した値です。

(3) 安全安心なまちづくり

東日本大震災の発生や豪雨、竜巻など異常気象による自然災害の頻発などにより、災害対策の抜本的な見直しが求められています。災害に強いまちの実現には、防災対策の拠点となる庁舎の整備など行政による防災体制の強化はもとより、市民一人ひとりが高い防災意識を持ち、地域住民による自助と共助の総合的な取り組みが必要です。

また、市民が安全に安心して暮らすためには、交通事故や犯罪、消費生活トラブルなど、日常において身近に存在する危険や不安への対応が不可欠です。そのためには、地域、警察、学校、行政などが情報を共有し、連携して防犯・監視体制の強化に取り組むことが重要です。

(4) 経済の活性化

経済のグローバル化や高度情報化の進展を背景に、国内の産業構造は変化が続いており、桜川市においても様々な業種において対応が必要となっています。石材業や農業などの地場産業や商工業については、ブランド化、ITの活用、海外を含めた新規販路の開拓、観光との連携などによる魅力の向上を図るとともに、新たな企業を誘致して、地域経済を活性化させていくことが重要です。

また、市民が主体となった観光まちづくりを進めることによって、交流人口の増大を図り、それにより雇用を創出することが必要となっています。

(5) 移住・定住の促進

桜川市は、就職や就学による若年層の転出が転入を大きく超過し、地域の経済を担う労働力人口の減少が進んでいます。人口減少に歯止めをかけるためには、住みたくなる魅力的なまちをつくるとともに、新たな雇用を創出し、移住・定住への支援に積極的に取り組む必要があります。

また、移住・定住への支援にあたっては、近年急速に顕在化している空き家の有効活用を促進することが必要です

(6) 協働によるまちづくり

地域の抱える様々な課題解決のためには、市民・企業・学校・行政が情報を共有し、協力関係を築いて取り組むことが重要です。

そのような中、元気で意欲のある高齢者や女性、障がいのある方などあらゆる市民が、それぞれが持つ多様な知識や経験を生かして地域の中で支え合う体制の構築が必要です。

また、地域コミュニティや各種市民団体の活動について、若年層の参加や活動ノウハウの継承など次世代に繋げるまちづくりの仕組みを構築することが必要となっています。

(7) 効果的・効率的な自治体運営

桜川市では、労働力人口の減少や雇用形態の変化などによる税収の減少が懸念されています。また、高齢者や子育て世代などに対する社会保障費や福祉施策の経費、公共施設の老朽化対策費用など、経常的な支出が大きくなってきており、桜川市を取り巻く行財政環境は一層厳しさを増しています。

そのような中、総合計画を基軸とした効果的・効率的な自治体運営を行い、行財政の改革、財源の安定的確保と効果的・重点的な予算執行、人的資源の有効活用などをより一層推進していく必要があります。

第6章

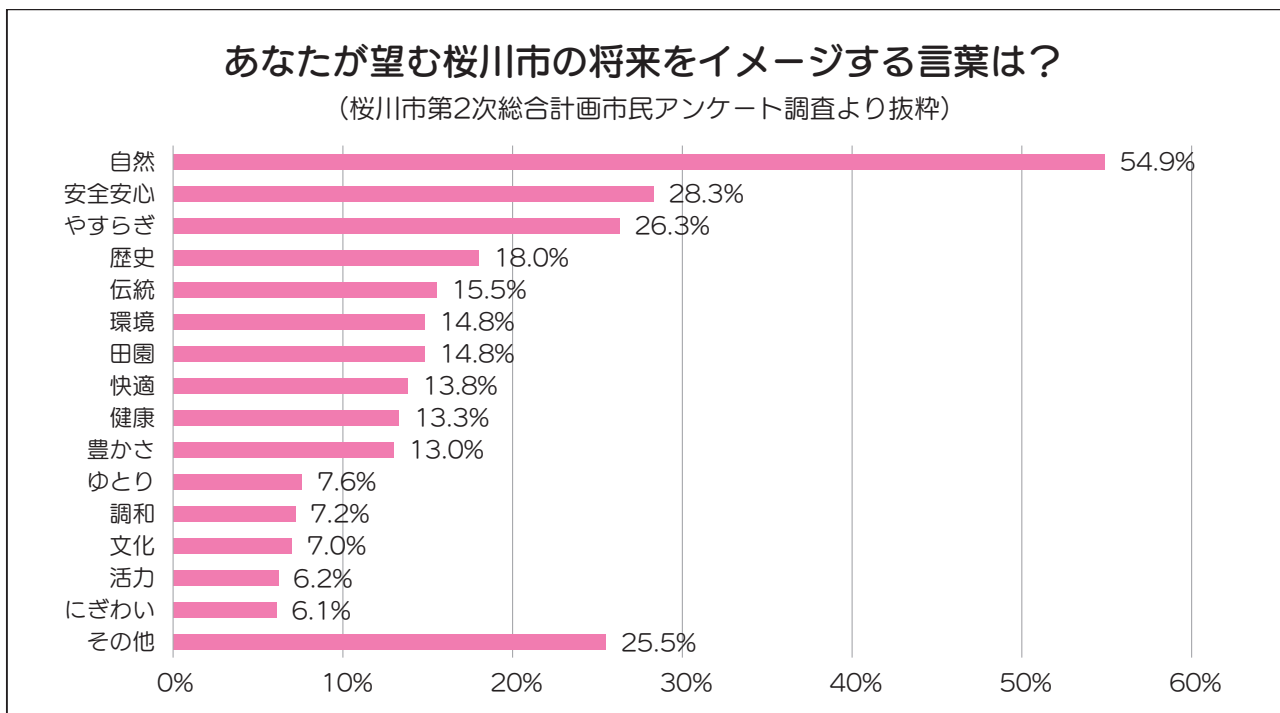
市民総参加による計画策定

市民、市議会議員、行政職員などみんなが計画策定に参加し、みんなの力で作りあげる総合計画を目指し、そのための様々な機会を設けました。

(1) 市民アンケート、親子アンケート、子育て保護者アンケート調査

総合計画の策定にあたっては、多くの市民の意向を計画に反映するため、2016（平成28）年4月に18歳以上の市民4,782名（有効回答数1,127件、有効回収率22.54%）を対象に市民アンケート調査、小学4年生と中学2年生の親子746組（有効回答数623件、有効回収率83.51%）を対象に親子アンケート調査、5・6歳児の保護者591名（有効回答数488件、有効回収率82.57%）を対象に子育て保護者アンケート調査を実施しました。

市民アンケート調査によると、桜川市の将来像をイメージする言葉については、「自然」が2割強と最も多く、次いで「安全安心」、「やすらぎ」となっており、これからの桜川市におけるまちづくりの重要な要素になると考えられます。



(2) 総合計画審議会

各種団体の役員や市議会議員、有識者、行政職員で構成される総合計画審議会を設置し、市長の諮問に応じて、答申を行いました。総合計画は市民参加で策定するという方針により、内容について多方面の知識や経験を生かした協議を行いました。

(3) 総合計画策定委員会

副市長、教育長、行政職員で構成される総合計画策定委員会を設置し、総合計画策定について必要な事項の協議と調整を行いました。

(4) 総合計画策定ワーキングチーム会議

総合計画策定に向けて、市民と行政職員が集まり、桜川市が目指すまちづくりの目標や「健康福祉」「教育文化」「生活基盤整備」「産業経済」「コミュニティ行政」の各分野における取り組みについて協議を行いました。市の課題やまちの将来像、各分野の取り組み内容や市民と行政の役割などについて議論されました。

市の課題として、少子化や子育て、地域医療、教育、ヤマザクラなど地域資源の活用、地場産業の活性化など、さまざまな意見が出されました。



(総合計画策定ワーキングチーム会議の様子)

(5) パブリックコメント、市民説明会

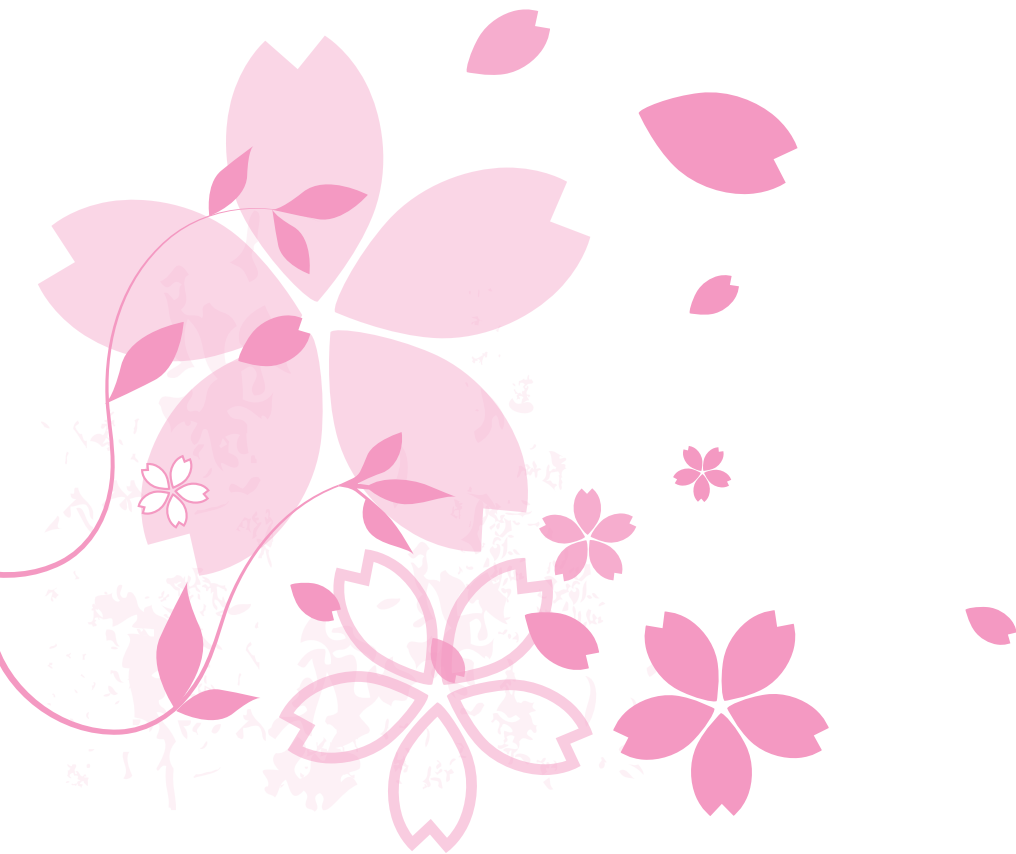
総合計画案を市役所各庁舎やホームページで公表し、広く市民の意見を募るパブリックコメントを実施しました。また、総合計画案について市民に直接説明し、意見を聴く機会として、市民説明会を開催しました。

(6) 議会の議決

桜川市議会の議決に付すべき自治事務に関する条例第2条に基づき、総合計画の基本構想が議会での議決を経て確定しました。

第2編

基本構想



1. まちの将来像

桜川市の地域特性を踏まえ、桜川市の目指すまちの将来像を次のように定めます。

(まちの将来像)

『ヤマザクラと市民の幸せが咲くまち 桜川』

桜川市は、三方を山並みに囲まれ、市の中央部を桜川が流れる豊かな自然環境に恵まれたまちです。その豊かな自然を代表するのが、山々に数多く群生するヤマザクラです。

ヤマザクラは、一本一本が異なる遺伝子を持ち、一つとして同じものがないことが特徴です。そして、それが集まると全体ではここでしか眺望できない景色を織り成します。

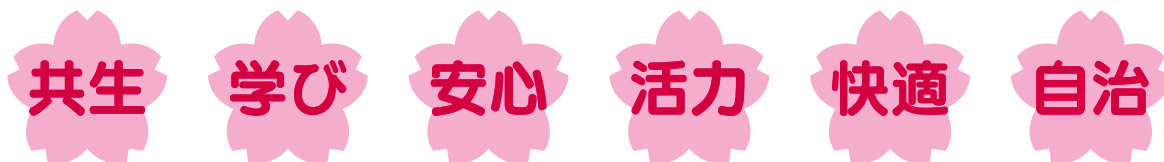
これは人が暮らすまちの姿に重なります。まちの人たち一人ひとり異なる個性を持っています。それらの個性が結びつくことによって、まちの姿は創られていきます。

桜川市は、市民がヤマザクラという地域の宝に誇りを持ちながらそれぞれの個性を発揮しつつ力を合わせることで、みんなが笑顔で幸せを感じられるまちを目指します。



2. 6つの基本理念

桜川市の目指すまちの将来像『ヤマザクラと市民の幸せが咲くまち 桜川』を実現するため、6つの基本理念を掲げます。



I. 共生 子どもから高齢者まで健康で共生のまちづくり

市民が互いに協力し助け合って共生し、生涯にわたって、健やかな体と豊かな心で暮らすことができるまちづくりを目指します。

II. 学び 生きがいを育む学びのまちづくり

将来を担う人材を育成し、あらゆる世代の人々が、地域の歴史・文化を学び心身を育むまちづくりを目指します。

III. 安心 安全安心な暮らしのまちづくり

犯罪がなく災害に強い、安全で安心して暮らすことができるまちづくりを目指します。

IV. 活力 活力ある産業のまちづくり

地域の資源を生かした農林・商工・観光産業が活力に溢れ、地域内における経済循環が活発なまちづくりを目指します。

V. 快適 快適な暮らしのまちづくり

豊かな自然環境に包まれ、快適で暮らしやすい生活環境が整ったまちづくりを目指します。

VI. 自治 みんなで築く自治のまちづくり

市民と行政が協働で地域を築き、効果的・効率的な行財政運営を推進する自治のまちづくりを目指します。

3. 6つの政策の柱

総合計画では、まちづくりの6つの基本理念を政策の柱として設定し、それをもとに具体的な施策を展開していきます。

I. 共生 子どもから高齢者まで健康で共生のまちづくり

市民が互いに協力し助け合って共生し、生涯にわたって、健やかな体と豊かな心で暮らすことができるまちづくりを目指します。

(1) 子育て支援の充実と少子化対策の推進

次世代を担う子どもたちがのびのびと育つことができる保育環境の充実や、子育て世代への経済的支援に取り組みます。

(2) 健康づくりの推進

誰もが、一生を通して健やかで生き生きと暮らせるように、みんなで健康の増進を図りながら、各年代にあった健康づくり、生活改善の推進などに取り組みます。

(3) 地域医療体制の充実

市民の健康を守るため、医療機関を整備し地域医療体制の充実を図ります。

(4) 地域福祉の推進

支援を必要とする人への支援ネットワークの形成など、地域福祉活動が活発化するような体制づくりを推進します。

(5) 障がい者福祉の充実

障がい者が、住み慣れた地域で充実した生活ができるように、障がい者を支えるサービスの充実や、社会参加機会の拡充を図ります。

(6) 高齢者福祉の推進

高齢者が、住み慣れた地域で生き生きと生活できるように、社会参加の機会を拡充させるとともに、介護予防への取り組みや介護サービスの充実を図ります。

(7) 社会保障制度の健全運営

必要な人が、医療、介護、生活支援など必要な社会保障を受けることができるように、各種社会保障制度の適切な運用に努めます。

II. 学び 生きがいを育む学びのまちづくり

将来を担う人材を育成し、あらゆる世代の人々が、地域の歴史・文化を学び心身を育むまちづくりを目指します。

(1) 学校教育の充実

子どもたちが、社会において自立的に生きるための「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育む教育を推進します。また、より良い教育環境を築くため、小中一貫教育と学校の適正規模・適正配置を進めます。

(2) 生涯学習・芸術文化活動の推進

図書施設の整備などにより、地域や世代を超えた生涯学習機会の充実を図ります。また、さまざまに展開されている市民の芸術文化活動を推進します。

(3) 青少年の健全育成

次世代を担う青少年の健やかな育成に向けて、家庭・地域・学校の連携や相談体制の強化を図り、青少年の自主的な活動を支援します。

(4) 生涯スポーツ活動の振興

生涯にわたりスポーツに親しみ、心身ともに健やかに暮らすことができるように、市民の健康増進や交流の機会としての生涯スポーツ活動に取り組みます。

(5) 文化財の保存活用

ヤマザクラや重要伝統的建造物群保存地区など地域の特徴ある文化資源の保存活用に取り組み、文化財の魅力向上を図るとともに、それらを生かした市民の活動を展開します。

Ⅲ. 安全安心な暮らしのまちづくり

犯罪がなく災害に強い、安全で安心して暮らすことができるまちづくりを目指します。

(1) 消防・防災対策の充実

消防・防災対策の拠点となる市役所庁舎を整備し、災害時の情報伝達や各避難所の機能強化、地域での自主防災組織の充実と避難訓練による防災意識の向上など、危機管理体制の強化を図ります。

(2) 防犯・消費生活対策の推進

多様化する犯罪に対して、防犯意識の向上や地域防犯活動を支える人材の育成を図ります。また、急増する消費生活トラブルから市民を守り、安心した消費生活が営める地域づくりに努めます。

(3) 交通安全対策の推進

交通安全施設の整備や市民の交通安全意識の向上に努め、地域における交通安全の確保を図ります。

IV. 活力ある産業のまちづくり

地域の資源を生かした農林・商工・観光産業が活力に溢れ、地域内における経済循環が活発なまちづくりを目指します。

(1) 農林業の振興

農業基盤の整備や新たな担い手の育成、就業環境づくりを促進するとともに、商品価値の高い新たな作物の育成とブランド化、海外を含めた新規販路の開拓など、地場産品の高付加価値化と魅力発信に取り組みます。

(2) 商工業の振興

地場産業の石材業をはじめ、地域の企業への多様な支援を進めるほか、企業誘致を推進して雇用を創出します。また、地域に根ざした商業の活性化を図ります。

(3) 観光の振興

ヤマザクラや真壁の町並みをはじめとする桜川市の豊かな観光資源を生かして、市民が主体となる観光振興の取り組みを進め、交流人口の増大による地域活性化を図ります。

V. 快適 快適な暮らしのまちづくり

豊かな自然環境に包まれ、快適で暮らしやすい生活環境が整ったまちづくりを目指します。

(1) 計画的な土地利用の推進

地理的条件や地域の特性を生かした土地利用を計画的に誘導することで、都市拠点の形成と農村集落の維持を図り、それらが調和した質の高い生活空間を醸成して、次の世代に引き継ぐことができるまちを築きます。

(2) 景観の良い住環境の保全

ヤマザクラを生かした景観の形成や適切な公園整備により、潤いとやすらぎのある生活環境を創出します。また、空き家を利活用した住宅の提供や市営住宅の適正な運用など、住みやすい環境を形成し定住促進を図ります。

(3) 道路網の整備

市民の移動や産業の振興を図るため、都市の基盤となる幹線道路の整備を促進します。また、生活に欠かせない道路などの維持補修や災害時を見据えた道路の整備など、安全で円滑に移動できる道路交通網の構築を図ります。

(4) 公共交通の充実

子どもや高齢者を含めた全ての人が、鉄道やバス、タクシーなどの公共交通機関を利用して、便利で快適に移動できる公共交通網の形成を図ります。

(5) 下水道の整備

清潔で快適な生活環境を確保するため、生活排水の適切な処理を進めます。

(6) 上水道の整備

日常生活に欠かすことのできない安全安心な水の提供に努めるとともに、災害時に強いライフラインを確保します。

(7) 廃棄物の抑制と適切な処理

ごみの排出が徹底的に抑制され、再利用・再生利用される資源循環型社会形成への取り組みを進めます。

(8) 生活環境の保全

豊かな自然を後世に引き継ぐため、自然環境保全の意識啓発や環境美化の取り組みを進めるとともに、自然の力を利用した再生可能なエネルギー環境の構築を図ります。

VI. 自治 みんなで築く自治のまちづくり

市民と行政が協働で地域を築き、効果的・効率的な行財政運営を推進する自治のまちづくりを目指します。

(1) 市民協働のまちづくり

行政区や地域の市民活動団体、NPO法人やボランティアなどによる多様で自主的な活動を支援し、協働によるまちづくりを進めます。

(2) 人権尊重のまちづくり

人権啓発活動を進めて市民の人権尊重に関する理解を深めるとともに、男女がともに働きやすい環境づくりによる男女共同参画社会の構築に努め、みんなが暮らしやすいまちづくりに取り組みます。

(3) 時代に合った自治体運営

行政評価の運用や不断の行財政改革の推進、窓口サービスの利便性向上を図り、計画的な行政運営を進めます。また、新庁舎を整備して行政運営のさらなる合理化を図るとともに、市民にとって使いやすい公共施設の整備・統合を進めます。

(4) 組織経営と人事マネジメントの充実

市民ニーズに対応できる組織機構の適正化を図るとともに、職員の能力向上のための人材育成に取り組みます。

(5) 健全な財政運営の推進

総合計画と予算編成の連動を図り、徹底した経費の縮減や効果的な予算配分、民間活力の活用などに努め、健全で持続可能な財政運営を進めます。

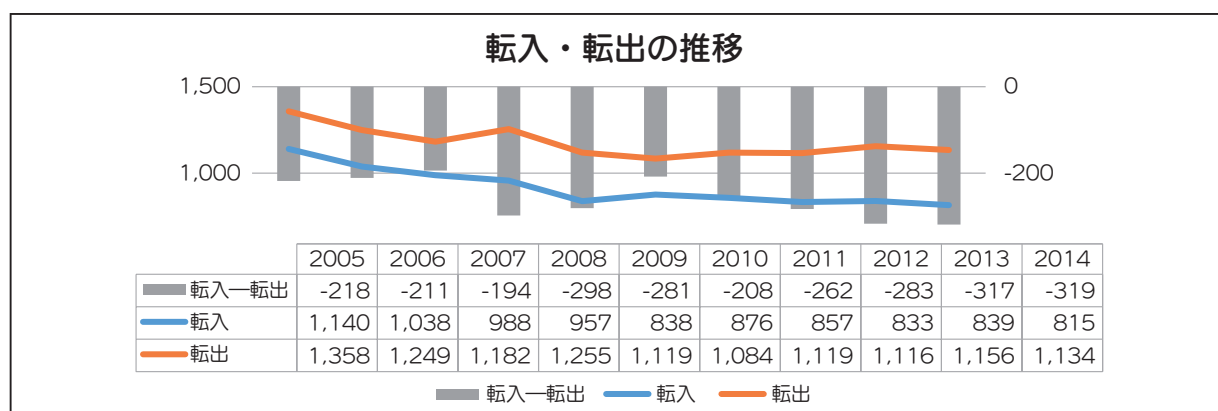
1. 人口の見通し

(1) 人口の動向

桜川市の2040（平成52）年の人口は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2013（平成25）年3月推計）」によれば、30,153人になると推計されています。また、2014（平成26）年5月に日本創成会議が発表した将来推計人口では、現在の減少傾向が続く場合、27,680人になると推計されています。

(2) 社会動態

近年、転出数は横ばい傾向ですが、転入数は年々減少しており、2014（平成26）年の転入者数は815人であり2005（平成17）年対比で28.5%減少しています。直近5か年の転入と転出の差は、平均で約280人であり、社会減が続いている状況です。

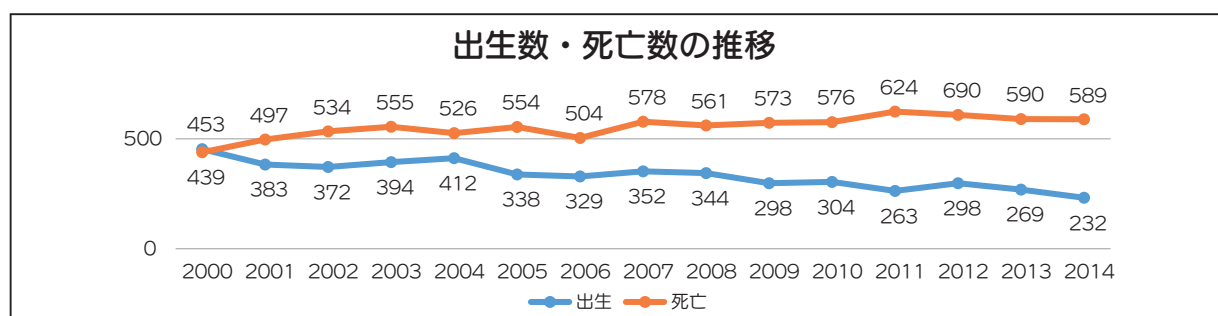


* 常住人口調査より作成しています。

(3) 自然動態

出生数は年々減少しており、2014（平成26）年は232人であり、2000（平成12）年対比で48.7%減少しています。

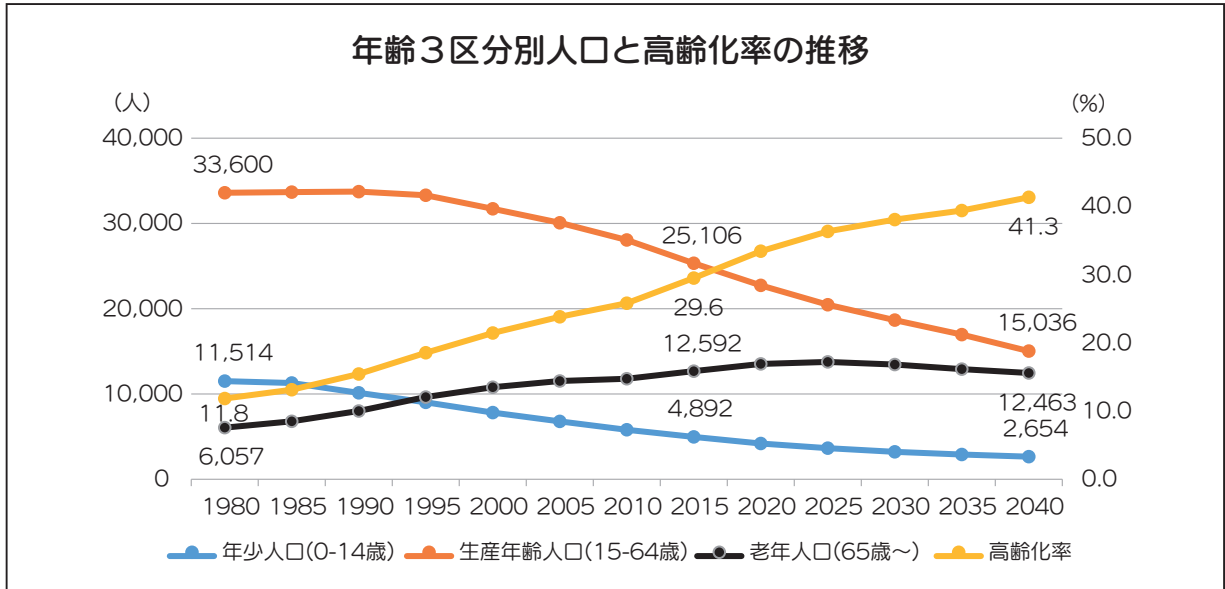
一方、死亡数は増加傾向にありましたが、近年は横ばいとなっています。直近5か年の出生数と死亡数の差は平均で約320人となり、自然減が続いている状況です。



* 常住人口調査より作成しています。

(4) 年齢3区分別人口（年少人口0～14歳、生産年齢人口15～64歳、老年人口65歳～）の推移

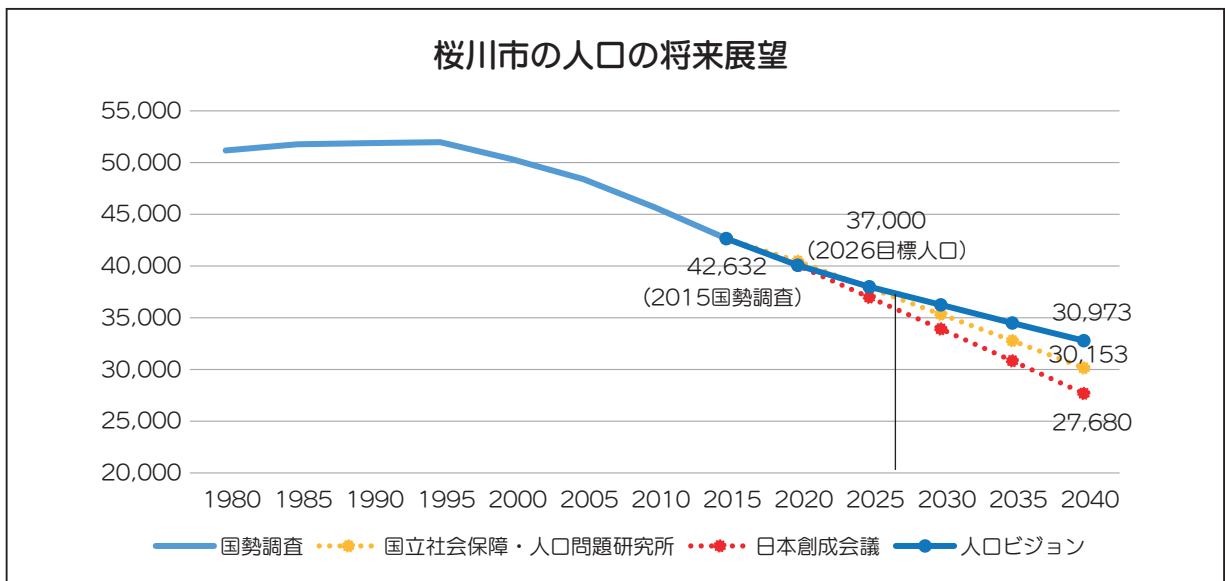
年少人口が1980（昭和55）年以降、生産年齢人口が1990（平成2）年以降減少し続けています。老年人口はこれまで増加し続けてきましたが、2025（平成37）年以降は減少に転じるとされています。



* 2015(平成27)年までは国勢調査人口、2020(平成32)年以降は国立社会保障・人口問題研究所推計値を記載しています。
2015(平成27)年の年齢3区分別人口合計は、年齢不詳があるため人口総数と一致しません。高齢化率は年齢不詳を除いて算出しています。

(5) 人口の将来展望

今後、桜川市の魅力を生かした雇用を創出し、20代・30代の若年層の移住・定住を進めるとともに、結婚・出産・子育て支援を強化することで出生数の増加を目指します。こうした施策に取り組むことにより、2025（平成37）年ごろには生産年齢人口が増加傾向に転じ、それに伴い年少人口も増えることで、2026（平成38）年に少なくとも37,000人の人口の維持を目指します。



2. 財政の見通し

(1) 財政状況

桜川市の財政状況は、バブル崩壊後の長引く景気低迷などの影響を受け、雇用環境の悪化や企業収益の落ち込みにより、大変厳しい状況にあります。

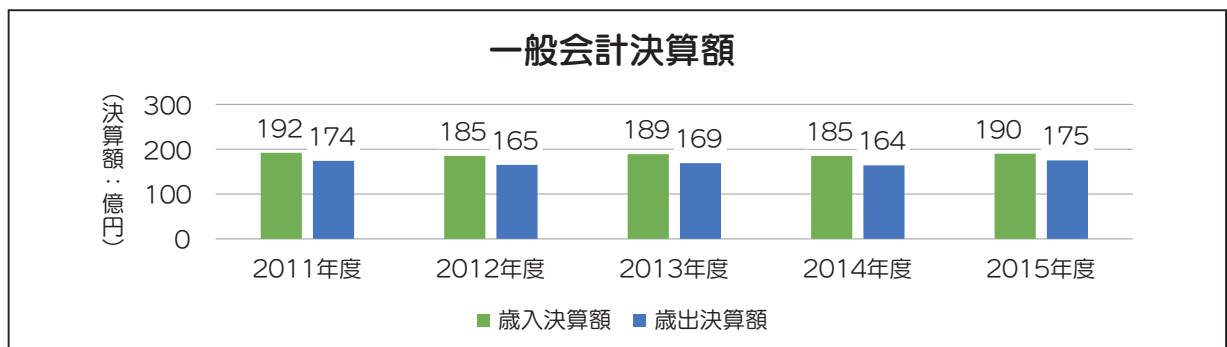
歳入面では、「第2章 1.人口の見通し」にあるように人口(特に生産年齢人口)の減少が続き、市民税の増収を見込むことが困難であることから、今後ますます交付税に依存する財政運営となることが予想されています。

歳出面では、生活保護費に代表される扶助費の増加に加え、公共施設の老朽化に伴う改修など多額の経費増大が見込まれます。

また、桜川筑西IC周辺開発事業や病院整備事業、さらに新庁舎建設事業など大規模なプロジェクトを控えており、収支バランスを考慮した財政計画が必要となっています。

(2) 決算額の推移

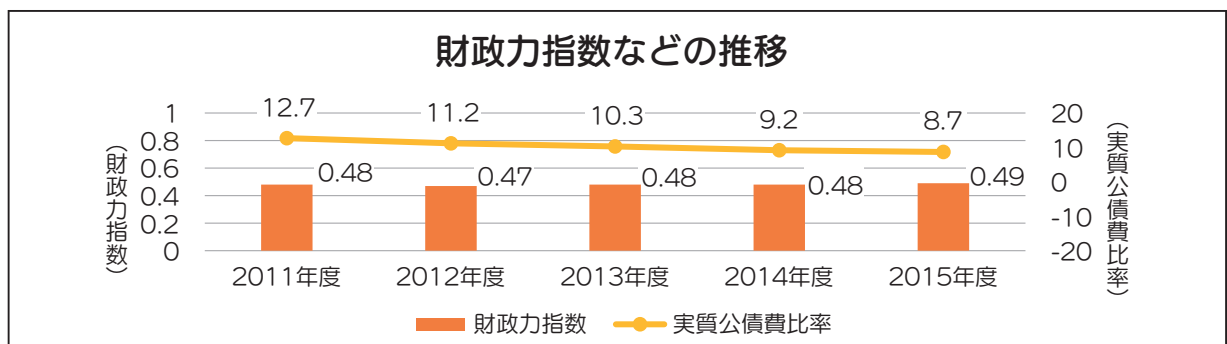
各年度の歳入歳出決算額については、定額給付金などの臨時的経費があったものの、ほぼ横ばいの状況です。



(3) 財政力指数などの推移

財政力指数(※1)は、人口(特に生産年齢人口)の伸びがなく、行政にかかる需要額の減少もないことから、横ばいで推移しています。

また、実質公債費比率(※2)は、繰上償還や合併特例債の償還が始まったことにより、下降傾向にあります。

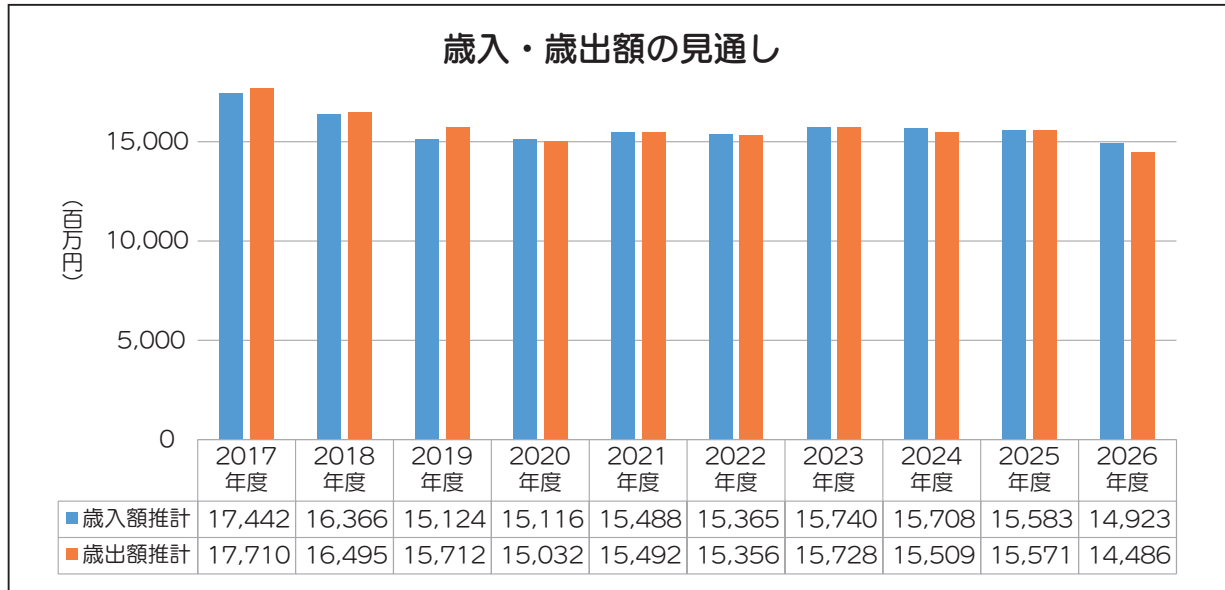


(4) 歳入・歳出の見通し

歳入面では、人口の増加が見込めないため、増収を見込むことは困難です。

歳出面では、桜川筑西IC周辺開発事業や病院整備事業、さらに新庁舎建設事業など大規模なプロジェクトが計画されており、歳入歳出差引額が歳出超過になる年度があるものと予想され、財政調整基金の取り崩しを見込まなければなりません。

これまで以上に経費の抑制に努め、行政評価により事業の効果や優先度・重要性を明らかにしながら、選択と集中を図り、限られた財源を効果的・効率的に活用することが必要となります。



*「新市建設計画(2015(平成27)年11月変更後)」における財政計画をもとに作成しています。

*歳出額の超過する年度においては、財政調整基金の取り崩しを見込んでいます。下表は、取り崩しを見込んだ場合の財政調整基金残高です。

(単位：百万円)

年 度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
財政調整基金残高	3,732	3,603	3,015	3,015	3,011	3,011	3,011	3,011	3,011	3,011

用語解説

- ※1 財政力指数とは、人口や面積などに応じて標準的な行政活動を行う財源をどのくらい自力で確保できるかを表した指標で、通常3か年平均で表します。単年度で1.0以上になると普通交付税の不交付団体となります。
- ※2 実質公債費比率とは、一般会計などが負担する元利償還金や準元利償還金の標準財政規模に対する割合のことです。

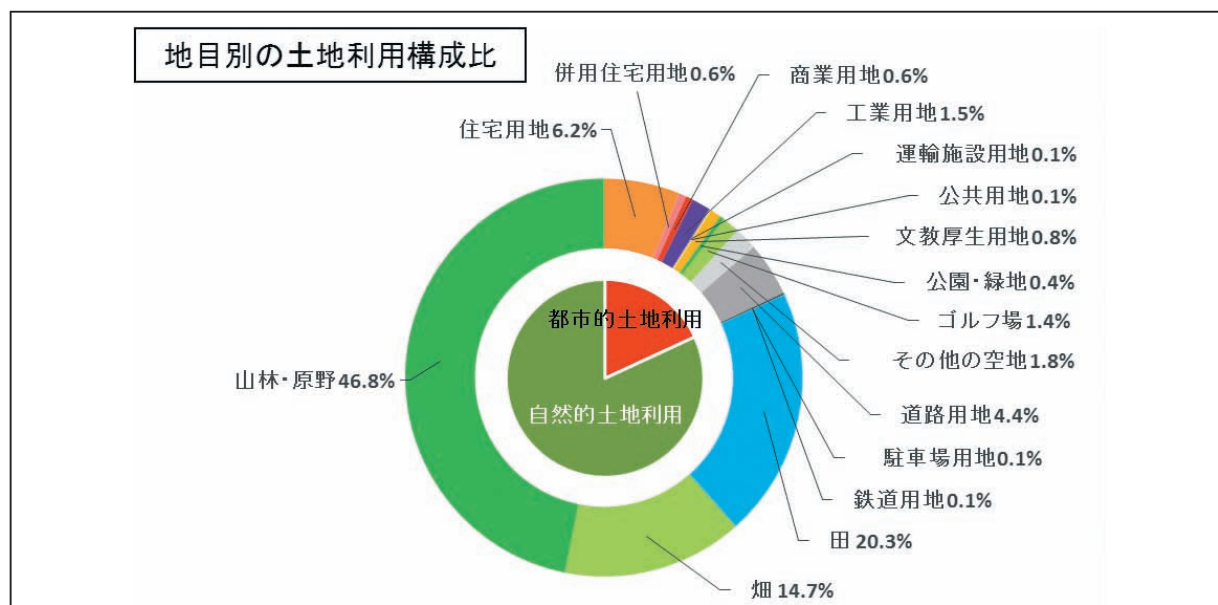
3. 土地利用の見通し

(1) 土地利用の現況

桜川市では、古くから自然地形を尊重した土地利用が行われてきました。人々の居住の場は、主に街道沿いや山裾、河川沿いに分布し、ヤマザクラが山々を彩る風景に包まれて豊かな暮らしを営んできました。このように自然と共生した土地利用が行われてきた結果、桜川市の土地利用構成は、自然的土地利用が全体の約82%を占めるのに対して、都市的・集落的土地利用は全体の約18%に限られています。自然的土地利用は、その過半が農用区域や自然公園地域（※1）の指定を受けています。

本格的な人口減少社会を迎え、開発需要が低下するなかで、この構成比は今後も続くと思込まれます。

なお、桜川市では、1977（昭和52）年に都市計画法の規定に基づく区域区分（※2）が定められており、市域全体の約5%が市街化区域（※3）に、約95%が市街化調整区域（※4）にそれぞれ指定されています。



* 2011（平成23）年都市計画基礎調査をもとに作成しています。

* 都市的・集落的土地利用は、住宅用地、併用住宅用地、商業用地、工業用地、運輸施設用地、公共用地、文教厚生用地、公園・緑地、ゴルフ場、その他の空地、防衛用地、道路用地、鉄道用地及び駐車場用地です。

* 自然的土地利用は、田、畑、山林・原野及び水面です。

用語解説

- ※1 自然公園地域とは、自然公園法により定められた、自然の景観を保護し、国民の保健に資することを目的とした地域です。
- ※2 区域区分とは、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域と市街化調整区域との区分で、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために、国の同意を得て都道府県が定めるものです。
- ※3 市街化区域は、都市計画法第7条第2項に規定する区域で、すでに市街地を形成している区域（既成市街地）や優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域（新市街地）です。
- ※4 市街化調整区域は、都市計画法第7条第3項に規定する市街化を抑制すべき区域で、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために定めるものです。

(2) 土地利用の主な課題

桜川市では、人口の約75%が市街化調整区域内の集落に居住しています。この区域は、高度経済成長期に設定された土地利用規制が色濃く残っており、地域コミュニティの衰退や集落環境の悪化の要因のひとつになっていると考えられます。このため、都市計画制度の見直しによる土地利用規制の適正化が求められています。

また、桜川市は、古くから市街地と集落とが密接に関わる都市構造を形成してきました。市街地は、医療、福祉、商業などの都市機能を担い、集落は、水源の涵養や里山の保全など都市機能以外の多面的機能を発揮して桜川市の都市基盤を側面から支えています。そのような中、桜川市では、都市構造の中核となる拠点が存在しないことから市民の日常生活圏が拡散する傾向にあり、自立的な都市圏を構築するために新たな拠点の形成を図ることが求められています。

(表1) 区域区分別の面積の推移

		1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年
市街化区域	面積 (ha)	—	813	812	844	844	851	851	851
	構成比 (%)	—	4.5	4.5	4.7	4.7	4.7	4.7	4.7
市街化調整区域	面積 (ha)	—	17,193	17,194	17,162	17,162	17,155	17,155	17,155
	構成比 (%)	—	95.5	95.5	95.3	95.3	95.3	95.3	95.3
合計	面積 (ha)	18,006	18,006	18,006	18,006	18,006	18,006	18,006	18,006

(表2) 区域区分別の人口の推移

		1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年
市街化区域	人口 (人)	—	13,162	13,780	13,585	13,546	13,074	12,402	11,901
	構成比 (%)	—	25.7	26.6	26.2	26.1	26	25.6	26.1
市街化調整区域	人口 (人)	—	38,009	37,986	38,295	38,426	37,260	35,998	33,772
	構成比 (%)	—	74.3	73.4	73.8	73.9	74.0	74.4	73.9
合計	人口 (人)	50,333	51,171	51,766	51,880	51,972	50,334	48,400	45,673

* (表1) と (表2) は、2011 (平成23) 年都市計画基礎調査をもとに作成しています。

(3) 土地利用基本構想

土地利用の現況と課題を踏まえ、次のとおり土地利用基本構想を掲げます。

桜川市は、先人たちから受け継いだ“まち”とそれを包む豊かな自然とが織り成すこの原風景が、かけがえない市民共有の財産であることを自覚し、これを守り、はぐくみ、その価値を一層高め、次世代へと住み継いでいくことを目指します。

そのために、土地利用に当たっては公共の福祉を優先させ、土地利用のあり方を「量の拡大」から「質の向上」へと転換します。都市的土地利用は、拠点に集約しつつ、拠点以外の地域では原則抑制し、集落的土地利用は、自然的土地利用との調和を図りつつ、地域の合意形成のもと、計画的な誘導に努めます。

(4) ゾーニング別土地利用基本構想

市全域を対象とする土地利用の一般則として、次のとおりゾーニング別土地利用基本構想を定めます。

① 複合産業誘導ゾーン

複合産業誘導ゾーンは、市街化区域のうち、商業、業務、工業その他の用途によって構成される複合産業用途に供することが想定される地域です。このゾーンでは、複合産業用途の導入を優先し、これを阻害するおそれのある用途の抑制を図ります。

② 市街地ゾーン

市街地ゾーンは、市街化区域のうち、現に住居、商業、業務その他の用途に供され、または供されることが想定されている地域です。このゾーンでは、現に形成されている住居、商業、業務その他の用途の環境の保護を優先し、工業の用途の抑制を図ります。

③ 工業生産ゾーン

工業生産ゾーンは、(ア)市街化区域のうち、現に工業の用途に供され、または供されることが想定される相当規模の一団の地域や(イ)市街化調整区域のうち、現に工業の用途に供されている相当規模の一団の地域です。このゾーンでは、現に形成されている工業の用途の環境の保護を優先し、住居の用途の抑制を図ります。

④ 農業振興ゾーン

農業振興ゾーンは、市街化調整区域のうち、農業振興地域の整備に関する法律に規定する農業振興地域（自然共生ゾーンに係る地域を除く。）です。このゾーンでは、農業上の土地利用の保護を優先し、都市的土地利用の抑制を図ります。

⑤ 自然共生ゾーン

自然共生ゾーンは、市街化調整区域のうち、自然公園地域、自然環境保全地域、保安林及び国有林に係る地域です。このゾーンでは、自然的土地利用の保護を優先し、都市的土地利用の抑制を図ります。ただし、自然的土地利用との調和を図りつつ、これらを観光資源として活用する場合には、この限りではありません。

(5) 拠点別土地利用基本構想

都市構造の拠点となる地域を対象とする土地利用の特別則として、次のとおり拠点別土地利用基本構想を定めます。これは、ゾーニング別土地利用基本構想に優先します。

① 桜川・筑西IC周辺地区

桜川・筑西IC周辺地区は、将来的な市街化区域への編入を視野に、計画的かつ段階的なインフラの整備と医療、福祉、商業その他の高次都市機能の集積を図り、市の中核となる新たな複合都市拠点の形成を推進します。

② 岩瀬市街地

岩瀬市街地は、市民の日常生活を支援する生活支援型の都市拠点として、引き続き、生活支援機能の維持・増進に努めるとともに、長期的かつ継続的なインフラの整備を図り、良好な住環境の形成に努めます。

③ 羽黒市街地

羽黒市街地は、生活支援型の都市拠点として、新たな生活支援機能の集約・確保に努めます。また、農地や雑種地などが残り、計画的な市街地の形成が進展していない地区にあっては、土地利用計画の見直しを視野に検討を進めます。

④ 大和市街地

大和市街地は、行政機能が集まった行政機能型の都市拠点として、現在の行政機能の維持・増進を図るとともに、新たな行政機能の集約・確保を図ります。また、農地や雑種地などが残り、計画的な市街地の形成が進展していない地区にあっては、土地利用計画の見直しを視野に検討を進めます。

⑤ 真壁市街地

真壁市街地は、生活支援型の都市拠点として、生活支援機能の維持・増進に努めるとともに、計画的なインフラの整備を図り、重要伝統的建造物群保存地区をはじめとする歴史資源を生かした風格のあるまちづくりを推進します。

⑥ 工業団地・石材団地

つくば真壁工業団地と台山高森工業団地は、工業生産機能に特化した工業専用型の工業拠点として、現在の工業生産機能の維持・増進に努めます。

南飯田地区、間中地区及び稲地区は、集落共生型の工業拠点として、現在の工業生産機能の維持に努めつつ、土地利用計画の見直しを視野に検討を進めます。

真壁石材谷貝団地と真壁石材塙世団地は、工業専用型の工業拠点として石材業の特性にふさわしい都市機能の維持・増進に努めます。

⑦ 集落生活圏

水源の涵養や里山の保全などの多面的機能を発揮する集落は、自然的土地利用が全体の約82%を占める桜川市にとってなくてはならない存在です。また、歴史と伝統を受け継ぎ、自治的な共助機能を備えた地域コミュニティは、人口減少・少子高齢社会に対応し得る可能性を秘めた貴重な資産であると考えられます。

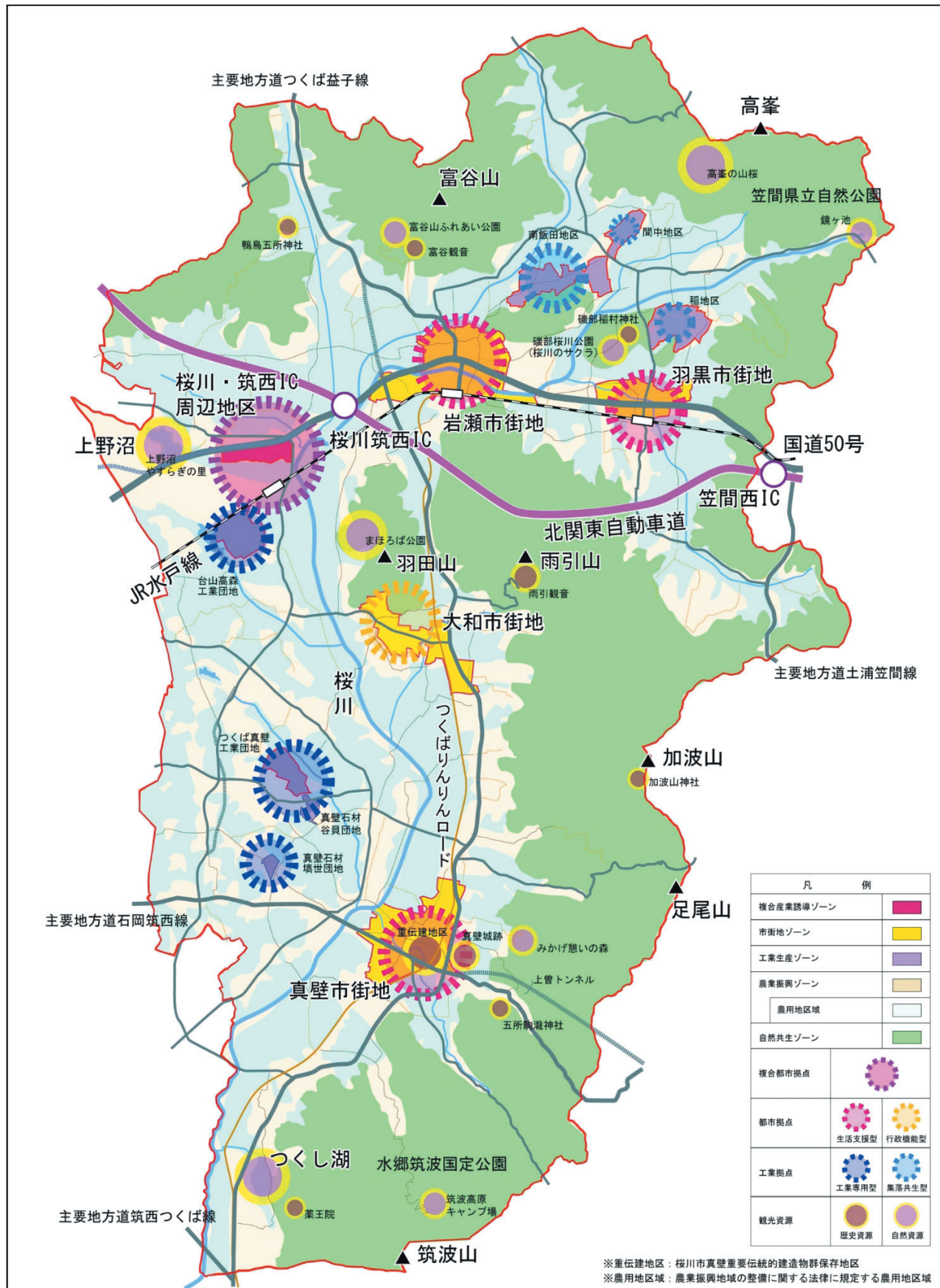
桜川市は、市街化調整区域内の集落を次世代へ継承していくことを目指し、集落が構成する自立的な日常生活圏（集落生活圏）の形成を支援するとともに、その制度的基盤として、農業による土地利用と調和を図りつつ、地区計画（※5）の策定を推進します。

また、良好な住環境が形成されている郊外住宅地や公園など集落生活圏の一部を構成する地区では、それぞれの地区にふさわしい土地利用の形成または転換に努めます。

用語解説

※5 地区計画は、都市計画法第12条の4第1項第1号に規定する都市計画で、地域の合意形成を経て、それぞれの地域の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための計画です。

桜川市土地利用基本構想図



序論

基本構想

基本計画

第1部 前期基本計画の構成と
分り別基本計画

第2部 ヤマザクラと市民の幸せ
を咲かせるプロジェクト

付属資料

第3編

前期基本計画



第1部

前期基本計画の構成と分野別基本計画

序章 前期基本計画の構成

基本構想（2017年度～2026年度）

将来像

政策

ヤマザクラと市民の幸せが咲くまち 桜川

1 共生

子どもから高齢者まで
健康で共生のまちづくり

2 学び

生きがいを育む
学びのまちづくり

3 安心

安全安心な暮らしのまちづくり

4 活力

活力ある産業のまちづくり

5 快適

快適な暮らしのまちづくり

6 自治

みんなで築く自治のまちづくり

1 共生

2 学び

3 安心

4 活力

5 快適

6 自治

第2部
ヤマザクラと市民の幸せ
を咲かせるプロジェクト

前期基本計画（2017年度～2021年度）

分野別基本計画（施策）

政策分野毎に全ての施策を網羅した計画

1-1	子育て支援の充実と少子化対策の推進
1-2	健康づくりの推進
1-3	地域医療体制の充実
1-4	地域福祉の推進
1-5	障がい者福祉の充実
1-6	高齢者福祉の推進
1-7	社会保障制度の健全運営

2-1	学校教育の充実
2-2	生涯学習・芸術文化活動の推進
2-3	青少年の健全育成
2-4	生涯スポーツ活動の振興
2-5	文化財の保存活用

3-1	消防・防災対策の充実
3-2	防犯・消費生活対策の推進
3-3	交通安全対策の推進

4-1	農林業の振興
4-2	商工業の振興
4-3	観光の振興

5-1	計画的な土地利用の推進
5-2	景観の良い住環境の保全
5-3	道路網の整備
5-4	公共交通の充実
5-5	下水道の整備
5-6	上水道の整備
5-7	廃棄物の抑制と適切な処理
5-8	生活環境の保全

6-1	市民協働のまちづくり
6-2	人権尊重のまちづくり
6-3	時代に合った自治体運営
6-4	組織経営と人事マネジメントの充実
6-5	健全な財政運営の推進

ヤマザクラと市民の幸せを咲かせるプロジェクト

分野別基本計画のうち、政策分野を横断して、優先的かつ重点的に実施する取り組みをプロジェクトとして再構成

1 ヤマザクラのまちをつくりま

2 ずっと住みたいまちをつくりま

3 子どもと子育てを応援するまちをつくりま

4 地域経済が元気なまちをつくりま

1-1 子育て支援の充実と少子化対策の推進

■施策の目指す姿

安心して子どもを産み、子育てができています。

■施策の目標（成果指標）

	成果指標	現状値（2015年度）	目標値（2021年度）
1	子育てがしやすいまちだと思う割合	47.8%	52.0%
2	子育てが楽しいと感じる保護者の割合	88.0%	92.0%
3	仕事と子育てが両立できていると思う保護者の割合	61.6%	67.0%
4	ファミリー・サポート・センター（※1）を利用した保護者の年間延べ利用者数	45人	60人

■現状

- ・市内には、認可保育所が2箇所、認定こども園が4箇所、幼稚園が2箇所あり、多子世帯へ利用負担額の助成をしています。また、平成27年12月から病児保育施設が県西総合病院に開設されました。
- ・子育てしやすいと感じる市民の割合が減少傾向にあり、出産・育児に伴う経済的負担の大きさや、育児に対する不安など保護者の心理的負担が増えています。
- ・ファミリー・サポート・センター事業として、援助会員が依頼会員の子どもを自宅で預かる取り組みを行っています
- ・子育て中の家庭を対象に子どもの遊び場確保と保護者の交流の場として、子育て支援センターを市内3箇所に設けています。
- ・放課後学童クラブ（※2）を小学校単位で開設し、2015（平成27）年4月から対象年齢を小学校6年生まで拡大して受け入れています。
- ・2014（平成26）年度に「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域の子育て支援のための総合的かつ計画的な取り組みを進めています。
- ・若者に出会いの場を提供し、結婚支援を行っています。

■課題

- ・家庭状況が多様化しており、保護者の子育てニーズに対応できる支援体制の構築が必要です。
- ・ファミリー・サポート・センターの利用者が少なく、事業の周知が必要です。
- ・放課後学童クラブの利用児童が増加したことにより、施設と指導員の確保が必要です。
- ・子育て中の親同士の交流を促進する場所や機会の確保など、保護者が子育てを楽しみ感じられる環境の整備・拡充が求められています。
- ・ひとり親家庭など低所得世帯への就労や子育て支援が必要です。
- ・出産・育児に伴う経済的支援の充実化が求められています。
- ・若者に幅広い出会いの場を提供するため、いばらき出会いサポートセンターの活用やNPO法人などと連携した取り組みが求められています。

主管課 児童福祉課

関係課 健康推進課、各こども園、幼稚園、学校教育課、国保年金課、農林課、生活環境課

■ 施策の目指す姿を実現するための手段

1	子育ての支援体制の充実	<p>ライフスタイルが多様化する保護者のニーズに沿って、子育てと就労の両立を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎必要な保育施設や保育士の確保 ◎保護者の復職に伴う低年齢児の保育施設への受け入れ ◎延長保育、一時預かり保育などの充実 ◎ファミリー・サポート・センター事業の周知と会員間の交流促進 ◎放課後学童クラブの施設整備や指導員の確保 ◎さまざまな保育サービスを保護者が安全安心に利用できる環境の構築
2	保護者相談体制の充実	<p>子どもや家庭の状況に応じた相談体制の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎子育て世帯の交流や子どもの育成への支援体制の充実 ◎家庭児童相談に対する支援体制の強化 ◎要保護児童の早期発見と関係機関の連携による適切な保護 ◎児童虐待に対する予防対策の充実
3	経済面の子育て支援	<p>子育て世帯を経済的に支援し負担を軽減します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎医療費助成や各種手当などによる子育て支援 ◎教育や保育施設利用者負担額への支援 ◎妊娠・出産費用への支援 ◎新たな経済支援のあり方の検討
4	結婚の応援	<p>若者の結婚に対する意識醸成を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎結婚を希望する若者への婚活支援 ◎NPO法人などと連携した婚活パーティーの開催

■ 施策の目指す姿の実現に向けた役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ・子育てについて学び考え、保護者としての自覚と責任を持ちます。 ・子育て仲間と一緒に育児を楽しみ、悩みを相談しあえる関係をつくります。 ・子どもの健やかな成長を家庭や地域社会全体で支えます。 ・結婚・出産・育児に対して関心を持つようにします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに関する精神的、経済的な不安や負担を軽減する支援を行います。 ・これから親になる人に子育ての楽しさを知ってもらう機会を提供します。 ・地域の子育て経験者や住民が力を合わせ、地域全体で子どもを守り育てる体制づくりを支援します。 ・出会いの場を提供し、結婚を希望する人を応援していきます。

用語解説

- ※1 ファミリー・サポート・センターとは、育児の手助けを受けたい人（依頼会員）と手助けをしたい人（援助会員）が会員になり、子育てについて助け合う会員組織です。
- ※2 学童クラブとは、仕事などで保護者や家族が昼間家庭にいない児童に対し、放課後や土曜日、夏休みなどに安全に過ごせる居場所を提供し、健全育成を図ることを目的とした制度です。

序論

基本構想

基本計画

第1部 / 前期基本計画の構成と分野別基本計画

第2部 / ヤマザクラと市民の幸せを咲かせるプロジェクト

付属資料

1-2 健康づくりの推進

■施策の目指す姿

自ら健康づくりに取り組み、元気に暮らしている。

■施策の目標（成果指標）

	成果指標	現状値（2015年度）	目標値（2021年度）
1	健康で元気に暮らしていると思う市民の割合	73.3%	79.0%
2	特定健診（※1）受診率	35.7%	41.0%
3	乳幼児健診受診率	93.8%	96.2%

■現状

- 健康で元気に暮らしていると思う市民が7割以上、自分の健康づくりを心がけている市民が9割以上です。市民の健康意識や健康づくりの取り組みが定着化しつつあり、特定保健指導（※2）該当者（メタボリックシンドローム該当者および予備軍）の割合が減少してきています。
- 特定健診やがん検診の受診率は、概ね横ばい状態です。子宮・乳がん、大腸がん検診では、がん検診手帳や無料クーポン券の交付により受診率がやや向上しました。
- こころの健康づくりや睡眠に関心を持つ人が増えています。しかし、ストレスの多い現代は、こころの問題も多様化、複雑化、深刻化しているケースがあります。
- 子育てが楽しいと感じる保護者の割合は88.0%です。
- 乳幼児健診受診率は、横ばい状態です。健診未受診者には家庭訪問を行い、発育・発達や育児状況の確認をしています。

■課題

- 自ら健康づくりに取り組めるよう、健康意識の啓発や環境整備が求められます。
- 生活習慣病の重症化予防やがんの早期発見のため、特定健診やがん検診の受診率の向上を目指し、健診などの受けやすい体制整備や未受診者への受診勧奨の対応が求められます。
- 少子化や核家族化が進行するとともに、子育て環境や子育て意識も多様化しており、育児相談や訪問などで個々への対応が求められます。育児の孤立や虐待防止のために、切れ目のない支援体制づくりが必要です。

■ 施策の目指す姿を実現するための手段

1	健康づくりの推進	自ら進んで行う健康的な生活習慣づくりに向け、健康意識の普及啓発や取り組み支援を推進します。 ◎各種健康相談や健康教室の開催 ◎健康推進委員会や食生活改善推進員協議会との協働による健康づくりの普及促進
2	特定健診やがん検診の充実	特定健診やがん検診を定期的に受診できる体制を整えます。 ◎特定健診の受診体制整備や未受診者の受診勧奨 ◎がん検診の受診体制整備 ◎特定保健指導や精密検査者の受診勧奨
3	母子支援体制の充実	安全安心な妊娠・出産・育児のため、切れ目のない母子の健康づくりを支援します。 ◎健診や相談、家庭訪問体制の充実 ◎療育支援の充実 ◎母子保健関係機関との連携

■ 施策の目指す姿の実現に向けた役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> 健康相談や健康教室などに積極的に参加し、疾病やその予防について正しい知識を得て、自ら健康づくり活動に取り組みます。 「自分の健康は自分で守る」という意識を持ち、年に1回は特定健診やがん検診を受診します。 保護者は、乳幼児健診などを積極的に受け、子どもの健康の保持増進に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 健康推進委員会や食生活改善推進員協議会と協働して、生活習慣病予防やがん予防、こころの健康づくりに関する知識などの普及啓発や取り組みへの支援を行います。 特定健診やがん検診の受けやすい体制を整え、受診率の向上に努めます。 特定保健指導やがん検診の精密検査者の受診勧奨をします。 乳幼児健診などの未受診児対策、健診後の経過観察や療育支援を行います。 育児不安や負担を軽減できるよう育児相談や訪問を実施します。

用語解説

- ※1 特定健診（特定健康診査）とは、糖尿病などの生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、「メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）」に着目し、メタボ該当者やその予備群を減少させるための特定保健指導を必要とする方を選定するために行うものです。
- ※2 特定保健指導とは、特定健診を受けた後に、メタボリックシンドロームの危険度に応じて、生活習慣の改善が必要な方に行われる保健指導です。

1-3 地域医療体制の充実

■施策の目指す姿

地域で相談ができる「かかりつけ医」などを持ち、必要時には専門医療を受けられる。

■施策の目標（成果指標）

	成果指標	現状値（2015年度）	目標値（2021年度）
1	地域で適切な医療が受けられると思う市民の割合	41.2%	51.0%
2	かかりつけ医を持つ市民の割合	39.5%	45.0%

■現状

- ・ 県西総合病院では、適切な医療が受けられるよう医師の確保に努めています。
- ・ 市医師会の協力により日曜祝日に診療を行う休日当番医療を実施しています。また、筑西広域病院群輪番制により日曜祝日と夜間は毎日の体制で休日夜間救急診療を実施しています。
- ・ 筑西市民病院と県西総合病院および隆仁会山王病院の3病院を再編統合し、筑西市が新中核病院の整備、桜川市が高森地区にさくらがわ地域医療センターの整備を進めています。
- ・ かかりつけ医を持つ市民の割合は39.5%、かかりつけ歯科医では32.4%、かかりつけ薬局では16.1%となっています。

■課題

- ・ 地域医療の充実については、市民要望の優先度が高くなっており、地域で適切な医療が受けられるよう医療体制の充実が求められています。
- ・ 休日当番医療については、市医師会との協力体制を構築し円滑な運営が必要です。
- ・ かかりつけ医などを持つ市民、かかりつけ医の役割の理解や、定着に向けて、普及啓発活動を推進することが必要です。

■ 施策の目指す姿を実現するための手段

1	市立病院の整備	地域医療体制の充実を図るため、市立病院を整備します。 ◎さくらがわ地域医療センターの整備
2	地域医療機関などの連携	地域で安心して医療が受けられるよう体制を整えます。 ◎医療機関の役割分担と相互連携の推進 ◎夜間や休日の救急体制の継続的な確保 ◎医療機関の適正受診の普及啓発 ◎かかりつけ医などの普及啓発

■ 施策の目指す姿の実現に向けた役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> 適切な応急処置と医療の知識を身につけます。 適切な医療や健康の相談などができる「かかりつけ医」「かかりつけ歯科医」「かかりつけ薬局」を持って、医療の適正受診に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域医療体制の充実を図ります。 医療機関相互の連携による効率的な医療を提供します。 かかりつけ医などを持つことの普及啓発活動を推進します。

1-4

地域福祉の推進

■施策の目指す姿

地域で互いに支えあう意識が高まり、積極的に福祉活動に参加している。

■施策の目標（成果指標）

	成果指標	現状値（2015年度）	目標値（2021年度）
1	地域福祉活動（※1）を行っている市民の割合	26.4%	30.0%
2	高齢者見守りネットワーク事業所登録件数	87件	140件
3	社会福祉協議会にボランティア登録をしている人の数	770人	759人

■現状

- ・本市では、「地域福祉計画」「次世代育成支援事業計画」「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「障害者計画・障害福祉計画」「きらり健康プラン」の個別計画を策定し、地域福祉事業を実施しています。
- ・少子高齢化、核家族化の進行、個人の価値観の多様化などにより、地域のつながりが希薄になってきています。
- ・急速な高齢化や人口減少により、社会福祉協議会にボランティア登録している人の数が減少傾向にあり、今後もさらに登録者数の減少が見込まれています。
- ・地域福祉活動を支えてきた人の高齢化などにより、地域福祉活動に参加したことがある市民は全体的には減少しています。しかし、若年層において、組織枠にとらわれず、友人や気の合う仲間と興味のある活動に参加する人は増えつつあります。
- ・ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加しており、日常生活や災害発生時に支援を必要とする人が増えています。

■課題

- ・地域福祉の担い手の減少や担い手の高齢化に対応していくため、元気な高齢者への意識啓発を行う必要があります。
- ・社会福祉協議会に登録しているボランティア数を維持し、活動を継続することが必要です。
- ・若年層や子どもたちが福祉・ボランティアに興味を持って取り組めるように、活動する機会・場所を設けて、地域福祉を推進する将来の担い手を育成することが必要です。
- ・地域福祉活動の推進に中核的な役割を果たす市社会福祉協議会が、行政や各種団体との連携強化を図り、住民が抱える生活課題の解決など、事業や活動の強化を図ることが重要です。
- ・高齢化や核家族化が進む中、公助だけでなく、地域で声かけ・見守りを行うなど共助の力が大切であり、地域住民がお互いに支え合う体制づくりが必要です。

主管課 社会福祉課 **関係課** 児童福祉課、健康推進課、高齢福祉課、介護保険課

■ 施策の目指す姿を実現するための手段

1	地域福祉活動の推進	各種福祉施策の推進を図るため、地域福祉活動が活発化するような体制づくりを推進します。 ◎地域で支え合うネットワークの形成 ◎民生委員児童委員への支援 ◎社会福祉協議会やボランティア団体などへの支援や連携強化
2	福祉意識啓発と人材育成	市民の地域福祉に関する意識を高め、個人や市民団体が地域福祉活動の担い手となるよう支援します。 ◎福祉・ボランティア教育の啓発活動の推進 ◎福祉体験事業や福祉意識啓発に関する講座などを通じた福祉ボランティア人材の発掘と育成

■ 施策の目指す姿の実現に向けた役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> 支援を必要とする人々を地域で支える地域福祉の考え方に対する正しい認識と理解に努めます。 地域福祉活動などに積極的かつ継続的に参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民の誰もが安心した生活を送ることのできる地域社会づくりに努めます。 地域福祉活動への市民参加を支援します。

用語解説

※1 地域福祉活動とは、ご近所の見守りや声かけ活動、地域住民の安全確保、地域住民の交流促進、生活環境の改善、災害時の要支援者の支援体制づくりなど、身近な生活課題の解決や福祉を地域全体で支える活動のことです。

序論

基本構想

基本計画

第1部 / 前期基本計画の構成と分野別基本計画

第2部 / ヤマザクラと市民の幸せを咲かせるプロジェクト

付属資料

1-5 障がい者福祉の充実

■施策の目指す姿

障がいの特性に応じた福祉サービスを受け、地域社会で豊かな生活を送れている。

■施策の目標（成果指標）

	成果指標	現状値（2015年度）	目標値（2021年度）
1	相談件数	547件	680件
2	計画相談支援による福祉サービスの実利用者数	291人	351人
3	地域生活における社会参加支援のための事業利用者数	120人	137人

■現状

- ・ 障害者基本法に基づく「障害者計画」や障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」を策定し、福祉サービスの充実に努めています。
- ・ 障がいのある人とその家族が抱える問題の解決や不安解消に関する相談、社会参加や権利擁護のために必要な援助に関する相談などさまざまな相談に応じています。
- ・ 2012（平成24）年度から国が推進してきた「計画相談支援事業（※1）」の支援給付が「障害者自立支援給付事業」の利用者ほぼ全員に対して提供され、これまで要望のなかった多種多様なニーズが生まれてきています。
- ・ 計画相談支援を通して出てきたニーズに伴い、自立支援給付の利用は年々増加しています。
- ・ 市内で計画相談支援事業を実施している事業所は4か所です。

■課題

- ・ 障がいのある人やその家族の主体性を重んじた福祉サービスの提供など、地域社会における生活を豊かにするための支援を引き続き行っていく必要があります。
- ・ 計画相談支援を通して生まれてきたニーズに対し、限られた社会資源の中で対応していくために、計画相談支援事業所との連携を強化し、自立支援給付（※2）の適正化を進めていく必要があります。
- ・ 自立支援給付の利用を進める中、相談窓口となる計画相談事業所や相談支援専門員の不足により、自立支援給付利用の遅延が生じています。
- ・ 2016（平成28）年4月から障害者差別解消法が施行されました。障がいを理由とした不当な差別の禁止や合理的配慮（※3）の提供などについて、市民への周知を図る必要があります。

主管課 社会福祉課 **関係課** 児童福祉課、健康推進課、高齢福祉課、介護保険課

■ 施策の目指す姿を実現するための手段

1	相談体制の強化	障がいのある人やその家族が住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう、さまざまな相談に応じます。 ◎障がい福祉に関する制度の周知と相談体制の強化 ◎障がい福祉サービス利用などへの相談支援の充実
2	福祉サービスの充実	計画相談支援事業所との連携により、適切な福祉サービスが受けられるよう支援します。 ◎福祉サービスの充実 ◎計画相談支援事業所との連携強化と情報提供 ◎ケアマネジメント体制による自立支援給付の充実
3	社会参加の促進	障がいのある人の地域における日常生活・社会生活の充実と社会参加を支援します。 ◎地域生活支援や就労のための障害福祉サービスの充実 ◎障害者差別解消法についての周知や理解の促進

■ 施策の目指す姿の実現に向けた役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> 市民一人ひとりが障がいについて理解し、障がいのある人もない人もお互いの人格や個性を尊重します。 障がいのある人が相談しやすい環境を作るなど、寄り添う心を養います。 	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人やその家族が抱える問題の解決や不安解消、社会参加や権利擁護に関する相談などに応じます。 福祉サービスに係る情報の提供や利用の援助など、社会生活力を高めるための支援に努めます。 障害者差別解消法について、市民への周知を図ります。

用語解説

- ※1 計画相談支援事業とは、面談やアセスメントを通して一人ひとりのニーズや状況に合わせた「サービス等利用計画」を作成し、その後は定期的にサービスの利用状況などを聞き取りして、変更が必要な場合には「サービス等利用計画」の改善を行うものです。
- ※2 自立支援給付とは、在宅で訪問によってうけるサービスや施設への通所や入所を利用するサービス、また自立促進のための就労支援など利用者の状態は、ニーズに応じて個別に給付されるサービスです。
- ※3 合理的配慮とは、障害のある方々の人権が障害のない方々と同じように保障されるとともに、教育や就業、その他社会生活において平等に参加できるよう、それぞれの障害特性や困りごとに合わせておこなわれる配慮のことです。

序論

基本構想

基本計画

第1部 / 前期基本計画の構成と分野別基本計画

第2部 / ヤマザクラと市民の幸せを咲かせるプロジェクト

付属資料

1-6 高齢者福祉の推進

■施策の目指す姿

高齢者が安心して健康に暮らせている。

■施策の目標（成果指標）

	成果指標	現状値（2015年度）	目標値（2021年度）
1	生きがいを感じている高齢者の割合	78.2%	80.0%
2	シルバー人材センター会員数	249人	320人
3	相談に対して解決した割合	83.7%	85.0%
4	認知症サポーター養成者数	357人	428人

■現状

- ・ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯の数が年々増加し、生活支援の要望が多様化しています。また、認知症による徘徊・暴力・虐待などの事例が起きており、地域包括支援センターではその内容に応じて専門職が相談・アドバイスなどを行っています。
- ・シルバー人材センターの新規会員数の減少や、高齢者クラブの会員減少による活動休止など元気な高齢者の地域社会参加への関心が薄くなっています。

■課題

- ・「高齢者が、住み慣れた地域で誇りと生きがいを持ち、元気で暮らすことができる。」ように関係機関との連携により介護保険サービスや在宅福祉サービス、家族介護者支援など高齢者福祉サービスの充実を図ることが重要です。
- ・高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して生活できるように、「地域包括ケアシステム（※1）」を構築し、介護や医療が必要になっても地域で継続して生活できるように、関係機関（市役所・警察・消防・医療機関・介護施設・民生委員・地域など）との連携や地域での介護予防事業の展開、地域ニーズに沿った高齢者支援サービスの充実に努める必要があります。
- ・自己の経験や知識を活かした社会参加を希望する高齢者をマネジメントするしくみが必要です。

■ 施策の目指す姿を実現するための手段

1	高齢者の生きがいづくりの推進	健康寿命を延ばすため、高齢者が元気で活躍できる場（体力維持・就労・集い）を設けてさまざまな活動を支援します。また、経験を活かして社会貢献ができる環境づくりに努めます。 ◎シルバーリハビリ体操や高齢者クラブへの活動推進 ◎シルバー人材センターの運営支援 ◎生きいきサロンなど地域交流の場の充実
2	高齢者福祉サービスの充実	高齢者の日常生活に対する在宅支援サービスや介護予防・家族介護者への活動支援サービスの充実に努めます。 ◎地域包括ケアシステム体制づくりの推進 ◎一般介護予防事業の充実と参加促進 ◎介護認定度の重度化防止対策の実施
3	総合相談の充実と地域医療と介護の連携推進	住み慣れた地域でその人らしい生活が継続できるように、相談体制や様々な生活支援サービスの充実と医療・介護などが連携した仕組みの構築により、高齢者の不安解消を図ります。 ◎地域包括支援センターの体制強化 ◎地域医療機関と介護事業所の情報連携推進
4	認知症への対応推進	増加する認知症の人とその家族に対する社会的理解の普及と地域の支え合いの仕組みづくりを行います。 ◎高齢者見守りネットワークの強化 ◎認知症サポーター養成講座など市民の意識啓発推進

■ 施策の目指す姿の実現に向けた役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> 健康意識の向上により介護予防に努めます。 豊かな経験や知識を活かして積極的に社会参加します。 相互扶助の推進により地域のつながり強化に努めます。 認知症についての知識を学ぶことで、認知症の人とその家族を社会が受け入れ、徘徊などの問題を地域で支えます。 	<ul style="list-style-type: none"> 生きがいづくりや健康維持のための活動を推進していきます。 介護や日常生活で困ったときの総合相談体制を築き、各関係機関（行政・医療・介護・地域）の連携を強化します。 高齢者の多様なニーズに適した行政サービスを提供します。 認知症への施策（予防対策・知識習得）を推進します。

用語解説

※1 地域包括ケアシステムとは、高齢者が“住み慣れた地域”で介護や医療、生活支援サポート及びサービスを受けられるよう市区町村が中心となり、「住まい」「医療」「介護」「生活支援・介護予防」を“包括的に”体制を整備していくことです。

■ 施策の目指す姿

安心して社会保障を受けることができる。

■ 施策の目標（成果指標）

	成果指標	現状値（2015年度）	目標値（2021年度）
1	社会保障の健全運営にやや満足または満足している市民の割合	17.6%	35.0%

■ 現状

- ・国民健康保険と後期高齢者医療制度については、被保険者の高齢化や医療技術の高度化により医療費が増加する一方、財源となる保険税（料）の増収が見込めず厳しい財政状況が続いています。このような状況の中、国民健康保険は制度の安定化を図るため、2018（平成30）年度から県が財政運営の責任主体となって県内市町村とともに運営を担うこととなります。
- ・介護保険制度については、介護保険給付費が、高齢化率の上昇、介護保険の認定率の微増などにより増加しています。また、介護サービスの充実や施設の基盤整備を図るため、介護保険事業計画を策定することにより3年毎に見直しをしています。
- ・生活保護については、高齢者の増加、扶養義務者の意識変化などにより、相談件数、被保護世帯数ともに増加傾向にあります。2015（平成27）年度においては高齢者世帯、障がい者世帯、傷病者世帯の割合が全体の85%を占め、自立困難世帯が生活保護世帯の多くを占めています。

■ 課題

- ・医療保険の健全運営のため、疾病の早期発見、早期治療による医療費の抑制と保険税（料）の収納率向上による財源確保に取り組む必要があります。
- ・2025（平成37）年には団塊の世代が75歳以上となることから、今後、要介護認定者数、介護保険給付費の急増が見込まれ対応が求められています。
- ・生活保護受給世帯の増加や受給者の高齢化に伴い、医療扶助費を中心とした生活保護費の増加が予想され、生活困窮者の生活保障確保と自立に向けた取り組みの促進が必要です。

■ 施策の目指す姿を実現するための手段

1	医療保険制度の充実	医療費の抑制と保険税（料）の収納率向上により保険財政基盤の安定化を図ります。 ◎特定健診や特定保健指導など保健事業の充実 ◎レセプト点検の強化や医療費通知による医療費の抑制 ◎ジェネリック医薬品（※1）の普及啓発 ◎国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の収納率向上
2	介護保険制度の充実	要介護認定者や介護保険サービス利用者のさらなる増加が見込まれるなか、健全な介護保険財政の運営に努めます。 ◎介護認定審査会の適正な運営 ◎介護給付適正化の強化 ◎介護保険料の収納率の向上
3	セーフティネット制度の充実	生活保護制度や生活困窮者自立支援制度などのセーフティネットにより、生活困窮者の生活保障と自立促進に努めます。 ◎生活保護制度の適正実施 ◎医療扶助適正化の推進 ◎就労や自立支援の実施
4	医療福祉費支給制度（マル福）の充実	医療費の経済的負担を軽減します。 ◎医療費助成対象者の拡充

■ 施策の目指す姿の実現に向けた役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健診や特定保健指導を積極的に受診して自分の健康に関心を持ちます。 ・ 医療・介護保険制度を理解して保険税（料）を適正に納付します。 ・ 自立した生活を送るため、働くスキルを磨き、資産を運用し、社会保障制度などの活用にも努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健診や特定保健指導などの保健事業を推進します。 ・ ジェネリック医薬品の普及啓発に努めます。 ・ 医療・介護の保険税（料）が納付しやすい環境を整えます。 ・ 生活保護の適正実施や自立促進のための支援を推進します。

用語解説

※1 ジェネリック医薬品とは、先発医薬品（新薬）の特許期間満了後に別の製薬会社が製造販売する後発医薬品のことです。一般に先発医薬品と比べ安価で、医療費の削減と患者負担の軽減につながるものとされています。

2-1

学校教育の充実

■施策の目指す姿

学力・心・体の調和の取れた人材が育まれている。

■施策の目標（成果指標）

	成果指標	現状値（2015年度）	目標値（2021年度）
1	学校が楽しいと思う児童生徒の割合	小：94.6% 中：84.6%	小：97.0% 中：90.0%
2	学力診断テスト結果（県平均正答率との比較）	小：+13.5% 中：+5.5%	小：+15.0% 中：+10.0%
3	体力テスト結果（県平均との比較）	小：+9.2% 中：+4.6%	小：+10.0% 中：+8.0%
4	適正規模を維持できていない学校数	9校	6校

■現状

- ・学校が楽しいと思う小学生の割合は、比較的高い割合を占めていますが、中学生になるとやや減少する傾向にあります。
- ・県の学力向上推進事業、体力アップ推進プランを活用し、特色のある教育を推進した結果、学力診断テスト、体力テストについて、小・中学校とも、茨城県の目標値を上回っています。
- ・児童生徒が安全に安心して学習活動ができるよう、校舎・体育館の耐震化を進めています。
- ・真壁小学校と紫尾小学校を統合し、桃山中学校と合わせて小中一貫教育を行う義務教育学校（※1）の建設を行っています。

■課題

- ・学校が楽しいと思う中学生が、小学生に比べ減少しているため、小学校での学びを中学校にスムーズに引き継ぐための小中連携した教育を強化していく必要があります。
- ・桜川市の児童生徒の学習状況・学力状況を把握し、その結果に応じた教育プログラムを組んで学力向上を図る必要があります。
- ・桜川市について、その歴史や文化を知り、郷土に対する愛着と誇りを持った児童生徒を育成していく必要があります。
- ・児童生徒のより適正な学習環境を整備するために、小中学校の適正配置の必要性について住民理解を深める必要があります。

主管課 学校教育課 **関係課** 教育指導課、生涯学習課、各給食センター、幼稚園

■ 施策の目指す姿を実現するための手段

1	教育内容の充実	<p>児童生徒の学力と体力の向上を図り、楽しい学校を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎児童生徒の自主性・自立性を育む指導の工夫 ◎ヤマザクラや農業など、郷土「桜川市」についての学習の充実 ◎ICT（※2）を活用した情報および国際教育の充実 ◎体力テストの成果評価に基づく体育授業や休み時間などの利用の工夫 ◎給食活動などを通じた食に関する指導の充実
2	教育体制の充実	<p>学校・家庭・地域が連携して、児童生徒を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎道徳教育を中心とした心の教育の充実 ◎桜川市教育支援センターを活用した教育相談の充実 ◎小中学校の学びの連続性を考慮した小中一貫教育の推進
3	教育環境の整備	<p>小中学校の適正配置を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎地域や保護者に対するアンケートや懇談会の実施 ◎地域や保護者の意見を尊重した適正配置の推進 ◎通学路の安全点検の実施
4	就学前教育の推進	<p>幼児期の教育と小学校教育の支援・指導の連続性を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎幼児と児童の交流、教職員同士の交流の推進 ◎特別支援教育などを含めた指導体制の整備

■ 施策の目指す姿の実現に向けた役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ・家庭や地域社会において、健全な子どもが育つよう、子どもたちに社会的ルールを身につけさせ、地域で子どもを育てるという意識を持ちます。 ・教育・研修の場に積極的に参加し、家庭の子育て力の向上を図ります。 ・ボランティアとして学習支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会の変化に対応した学習プログラムや教育環境の整備を図ります。 ・計画的に教育施設の改善・充実を図り、安全に安心して学校に通い学べる環境を整備します。 ・家庭や地域社会との連携を密にし、地域全体で子どもを育成する社会の構築を支援します。

用語解説

- ※1 義務教育学校とは、小学校課程から中学校課程まで義務教育を一貫して行う学校です。
- ※2 ICTとは、Information and Communication Technologyの略で、情報や通信に関する技術の総称です。

序論

基本構想

基本計画

第1部
前期基本計画の構成と
分野別基本計画

第2部
ヤマザクラと市民の幸せ
を咲かせるプロジェクト

付属資料

2-2 生涯学習・芸術文化活動の推進

■施策の目指す姿

生涯にわたって自ら学び、学びあっている。

■施策の目標（成果指標）

	成果指標	現状値（2015年度）	目標値（2021年度）
1	日頃学習活動をしている市民の割合	25.1%	25.1%
2	公民館の年間利用者数	87,744人	93,000人
3	図書館・室の年間利用者数	27,077人	30,100人

■現状

- ・生涯学習活動している市民の高齢化が顕著になっているとともに、活動をしている人が固定化しています。
- ・児童生徒が安全で健やかに過ごせる居場所づくりと体験学習の機会を設けています。さらに、地域の児童・保護者・高齢者の交流や連携の事業を展開しています。
- ・文化協会関連の活動が活発に行われており、学校教育との連携により子どもたちへの出前講座などが実施されています。
- ・こども伝統文化教室においては、日本古来の文化を次世代に残すこと、よき文化を継承することを念頭に置き、事業を展開しています。

■課題

- ・生涯学習活動に参加している市民が高齢化してきており、若い人たちが気軽に参加できる活動や組織づくりが求められています。
- ・文化協会会員が高齢化しており、活動継続に向けて若年層への働きかけが求められています。
- ・図書システムを整備し、既存の図書施設と市内小中学校図書室の連携向上を図ることが必要です。
- ・新たな図書施設の整備検討が必要です。
- ・地域の実情や市民のニーズにあった講座、教室などの充実など、生涯にわたって市民が自ら学べる場を提供することが必要です。

■施策の目指す姿を実現するための手段

1	自主的な活動の支援と学習機会の提供	市民が生涯学習に自発的に参加できるよう、学習できる機会の提供に努めます。 ◎公民館講座でのヤマザクラの内容を盛り込んだ歴史講座の実施 ◎公民館（分館）まつりなど、発表機会の充実 ◎読み聞かせ活動の実施による読書意欲の高揚
2	親しみを感じる文化振興の推進	市民が芸術や文化を気軽に親しめるように努めます。 ◎芸術・文化活動振興のための事業開催 ◎芸術・文化活動の発表や鑑賞機会の提供
3	生涯学習・文化施設の活用	市民が活用しやすい施設を目指して、利便性の向上を図ります。 ◎図書施設間と学校図書との連携向上 ◎新たな図書施設の整備に向けた研修会や先進地視察の実施

■施策の目指す姿の実現に向けた役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習や文化活動に積極的に参加し、知識・見聞を深めると共に、自ら学ぶ意欲を向上させます。 公民館講座受講生については、市民講座などの講師となり、市民同士の学びの輪を広げます。 日本の伝統文化を次世代の子ども達に継承します。 	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習や文化活動施設の充実、生涯学習情報の提供により、市民の学習・文化活動を支援します。 各種広報活動や文化講演会などの開催により、生涯学習・文化活動に対する意識啓発を図ります。 市民の学びの輪を広げるため、講座などの講師育成、確保に努めます。

2-3 青少年の健全育成

■施策の目指す姿

心豊かにたくましく育っている。

■施策の目標（成果指標）

	成果指標	現状値（2015年度）	目標値（2021年度）
1	心豊かにたくましく育っていると思う市民の割合	45.0%	53.0%
2	コミュニティスクール（※1）参加人数	1,792人	1,800人
3	「青少年の健全育成に協力する店」登録店舗数	132店舗	135店舗

■現状

- ・ 青少年相談員は、「青少年の健全育成に協力する店」への登録店舗を増やすため、市内の店舗を訪問しています。また、街頭指導活動に取り組み、中学校の下校時の通学路において、あいさつや声かけを行っています。
- ・ 青少年の健全育成では、保護者や地域住民が青少年のよい手本となるよう自覚を持ち、関係団体と連携をはかって、あいさつ運動や社会環境浄化活動などに取り組んでいます。

■課題

- ・ 青少年が抱える問題は年々深刻化しており、学校・家庭・地域が連携を強化し、地域で子どもたちを取り巻く様々な環境を改善する必要があります。
- ・ スマートフォンやインターネットの普及による犯罪が増加しているため、子どもたちが巻き込まれないよう家庭や学校が連携して非行防止、犯罪被害防止に取り組むことが必要です。

■ 施策の目指す姿を実現するための手段

1	青少年活動の充実	豊かな体験を通して、子どもたちの「生きる力」を育みます。 ◎地域活動やボランティア活動の充実 ◎社会性を身につけるための支援
2	家庭教育の充実	子どもの見本となる保護者意識を高めます。 ◎PTA活動の活性化 ◎家庭教育学級を通じた相談・支援体制の充実
3	地域教育力の充実	地域の子どもは地域で育てるという意識を啓発します。 ◎地域活動を通じた、地域における教育の推進 ◎学校・家庭・地域の連携を図り、地域全体で青少年を育てる体制の強化 ◎中学校の通学路での下校指導

■ 施策の目指す姿の実現に向けた役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> 地域において青少年の育成の場をつくり、地域全体で青少年の健全育成を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の関連団体育成やボランティア活動などを支援します。 継続的な意識啓発活動を進めます。 コミュニティの強化を図り、地域が一体となって青少年が健全にのびのびと生活できる環境を整備します。

用語解説

※1 コミュニティスクールとは、学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支えるための体験事業です。

序論

基本構想

基本計画

第1部 / 前期基本計画の構成と分野別基本計画

第2部 / ヤマザクラと市民の幸せを咲かせるプロジェクト

付属資料

2-4 生涯スポーツ活動の振興

■施策の目指す姿

スポーツを通じて健康で豊かな生活を送っている。

■施策の目標（成果指標）

	成果指標	現状値（2015年度）	目標値（2021年度）
1	週1回以上スポーツを行っている市民の割合	39.4%	50.0%
2	スポーツを通じて健康で豊かな生活を送っている市民の割合	63.9%	70.0%
3	市のスポーツ施設利用者延べ人数	276,825人	286,000人
4	スポーツ少年団登録指導者数	196人	201人

■現状

- ・スポーツ実施率は若年層では低いが、高齢者になると高くなり、市全体をみると年々上昇しています。
- ・スポーツを通じて健康で豊かな生活を送っている市民の割合は、ほぼ横ばい傾向です。
- ・体育協会やスポーツ少年団の登録者数は、人口減少や少子化に伴い減少しています。
- ・施設が老朽化しており、計画的な整備が必要となっています。
- ・さくらマラソン大会は、スポーツ実施率の低い若年層にスポーツに親しんでもらうよい機会となっています。
- ・「桜川スマイルクラブ（※1）」は、設立当初から年々会員が増加しています。
- ・市民と行政が協力して、茨城国体の開催準備や2020東京オリンピック・パラリンピックのキャンプ誘致を進めています。

■課題

- ・20歳代から50歳代のスポーツ実施率を向上していく必要があります。
- ・高齢化社会を迎え、高齢者が気軽にスポーツに取り組める体制の整備が求められています。
- ・「桜川スマイルクラブ」についてさらに周知を図り活動を推進する必要があります。
- ・施設全体の計画的な整備に加え、老朽施設の早期改修・修繕が必要です。
- ・活動の中心となる指導者やリーダーを育成する必要があります。
- ・日頃からスポーツに取り組むことが、健康寿命を延ばし幸せな暮らしにつながることの周知が必要です。
- ・茨城国体や東京オリンピック・パラリンピックを通して様々な人との交流を深め、スポーツをより身近に感じてもらう必要があります。

■ 施策の目指す姿を実現するための手段

1	スポーツをする機会の充実	市民がスポーツを楽しむことができる機会と場を提供します。 ◎各種市主催大会・スポーツ教室の開催 ◎体育施設の開放の推進 ◎桜川スマイルクラブとの連携
2	快適な施設利用の推進	安全で快適にスポーツができるよう、施設整備を推進し有効利用を図ります。 ◎市内施設の計画的な整備 ◎老朽施設の早期修繕 ◎安定的な施設管理体制の推進
3	スポーツ団体の支援とリーダーの育成	各種スポーツ団体の充実した活動を支援し、リーダーの育成に努めます。 ◎体育協会・スポーツ少年団活動の支援 ◎専門的な知識、技能を有する人材の育成
4	スポーツの魅力発信と交流の推進	茨城国体や東京オリンピック・パラリンピックを通じて、スポーツの魅力を発信します。また、スポーツ交流の輪を広げ、地域を元気にします。 ◎茨城国体を通じたスポーツの普及推進に向け、国体準備委員会（実行委員会）の運営 ◎東京オリンピック・パラリンピックの各国選手団キャンプ誘致活動

■ 施策の目指す姿の実現に向けた役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> 自分の健康は自分で守るという意識を持ち、地域のスポーツ活動に積極的に参加します。 地域のスポーツ活動における指導者として活動します。 茨城国体開催や東京オリンピック・パラリンピックのキャンプ誘致に向けて、おもてなしの心で活動します。 	<ul style="list-style-type: none"> スポーツイベントの充実や施設の整備を進めます。 市民がスポーツをしやすい環境づくりに努めます。 茨城国体開催や東京オリンピック・パラリンピックのキャンプ誘致に向けて、施設や環境を整備します。

用語解説

※1 桜川スマイルクラブは平成22年10月24日に発足し、多様な興味・関心、さまざまな技術レベルを持つ地域住民が、世代を超えて集まり、いろいろなスポーツを楽しむことができることを目的に、市民が主体的に運営するスポーツクラブのことで。

2-5 文化財の保存活用

■施策の目指す姿

文化財を保存・活用して継承し、地域に愛着や誇りを持っている。

■施策の目標（成果指標）

	成果指標	現状値（2015年度）	目標値（2021年度）
1	文化財などを大切にし、後世に伝承していくべきと思う市民の割合	83.7%	90.7%
2	郷土の伝統行事や文化財に愛着心や誇りを感じている市民の割合	53.2%	60.2%
3	真壁街並み案内ボランティア（※1）を利用した人数	1,437人	1,925人

■現状

- ・国指定名勝「桜川」と国指定天然記念物「桜川のサクラ」は、平安時代の歌人紀貫之の和歌や室町時代の能の謡曲「桜川」の舞台となるなど、全国的にも価値が高い文化財となっています。
- ・国史跡真壁城跡では安土桃山時代の庭園復元を計画しています。整備活用により文化・教育・観光の資源となる見込みです。
- ・真壁地区が2010（平成22）年6月に国の重要伝統的建造物群保存地区（※2）に選定され、桜川市の知名度は向上し、観光客増加の求心力となりました。東日本大震災により被害を受けた建造物の修復を継続して進めています。
- ・伝統工芸では、梵鐘（真壁町田）、土器生産（真壁町東山田）の伝統技術が継承されています。
- ・伝統行事では岩瀬地区の「久原のひょっとこ」、大和地区の「大国玉神社」の「さやどまわり」、真壁地区の五所駒瀧神社の「真壁祇園祭」などの行事が継承されています。
- ・近年の古道調査で発見された、鎌倉街道や小栗道などの古道は、人気の高い文化財となっています。
- ・桜川市を彩るヤマザクラは、磯部稲村神社の桜を中心とした江戸末期頃の桜名所図「桜川之図」に描かれており、文化財保存活用のイメージアップに用いています。歴史資料館の展示、館内解説をピンク色のパネルで統一し、真壁城跡では秋田県角館の「しだれ桜」を育成しています。

■課題

- ・従来、文化財は個別物件の保存活用が中心でしたが、複数の文化財を繋ぐ物語性のある保存活用を図ることで、地域の魅力向上や地域住民の幅広い連携を促進させることが課題です。
- ・高齢化や核家族化により、各世代や地域の交流が減少し、文化財の保存活用の担い手不足が心配されており、歴史講座や体験、ボランティア活動などを通じた次世代の育成が課題です。

■ 施策の目指す姿を実現するための手段

1	文化財の保存	文化財を保存し、後世に伝承していきます。 ◎遺跡や建造物、歴史資料の保存修理 ◎文化財の所在・歴史的価値などの周知資料の充実 ◎遺跡や文化財の保存・管理活動の推進
2	文化財の活用	文化財を活用し、伝統行事や文化財に愛着心や誇りを醸成します。 ◎地域の祭りなどの伝統行事の周知、市民参加の推進 ◎文化財・歴史講座の開催 ◎文化財・伝統行事の体験講座の開催
3	文化財ボランティアの育成・推進	文化財に関するボランティアを育成し、活動を推進します。 ◎真壁街並み案内ボランティア活動の推進と周知 ◎国史跡真壁城跡の案内ボランティアの育成 ◎国指定名勝「桜川」・国指定天然記念物「桜川のサクラ」の管理ボランティアの育成

■ 施策の目指す姿の実現に向けた役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> 地域の歴史と文化に関心を持ちます。 郷土の魅力を再発見し、活用するなかで、心身の豊かさを得ます。 世代や地域を超えた人、もの、情報の交流を図り、次世代へ継承する意識を高めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 文化財保護法に基づいた、文化財の調査・保存・指定を行います。 案内板やパンフレットを充実し、広報活動を積極的に行って、情報ネットワークを充実させます。 歴史講座や体験活動を通じて文化財の大切さを伝え、交流の場を設けて歴史的価値を共有し、保存・活用の活動ができる人材を育成します。 市民と行政が連携して、文化財の新たな継承の形を構築します。

用語解説

- ※1 真壁街並み案内ボランティアとは、登録文化財が建ち並ぶ真壁の町並みを案内するボランティアガイドの団体です。
- ※2 重要伝統的建造物群保存地区とは、武家町、宿場町、門前町、商家町等の昔からの集落や町並みの景観の保存を目的として、市町村が定めた伝統的建造物群保存地区のうち価値が高いものを、国が市町村の申し出を受けて選定するものです。

3-1 消防・防災対策の充実

■施策の目指す姿

生命、財産を災害から守り、被害を最小限に抑える体制が整っている。

■施策の目標（成果指標）

	成果指標	現状値（2015年度）	目標値（2021年度）
1	火災出火件数	21件	10件
2	災害による死傷者数	1人	0人
3	日頃から災害に備えている市民の割合	70.4%	83.0%
4	自主防災組織の結成地区数	62地区	79地区

■現状

- ・近年の異常気象による土砂災害や地震災害などが全国各地で発生していることから、隣近所の助け合いや自主防災組織（※1）の重要性が認識されてきています。
- ・県や筑西広域市町村圏事務組合と連携し、必要な消防職員の配置と技術の向上に努めるとともに、消防施設、関係施設の整備を進め常備消防力の強化を図っています。
- ・非常備消防では、消防団員の技術向上と士気高揚を図るための訓練に取り組み、消防団活動を行うための消防資機材等を計画的に更新・整備し、消防団が災害時に円滑に対応できる環境を整備しています。
- ・自主防災組織の組織化については、120地区中62地区に設置されています。

■課題

- ・地域住民の防災・減災に対する意識の高揚を図り、自主防災組織の設置の推進、地域防災リーダーの育成強化を図る必要があります。
- ・小中学校では、学校の避難訓練だけでなく体験型の防災訓練への参加を推進し、地域の防災力を向上させる必要があります。
- ・災害に対する備えとして、防災施設の整備、非常時の備蓄品の充実を図ることが必要です。
- ・災害発生後の自助・共助・公助の役割分担（連携・対応）について意識の向上が必要です。
- ・消防団員（女性団員を含む）を確保するため、各分団と連携しながら積極的にPRを行うことが必要です。

■ 施策の目指す姿を実現するための手段

1	消防防災意識の向上	地域の防災意識を高め、災害時に適切な対応ができるように努めます。 ◎自主防災組織の結成促進・育成強化、防災意識の高揚と災害時における行動の強化 ◎防災資機材の整備や防災訓練の実施による防災意識の向上 ◎避難所を単位とした地区防災計画の策定の推進
2	消防防災体制の強化	災害発生時に迅速かつ適確に活動が行える体制を目指します。 ◎雨量監視システム（雨量計市内9ヵ所）の適切な運用、土砂災害区域内における適確な避難情報などの把握 ◎災害時におけるボランティアの受け入れ体制の整備 ◎消防団員の確保・育成並びに消防団活動の充実・連携強化
3	消防防災拠点の確立	新庁舎を消防・防災の拠点として整備し、災害に対応できる体制を強化します。 ◎災害時における情報伝達網の整備 ◎災害時の電力・通信の確保（発電装置、電話回線、無線回線）と通信手段の強化 ◎防災施設や備蓄品、消防施設、関係施設の整備

■ 施策の目指す姿の実現に向けた役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における自主防災組織、消防組織の活動に理解を深め、「自らの身は自ら守る」という意識を持ちます。 ・ 日頃から、災害時非常用食品の備蓄や避難所の確認など、自主的に防災対策を行い、市・地域などで行う防災訓練などに積極的に参加し防災意識を高めます。 ・ 災害発生時には、自主防災組織を中心に、安否確認や高齢者・障害者などの災害弱者の救援救護、避難所までの誘導などを行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生時には災害対策本部を中心に、適確かつ迅速な対応で被害の拡大を防ぎます。また、地域における自主的な防災活動に対する支援を行います。 ・ 災害時相互援助協定締結自治体との連携体制を強化します。 ・ 災害発生の危険がある場合や災害が発生した場合に、災害情報や避難情報を市民に速やかに伝達します。 ・ 計画的に防災関連施設を整備し、非常用備蓄品を確保します。 ・ 消防団員（女性団員を含む）の確保、装備品などの充実や消防水利の整備など、消防力の向上を図ります。

用語解説

※ 1 自主防災組織とは、地域住民による任意の防災組織です。

3-2 防犯・消費生活対策の推進

■施策の目指す姿

犯罪被害や消費者被害にあわない体制が整っている。

■施策の目標（成果指標）

	成果指標	現状値（2015年度）	目標値（2021年度）
1	市内の犯罪発生件数（1～12月）	371件	335件
2	犯罪に不安を感じている市民の割合	52.2%	40.0%
3	地域における自主的な防犯団体数	18団体	32団体
4	消費生活センターへの相談件数	212件	150件

■現状

- ・子どもの登下校の安全を守る自警団の結成により、地域における自主的な防犯活動は活発になっています。団体も2015（平成27）年度は18団体になり、年々地域での組織化が図られています。
- ・社会のルールを守ろうとする意識が低下するとともに、犯罪の種類が多種多様で高度化しています。
- ・高齢者や高齢世帯を狙った犯罪被害が発生しています。
- ・2009（平成21）年度に桜川市消費生活センターを開設し、身近な相談所として活動しています。
- ・空き家については、2014（平成26）年度に市内空き家の実態調査を行いました。

■課題

- ・市民が安心して生活できる犯罪のないまちづくりを目指して、防犯意識の高揚と防犯体制の充実を図り、効果的な地域防犯活動を推進する必要があります。
- ・少子高齢化や人口減少、核家族や共働き世帯の増加が進む中、防犯に対する地域の連帯意識の強化が求められています。
- ・消費生活センターの相談体制を充実し、正しい消費知識の習得や消費生活に関するトラブル防止に向けた意識啓発に取り組むことが必要です。
- ・防犯対策として、犯罪の温床となる恐れのある空き家については、所有者に対して適正管理を要請することが必要です。

主管課 生活環境課 **関係課** 学校教育課、生涯学習課、都市整備課

■ 施策の目指す姿を実現するための手段

1	防犯意識の向上	防犯意識の啓発、防犯対策などの推進に努めます。 ◎地域の連携意識の強化 ◎防犯啓発活動、防犯対策の充実 ◎防犯講習会などの実施による防犯意識の向上 ◎県警が配信している「ひばりくん防犯メール」の登録の推進
2	防犯体制と施設の充実	犯罪が発生しにくい環境整備に努めます。 ◎警察署や防犯協会と連携した防犯教育や啓発活動の充実 ◎地域における防犯パトロールの充実 ◎防犯協会の連携による地域の積極的な防犯活動への支援 ◎防犯灯のLED化の推進
3	消費生活対策の推進	消費生活トラブルの未然防止や被害の軽減に努めます。 ◎消費生活センターの相談体制の充実 ◎消費生活講座や出前講座などの啓発活動 ◎正しい消費生活に関する情報提供
4	空き家の適正管理	空き家について、適正管理の推進に努めます。 ◎実態調査情報の更新と特定空き家（※1）の認定調査 ◎所有者などに対して適正な管理の要請

■ 施策の目指す姿の実現に向けた役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ・地域における防犯組織の活動に積極的に参画し、防犯意識を高めます。 ・不審者などの発見・監視を行い、特に児童の安全確保に地域で取り組みます。 ・正しい消費知識を習得し、消費トラブルに巻き込まれないようにします。 ・行政に対して犯罪や消費トラブルの情報を提供します。 ・自分自身や家族の安全は、自ら守るという意識を持ちます。 ・地区での防犯灯の適正管理に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・警察署や学校、地域の関係団体と連携し、地域における防犯・監視体制の強化を図るとともに、防犯意識の啓発に努めます。 ・防犯灯設置（LED）を支援します。 ・市民への情報提供や広報活動（広報車・防災行政無線・チラシなど）に努めます。 ・消費生活センターにおける相談対応を充実します。 ・空き家については、防犯対策の推進を図るとともに、所有者に対して適切な管理を行うよう指導します。

用語解説

※1 特定空き家とは、そのまま放置すると著しく保安上危険または衛生上有害となるおそれのある状態、適切に管理されていないため著しく景観を損なっている状態にあると認められる空き家です。

序論

基本構想

基本計画

第1部 / 前期基本計画の構成と分野別基本計画

第2部 / ヤマザクラと市民の幸せを咲かせるプロジェクト

付属資料

3-3

交通安全対策の推進

■施策の目指す姿

交通事故を起こさず、交通事故にあわない環境が整っている。

■施策の目標（成果指標）

	成果指標	現状値（2015年度）	目標値（2021年度）
1	市内の交通事故発生件数（人身）	126件	120件
2	市内の交通事故死亡者数	2人	0人
3	市内の交通事故負傷者数	151人	145人

■現状

- ・桜川市では、市と警察署、交通安全団体が協力してキャンペーンなどを実施し、交通事故防止に努めています。
- ・通学路における危険箇所交通安全施設を整備し交通安全教室などを開催しています。
- ・携帯電話の使用による漫然運転での追突事故が増えています。
- ・警察署での取締り強化をはじめ、交通安全団体による交通安全キャンペーンや立哨活動など交通安全の意識啓発に取り組んでいます。

■課題

- ・横断歩道以外での道路横断による交通事故が増えていることから、歩行者や自転車に対して広く注意喚起していく必要があります。
- ・薄暮時に道路横断による交通事故が発生していることから、反射材の着用促進が急務です。
- ・スピード超過による無謀運転や携帯電話の使用による漫然運転を防止する必要があります。
- ・近年、サイクリングの普及による自転車利用者の増加に伴い、交通安全教室などでの啓発活動が必要です。
- ・高齢者の交通事故被害や高齢ドライバーによる運転の防止が大きな課題です。

■ 施策の目指す姿を実現するための手段

1	交通安全意識の向上	交通ルールや交通マナーの向上に努めます。 ◎交通安全啓発活動の実施 ◎園児から高齢者までの交通安全教室や啓発活動の実施 ◎警察署や交通安全協会、関係機関と連携した交通安全運動の推進
2	交通安全施設などの整備	道路の危険箇所を整備し、交通安全の確保を図ります。 ◎交通安全施設整備の促進 ◎交通安全施設の維持管理の充実

■ 施策の目指す姿の実現に向けた役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> 交通安全への高い意識を持ち、交通ルールを守ります。 自分自身や家族の安全は、自ら守るという意識を持ちます。 地域の自主的な取り組みにより、交通安全意識を高めます。 交通安全母の会、安全運転管理者協議会など、各種団体において交通安全運動を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全施設の整備を図るとともに、警察署や学校、地域の関係団体と連携し、市民の交通安全意識の高揚に努めます。 交通安全に関する情報の収集、提供を行います。 交通安全教室や自転車運転講習会などを実施します。 高齢者の運転免許自主返納支援に努めます。

4-1

農林業の振興

■施策の目指す姿

担い手が育成されて、農業が活発に営まれている。

■施策の目標（成果指標）

	成果指標	現状値（2015年度）	目標値（2021年度）
1	市内の農業所得総額	361,894千円	420,000千円
2	認定農業者（※1）数	298人	310人
3	耕作放棄地面積	3,926 a	4,291 a
4	山林整備面積	16.5ha	15.0ha
5	有害鳥獣捕獲頭数	633頭	750頭

■現状

- ・農業従事者の高齢化や後継者不足により認定農業者へ農地が集中しています。しかし、認定農業者は減少傾向にあり、作業が追いつかない担い手が出ている他、新たな集落営農（※2）組織数も増えていないため、耕作放棄地は増加傾向になっています。
- ・食育や地産地消の推進により、学校給食に地元産の農産物を使用している活用率は62.3%に上り、県内で4番目となっています。
- ・直売所建設への助成や収穫祭などのイベントのPRにより地元農業の振興を図った結果、地元産野菜に関心を持つ市民が増えています。
- ・農産物の高付加価値化を目指して積極的にPRを行った結果、従来の紅こだまスイカとともに黒こだまスイカのブランド化が進むなどの成果が見られました。
- ・森林面積は現状水準を維持していますが、荒廃が進んで森林の持つ公益的機能が果たせなくなっており、山際地域でのイノシシ被害などが増加しています。

■課題

- ・農地の集積による効率化や担い手の確保を進め、耕作放棄地の解消を図ることが必要です。
- ・農産物の輸出が盛んな諸外国や、TPP（※3）への対策として、農業の大規模化・効率化を進める必要がある反面、小規模農家の保護が求められています。
- ・山間部でイノシシの水田への侵入や稲の食害の被害が増加しており、対策が急務となっています。
- ・森林組合や山林所有者と連携して、森林保全の担い手の育成や森林環境を維持するため、松枯れ対策や間伐、伐倒などによる環境整備、環境保全を図ることが必要です。

主管課 農林課 **関係課** 農業委員会、商工観光課、生活環境課、各給食センター、ヤマザクラ課

■施策の目指す姿を実現するための手段

1	担い手の育成・支援	担い手の育成・支援に努めます。 ◎経営感覚に優れた農業者の育成 ◎助成事業を活用した支援の実施 ◎地元高校との官学連携事業の実施
2	農業の効率化推進	農地の集積により、農業の効率化を推進します。 ◎貸付希望農地の把握 ◎農地の利用集積の推進
3	農業の魅力発信	農業の魅力を発信します。 ◎学校給食での地元農産物の提供や食育授業の実施 ◎観光産業との連携協力による魅力発信
4	農村環境の保全	農村環境の保全に努めます。 ◎助成事業を活用した耕作放棄地の未然防止 ◎優良農地の確保 ◎イノシシなど鳥獣被害対策（捕獲・防御策）の推進 ◎資源循環型農業（※4）の推進
5	森林（里山）の保全と魅力づくり	ヤマザクラなど地域の資源を生かす環境保全に努めます。 ◎森林の除間伐、乱開発の抑制 ◎里山保全活動やヤマザクラを守り育てる市民団体への支援 ◎間伐材を活用したバイオマス利用推進

■施策の目指す姿の実現に向けた役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> 生産者は、消費者ニーズに対応した安全安心な農産物の提供に努めます。 消費者は、地元の農産物を買求め、地産地消を積極的に実践するよう努めます。 地域の保全活動組織による、景観形成植物の植栽や下草刈りなど、農村環境を維持する活動に協力します。 地域住民は、農業生産基盤の保全に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> 農業振興施策検討のための中心的役割を担う組織を農協と連携して立ち上げます。 地元農産物の販路拡大のため、学校や関係機関との連携を強化します。 安全安心な桜川市の農産物を効果的にPRします。 市民と協力し、農地保全に努めます。 関係機関や地域と連携し、有害鳥獣対策の強化を図ります。 市民や事業者に対し、自然環境保全に関する意識啓発を行います。

用語解説

- ※1 認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村認定を受けた農業経営者・農地所有適格法人のことです。
- ※2 集落営農とは、集落を単位として、生産行程の全部または一部について共同で取り組む組織です。
- ※3 TPPとは、Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreementの略で、太平洋周辺の国々の間で人、物、サービス、金の移動をほぼ完全に自由にしようという国際協定です。
- ※4 資源循環型農業とは、農業や畜産、家庭などで出る廃棄物を肥料に利用したり、農業で出るゴミを循環利用したりすることで、有機資源を循環させながら農産物を生産する営みです。

序論

基本構想

基本計画

第1部 / 前期基本計画の構成と分野別基本計画

第2部 / ヤマザクラと市民の幸せを咲かせるプロジェクト

付属資料

4-2 商工業の振興

■施策の目指す姿

経営が安定し、経済活動が活発になっている。

■施策の目標（成果指標）

	成果指標	現状値（2015年度）	目標値（2021年度）
1	事業者数	2,042件	1,850件
2	ビジネスマッチング（※1）参加数	6件	10件
3	新商品開発数（5か年累計）	—	10件
4	自治金融・振興金融（※2）・小規模事業者経営改善資金融資（マル経融資）（※3）件数	126件	140件
5	新規立地企業数（5か年累計）	—	5件

■現状

- ・景気の低迷、後継者不在などにより、市内の商工業者数は減少傾向にあり、出荷額・販売額とも減少しています。
- ・大型店、チェーン店の郊外出店、インターネットショッピングの普及などにより、地元商店街への集客が厳しくなっています。
- ・石材製品は安価な海外製品の輸入により地元石材の需要が減少し、石のまちとしての経済力が低下しています。
- ・売上の低下や後継者不在により廃業する事業者が増え、地域雇用が減少しています。

■課題

- ・地域経済の停滞により、地域から仕事がなくなり、働く場の確保が必要となっています。
- ・地元商店街では閉店や廃業が多くなり、買い物弱者などに対する買い物支援を検討する必要があります。
- ・製造業者においては、持続可能な経営のため、ビジネスマッチングなどにより販路を拡大する必要があります。
- ・石材業については、異業種との連携など、新たな石材製品の開発が求められています。

■ **施策の目指す姿を実現するための手段**

1	商工業の振興	持続可能な商工業の振興を支援します。 ◎ビジネスマッチングなどによる販路拡大の支援 ◎地域資源を生かした商品開発の支援 ◎商店街における市内消費促進のための仕組みづくりの検討
2	商工業の経営基盤強化	市内商工業者の経営支援を行います。 ◎各種金融制度の充実 ◎商工会と連携による経営指導
3	石材業の振興	地場産業である石材業の振興を支援します。 ◎展示会などを通じた石材製品のPR支援 ◎いばらき伝統的工芸品産業イノベーション事業（※4）の推進 ◎県立真壁高等学校と連携した後継者の育成 ◎公共事業への地元石材の活用
4	企業誘致の推進	企業が立地しやすい環境整備を行います。 ◎相談窓口の充実 ◎税制上の優遇制度、遊休地の情報提供 ◎周辺道路、給排水施設などインフラ整備の推進

■ **施策の目指す姿の実現に向けた役割分担**

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ・ビジネスマッチングなどに参加し販路拡大に努めます。 ・地域資源を活用した商品の開発に努めます。 ・時代にあった経営手法を学び地元購買率を高めます。 ・石材製品のPR、異業種との連携による石材製品の開発に努めます。 ・石材加工技術の保存・伝承や後継者育成に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ビジネスマッチングなどによる販路拡大を支援します。 ・地域資源を生かした商品開発を支援します。 ・中小企業者などへの金融支援を行います。 ・展示会などによる石材業の振興と、異業種との連携による石材製品の開発を支援します。 ・企業が立地しやすい環境整備を行います。

用語解説

- ※1 ビジネスマッチングとは、商品製造者やサービス提供者を結びつけ、新たな商品開発や販路拡大につなげていくことです。
- ※2 自治金融・振興金融とは、市が茨城県信用保証協会と桜川市内金融機関の協力を得て、地元で中小企業を営む事業者の事業経営に要する資金をあっせんする制度です。
- ※3 小規模事業者経営改善資金融資（マル経融資）とは、商工会議所や商工会などの経営指導を受けている小規模事業者の方が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人で利用できる制度です。
- ※4 いばらき伝統的工芸品産業イノベーション事業とは、産地組合と茨城県、桜川市、笠間市、結城市が連携して、伝統工芸品である真壁石灯笼、笠間焼、結城紬の戦略的な市場開拓や新商品開発等を展開する事業です。

4-3 観光の振興

■施策の目指す姿

交流人口増によりにぎわいが生まれ、経済が活性化している。

■施策の目標（成果指標）

	成果指標	現状値（2015年度）	目標値（2021年度）
1	観光客入り込み客数	353,700人	400,000人
2	イベント来場者数	54,000人	70,000人
3	お土産品開発数（5か年累計）	—	10件
4	観光協会会員数	133人	200人

■現状

- ・雨引観音、桜川のサクラ、真壁の町並み（真壁のひなまつり）に続く観光資源の大きな展開が見られないことから、観光客数は横ばい傾向にあります。
- ・観光資源を結ぶ交通手段が未整備であるほか、桜まつりや真壁のひなまつり開催中は駐車場・トイレが不足しています。
- ・真壁のひなまつりを除き、観光の取り組みが消費と結びついていない状況です。
- ・観光客の誘致に関心のある市民は増加の傾向にあり、市民有志による手作りイベントなどが開催されるようになってきています。
- ・他市町村と連携した広域観光を進めていますが、効果的な誘客にはつながっていない状況です。

■課題

- ・観光客の誘致に関心のある市民は増加傾向にありますが、より多くの市民が桜川市の魅力に気づき、郷土愛の意識を高めていく必要があります。
- ・観光資源周辺に、駐車場などのインフラ整備が求められています。
- ・観光客を呼び込むだけでなく、域内消費を意識した滞在型観光（体験ツアー・飲食・お土産品の開発）への取り組みが求められています。
- ・ヤマザクラの保護・育成と観光をいかに両立させるかという視点が必要です。
- ・近年の日本への外国人観光客増加に伴い、案内の多言語化などインバウンド（※1）の視点が必要になってきています。
- ・筑波山地域ジオパーク（※2）やつくば霞ヶ浦りんりんロードを活用し、新たな観光客の誘致を進めることが必要です。

主管課 商工観光課 **関係課** 農林課、生涯学習課、都市整備課、企画課、ヤマザクラ課

■ 施策の目指す姿を実現するための手段

1	観光資源の再発見とPR強化	観光資源の再発見と情報発信の強化を行います。 ◎隠れた観光資源の発見と活用 ◎SNS（※3）・パンフレット・マスメディアによる情報発信 ◎インバウンドを意識した情報の発信
2	観光資源の充実と商品開発	観光資源周辺の整備と観光資源に関連した商品開発を行います。 ◎公共交通を活用した観光の推進 ◎観光資源周辺の環境整備 ◎観光資源を生かした体験ツアーやお土産品の開発 ◎近隣自治体と連携した観光客の誘致
3	観光まちづくりの実践	観光に取り組む人材の育成・支援を行います。 ◎観光に関心を持つ人材の育成 ◎イベントを主催する市民や団体の支援 ◎桜川市地域DMO（※4）形成の検討
4	ヤマザクラを生かした観光振興	ヤマザクラを生かしたまちづくりを行います。 ◎ヤマザクラの調査と保護活動 ◎ヤマザクラの学習機会の創出 ◎ヤマザクラを生かした観光の推進

■ 施策の目指す姿の実現に向けた役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ・本市の観光資源に関心を持ち、本市の魅力をPRします。 ・観光客に対するおもてなしの心を育みます。 ・本市の魅力をアップするイベントなどを主催します。 ・体験ツアーや土産品の開発に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・観光情報を収集して発信します。 ・観光資源周辺の環境を整備します。 ・観光に取り組む人材を育成します。 ・市民が主催するイベントなどを支援します。 ・体験ツアーやお土産品の開発を支援します。 ・ヤマザクラの調査・保全・活用を行います。

用語解説

- ※1 インバウンドとは、外国人が訪れてくる旅行のことです。
- ※2 ジオパークとは、「地球・大地（ジオ：Geo）」と「公園（パーク：Park）」とを組み合わせた言葉で、「大地の公園」を意味し、地球（ジオ）を学び、丸ごと楽しむことができる場所です。
- ※3 SNSとは、Social Networking Serviceの略で、人と人とのつながりを促進・サポートし、幅広いコミュニケーションを取り合うことを目的としたコミュニティ型のWebサイトのことです。
- ※4 DMOとは、Destination Marketing/ Management Organizationの略で、観光物件、自然、食、芸術・芸能、風習、風俗など当該地域にある観光資源に精通し、地域と協同して観光地域づくりを行う法人のことです。

序論

基本構想

基本計画

第1部 / 前期基本計画の構成と分野別基本計画

第2部 / ヤマザクラと市民の幸せを咲かせるプロジェクト

付属資料

5-1

計画的な土地利用の推進

■施策の目指す姿

計画的な土地利用が、市民の適切な関与の下に秩序を持って行われている。

■施策の目標（成果指標）

	成果指標	現状値（2015年度）	目標値（2021年度）
1	土地利用計画の策定実績件数	新規	11件
2	住民自治組織の設立実績件数	新規	11件
3	土地利用マネジメント（※1）の実績件数（市街化調整区域）（5か年累計）	—	14件
4	土地利用マネジメントの実績件数（市街化区域）（5か年累計）	—	27件

■現状

- ・2009（平成21）年3月に策定した「桜川筑西IC周辺都市整備構想」に基づき、桜川筑西IC周辺地域について、市の中核となるべき拠点の形成に取り組んでいます。
- ・市民から土地利用規制の見直しを求める声が根強く、2009（平成21）年3月に市議会が「調整区域撤廃及び都市計画区域見直しを求める請願」を採択したことから、市街化調整区域における都市計画制度の見直しに取り組んでいます。

■課題

- ・市の中核となるべき拠点が存在しないことから、市民の日常生活圏が市外に拡散し、所得の流出に繋がっています。自立的な都市圏を構築するために、市の中核となるべき拠点の形成が必要となっています。
- ・市面積の約95%が市街化調整区域の指定を受けている中で、人口の約75%が市街化調整区域内の農村集落に居住しています。この市街化調整区域では、土地利用規制のために地域コミュニティの衰退や集落環境の悪化が進んでおり、都市計画制度の見直しが求められています。

主管課 都市整備課、地域開発課 **関係課** 企画課、建設課

■施策の目指す姿を実現するための手段

1	計画的な土地利用方策の検討	市街化区域内の集团的未利用地や市街化調整区域内で高い拠点性を有する地域の土地利用方策を検討します。 ◎市街地整備手法の検討 ◎具体的な計画的土地利用方策の検討
2	都市拠点や工業拠点の形成	広域的なネットワークの結節点などにおいて、計画的かつ段階的な都市拠点や工業拠点の形成を推進します。 ◎都市計画の決定や変更 ◎拠点における各種インフラ整備 ◎桜川筑西IC周辺地区の整備 ◎企業誘致や産業立地の推進
3	集落生活圏の形成	複数の農村集落が構成する自立的な日常生活圏（集落生活圏）の形成を支援します。 ◎市街化調整区域における地区計画策定の推進 ◎集落の担い手となる住民自治組織の育成支援
4	地域土地利用マネジメント（調整）	市民の適切な関与の下に魅力ある土地利用を計画的に推進します。 ◎市全域を対象とする土地利用基本計画の策定 ◎土地利用の指導・調整による個々の土地利用への適切な関与

■施策の目指す姿の実現に向けた役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ・まちの将来像を共有し、その実現を図るために、主体的に地域のまちづくりに参加します。 ・土地利用にあたっては、公共の福祉を優先し、地域の合意を尊重します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な土地利用を推進し、市民が主体のまちづくりを支援します。 ・まちづくりに関する情報の発信に努め、市民のまちづくりへの意欲を高めるとともに、市民の意見の調整に努めます。

用語解説

※1 土地利用マネジメントとは、土地利用計画に基づき開発行為事案の調整を行うことです。

序論

基本構想

基本計画

第1部 / 前期基本計画の構成と分野別基本計画

第2部 / ヤマザクラと市民の幸せを咲かせるプロジェクト

付属資料

5-2 景観の良い住環境の保全

■施策の目指す姿

住環境の維持と景観の向上が図られ、空き家が利活用されている。

■施策の目標（成果指標）

	成果指標	現状値（2015年度）	目標値（2021年度）
1	今後も桜川市に住んでいくために住みやすい住環境であると感じる市民の割合	52.4%	65.0%
2	定住支援事業の支援件数（5か年累計）	—	110件
3	地区の特性を生かした景観が維持・向上されていると感じた市民の割合	50.5%	65.0%
4	景観や空き家に関する利活用の相談件数（5か年累計）	—	70件

■現状

- ・桜川市の市営住宅は17箇所で360戸あり（内6箇所75戸は老朽化により用途廃止としている）、維持費を抑制しながら、適切に維持・管理している状況です。
- ・都市公園14箇所、その他の公園12箇所は、景観に配慮しつつ適切に維持・管理を行っています。
- ・東日本大震災時に甚大な被害を受けた登録有形文化財などの文化的価値の高い伝統的建造物について、現在も復旧工事に取り組んでおり、約8割程度の建物が工事を完了しています。
- ・空き家対策については、適正な管理と利活用に向け、空き家などの建物管理・活用に関する意向調査を行っています。

■課題

- ・用途廃止した住宅については、景観や安全性の観点から計画的に撤去を行う必要があります。
- ・公園の維持・管理については、遊具などの修繕・更新や樹木の剪定などの管理にかかる財政負担が甚大であるため、管理の方法を住民団体への委託に変更するなどの検討をしていく必要があります。
- ・良好な景観を阻害する建物が散見されるようになり、景観保全施策が必要となっています。
- ・伝統的建造物群保存地区（※1）の災害復旧は進んでいますが、景観整備に係る修理・修景事業は進んでおらず、積極的に取り組む必要性があります。
- ・所有者の高齢化が顕著な登録文化財などで伝統的建造物の空き家化を制御するために、今後の維持管理を有効に行うための仕組みづくりを検討する必要があります。
- ・新たな空き家をつくらない施策が重要であり、将来空き家となる状況下にある独居老人などに対し、福祉部門と連携した対策など、利活用以外の空き家化防止対策が必要です。

■ 施策の目指す姿を実現するための手段

1	市営住宅の適切な維持・管理	市営住宅の適切な維持・管理に努めます。 ◎市営住宅の計画的な営繕 ◎生活で必要となる修繕への迅速な対応 ◎老朽化が深刻な用途廃止住宅の解体撤去
2	定住・空き家支援の推進	定住促進事業と空き家などの利活用事業を推進します。 ◎空き家の流動化を促す施策の実施 ◎定住希望者・空き家管理者への支援制度の策定 ◎定住希望者・空き家管理者への相談体制の整備
3	景観の維持・向上	景観の維持・向上に努めます。 ◎桜川市景観計画（※2）の策定 ◎伝統的建造物群保存地区の修理・修景事業を促進 ◎地域の力を活用した景観価値の向上
4	公園の維持管理	公園の適切な維持・管理に努めます。 ◎地域資源であるヤマザクラを有する公園の維持管理の強化 ◎維持管理方法の点検評価と適切な維持管理方法の検討 ◎市街地における緑環境やコミュニティの場、災害時の避難場所としての役割の確保 ◎ヤマザクラの植栽推進

■ 施策の目指す姿の実現に向けた役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画の策定や公園の維持管理方法の点検評価に積極的に関与し、私たちの景観、私たちの公園であることを理解します。 ・景観向上の取り組みや、公園管理に関する事業に積極的に参加します。 ・新規移住・定住者に対しては、積極的に地域コミュニティへの受入れを行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅や公園などの設備状況を点検し、適切な営繕を行います。 ・国・県などと連携し、効果的な定住支援や空き家利活用支援を実施します。 ・景観保全に関する検討の場を設け、市民の積極的な関与を促すとともに、策定した計画を適切に運用します。

用語解説

※1 伝統的建造物群保存地区とは、周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群と、これと一体をなしてその価値を形成している周囲環境を保存するため、市が条例で定めた地区です。

※2 桜川市景観計画とは、自然・歴史・文化などが重なり合う暮らしの風景を保全するための計画です。

5-3 道路網の整備

■施策の目指す姿

利用者が安全で快適に通行できる環境が整っている。

■施策の目標（成果指標）

	成果指標	現状値（2015年度）	目標値（2021年度）
1	道路未改良延長（一級・二級市道）	新規	18,800m
2	市内の道路が安全だと感じる市民の割合	19.5%	32.5%
3	危険箇所数（通学路）	新規	52箇所

■現状

- ・桜川市では、北関東自動車道や国道50号が北部を東西に横断し、主要地方道つくば益子線や石岡筑西線、一般県道東山田岩瀬線などが市内外や市内各地域間を結び、これらの幹線道路と市道は、市民の日常生活に欠かせない生活基盤になっています。
- ・各地区から多くの要望を受けて、必要性・緊急性を勘案し、幹線道路整備や新設改良工事を実施しています。また、道路の損傷や危険箇所の把握に努め、その改善に取り組んでいます。
- ・安全で快適な道路環境の確保に向け、広域圏と結ばれる国道や県道整備促進の要望活動を行っています。

■課題

- ・市民からの道路整備に関する期待水準は高く、社会情勢の変化に対応した道路網の整備を図る必要があります。
- ・道路整備に関し、地域からの要望が多く出されていることから、必要性・緊急性を勘案して、優先順位を決めて取り組んでいく必要があります。
- ・道路の陥没や亀裂などについては、道路の安全確保のため、迅速な補修を行う必要があります。

■ 施策の目指す姿を実現するための手段

1	市道の整備	歩行者・自転車・自動車が快適に通行できるよう、生活道路の整備を進めます。 ◎生活道路などの状況に応じた道路の整備 ◎道路の支障箇所などの適確な把握
2	市道の危険箇所の整備	歩行者・自転車・自動車が安全に通行できるよう、維持管理や補修を行います。 ◎快適な道路環境の整備 ◎市道の補修工事の推進
3	国道・県道の整備促進	市内の移動がスムーズにできるよう、国・県に主要道路網の整備促進の働きかけを行います。 ◎国道50号線の整備促進 ◎主要地方道つくば益子線・石岡筑西線（上叢トンネル）、一般県道東山田岩瀬線などの整備促進

■ 施策の目指す姿の実現に向けた役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> 道路の損傷状況や危険箇所について、情報提供します。 道路整備や維持・管理について理解を深め、除草作業など道路の美化に貢献します。 	<ul style="list-style-type: none"> 年次計画を定めて効率的に道路整備を行います。 道路整備に関する情報提供を行います。 道路の損傷箇所や危険箇所について、状況に応じて速やかに補修を行います。 国道・県道で整備が必要なものについては、整備促進を国・県に積極的に働きかけます。

序論

基本構想

基本計画

第1部 / 前期基本計画の構成と分野別基本計画

第2部 / ヤマザクラと市民の幸せを咲かせるプロジェクト

付属資料

5-4 公共交通の充実

■施策の目指す姿

誰もが気軽に公共交通を利用して移動できている。

■施策の目標（成果指標）

	成果指標	現状値（2015年度）	目標値（2021年度）
1	市内の公共交通機関に満足している市民の割合	16.4%	28.0%
2	コミュニティバス（※1）の利用者数	新規	29,200人

■現状

- ・2008（平成20）年3月をもって市内の路線バスが全線廃止になったことを受け、子どもや高齢者などの交通弱者の移動手段確保を目的に、同年4月から市内全域でデマンド型乗合タクシー（※2）を運行しています。
- ・市内公共交通の「桜川市公共交通網形成計画（※3）」を策定しました。
- ・広域的な地域公共交通ネットワークの形成を目指し、桜川・つくば・筑西・下妻の4市（2016（平成28）年6月に常総市が加入）において、2015（平成27）年12月「公共交通網の広域連携を図る検討会議」が発足しました。これを受け、2016（平成28）年10月から広域連携バス（桜川市：真壁庁舎⇄つくば市：筑波山口）の実証実験運行を実施しています。

■課題

- ・高齢化の進展により運転免許を持たない交通弱者が増加しており、デマンド型乗合タクシーやコミュニティバスのほか、新たな公共交通の導入など、利便性の高い公共交通ネットワークの構築が求められています。
- ・デマンド型乗合タクシーは、利用者にとっては安価で利便性が高い移動手段である一方、運行事業者などへの委託料（補助金）が高額であるため、市の財政負担が大きくなっています。また、デマンド型乗合タクシーの延べ利用者数は、若干増加しているものの市民の一部に限られています。
- ・従来の自家用車による移動から公共交通を利用した移動への転換に向けた啓発活動を行い、公共交通の利用促進を図る必要があります。
- ・市外からの来訪者への交通手段確保が求められています。
- ・今後、市内小中学校の統合に伴い児童・生徒に対して、コミュニティバスなどの通学支援体制を整備する必要があります。

■ **施策の目指す姿を実現するための手段**

1	公共交通網の整備	交通不便地域の解消に努めます。 ◎地域公共交通網形成計画の推進 ◎桜川市内基幹ルートの整備 ◎新たな公共交通システムの検討 ◎広域連携による公共交通網の整備
2	公共交通の維持	安全で快適に移動できる持続可能な公共交通を確保します。 ◎デマンド型乗合タクシー事業の再編 ◎市内交通事業者との連携強化 ◎市内循環バス、タクシー利用補助などの検討 ◎福祉・自家用有償旅客運送（※4）の検討
3	公共交通の利用促進	公共交通に対する意識醸成・利用促進に努めます。 ◎市内公共交通の利用促進策の実施 ◎公共交通を地域で支えるという意識の啓発 ◎病院や学校、商業・観光施設、企業との連携

■ **施策の目指す姿の実現に向けた役割分担**

市民の役割	行政の役割
・デマンド型乗合タクシー、コミュニティバスなどの公共交通機関を積極的に利用します。	・利用者のニーズを適確に把握し、民間交通事業者との協力体制強化に努めます。 ・公共交通のPRや運行に関する情報の広報活動に努めます。 ・公共交通に対する市民への意識付けと利用促進活動を行います。

用語解説

- ※1 コミュニティバスとは、交通空白地域や不便地域の解消などを目的に、市町村などが主体となり、一般乗合旅客自動車運送事業者に委託して行う乗合バス運送、または市町村自らが自家用有償旅客運送者の登録を受けて行う市町村運営有償運送によって運行するものです。
- ※2 デマンド型乗合タクシーとは、交通手段に不便をきたしている市民に対し、自宅や指定の場所から目的地まで送迎する予約制による乗合タクシーです。
- ※3 地域公共交通網形成計画とは、地域が目指すべき将来像とともに、その中で公共交通が果たすべき役割を明確化した上で、公共交通の活性化と再生に向けた取り組みの方向性を定めるものです。
- ※4 自家用有償旅客運送とは、過疎地域などにおいて、住民の日常生活における移動手段を確保するため、国土交通大臣の登録を受けた市町村、NPOなどが自家用車を用いて有償で運送する仕組みです。

5-5 下水道の整備

■施策の目指す姿

快適で衛生的な生活環境で暮らせている。

■施策の目標（成果指標）

	成果指標	現状値（2015年度）	目標値（2021年度）
1	生活排水処理普及率	68.16%	70.00%
2	公共下水道普及率	15.41%	16.10%
3	桜川の水質（BOD）（※1）（市内の最下流「地蔵橋」地点）	1.1mg/L	1.1mg/L
4	公共下水道接続率 農業集落排水接続率	49.65% 78.06%	61.50% 84.00%
5	公共下水道使用料収納率 農業集落排水使用料収納率	98.77% 97.62%	98.80% 97.65%

■現状

- ・全体の整備計画面積1,229.00haについて、公共下水道整備計画に基づき、計画的な整備を進めています。2015（平成27）年度末整備済面積は296.79haで、整備の進捗率は約24%となっています。
- ・整備が完了している農業集落排水の総管理延長は112,348mとなっています。
- ・公共下水道への接続キャンペーンと戸別訪問を行い、接続率向上を推進しています。しかし、現状では公共下水道の接続率が低い水準にとどまっています。
- ・公共下水道や農業集落排水の区域外では、合併浄化槽の普及拡大を推進しています。
- ・桜川の水質については、市内の最下流の地蔵橋地点の水質でみるとBOD値1.1mg/Lで、水質基準を満たしています。

■課題

- ・今後、公共下水道の整備を計画通りに進めていくには、財源の確保が必要です。厳しい財政状況や効率的な施設整備を勘案し、公共下水道の計画区域を見直すことが必要です。
- ・流域下水道（※2）の維持・管理負担金について、現状に見合った見直しのため関係機関と調整を図る必要があります。
- ・公共下水道への接続率向上や合併浄化槽の普及拡大を図る必要があります。

■ 施策の目指す姿を実現するための手段

1	下水道の接続と浄化槽の設置	河川や湖沼などの公共水域の水質保全活動を推進します。 ◎供用開始地区への戸別訪問による普及PR活動と接続支援 ◎供用開始地区以外へ単独浄化槽から合併浄化槽への転換PR活動 ◎生活排水処理に対する住民への啓発
2	公共下水道の整備	下水道区域の全体計画を見直し、効率的な事業運営を図ります。 ◎生活排水ベストプラン（※3）による整備手法の見直し ◎効率的な整備工事の施工
3	安定した経営	受益者負担金や使用料の徴収率向上に努め、安定した経営を図ります。 ◎未納者への戸別訪問 ◎施設の適切な維持管理

■ 施策の目指す姿の実現に向けた役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ・下水道事業（農業集落排水を含む）に対する理解を深め、下水道整備地区においては速やかに下水道に接続します。 ・家庭や事業所において、分解が困難な汚水を極力流しません。 ・単独浄化槽から合併浄化槽への転換を早急に行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道事業の効率的で健全な事業運営に努めます。 ・下水道事業の普及啓発に努めます。 ・下水道処理区域外の地区に対しては、合併浄化槽の普及拡大を図ります。

用語解説

- ※1 BODとは、生物化学的酸素要求量のこと、国の定める環境基準値（生活環境の保全に関する環境基準）は2.0mg/L以下となっています。
- ※2 流域下水道とは、2つ以上の市町村の下水を1ヶ所に集めて処理するもので、市町村の間を結ぶ幹線管渠と終末処理場を指し、原則として都道府県が管理するものです。
- ※3 生活排水ベストプランとは、生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図るために5年に1度、下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽といった生活排水処理施設を効率的に配置して、整備や維持管理を進めるためのマスタープランのことです。

5-6

上水道の整備

■施策の目指す姿

安全安心な水が安定供給されている。

■施策の目標（成果指標）

	成果指標	現状値（2015年度）	目標値（2021年度）
1	水道普及率（給水人口／常住人口）	92.5%	93.2%
2	有収率（※1）	68.9%	71.5%
3	水道水に満足している市民の割合	56.2%	58.0%
4	経常収支比率（※2）	101.5%	102.6%
5	水道料金収納率	93.5%	94.2%

■現状

- ・桜川市は、茨城県企業局が行う県西広域水道用水供給事業からの受水を主な水源とし、将来にわたる安定した水の供給に努めています。
- ・水道普及率は、新築の一戸建てや賃貸住宅の給水開始に伴い、2015（平成27）年度目標値を若干上回っています。
- ・水道管の老朽化が進み、突発的な漏水が発生し、有収率の向上を妨げています。

■課題

- ・経営安定化のため、水源の確保や水道普及率と有収率の一層の向上に取り組み、運営体制の見直しを行うことが必要です。
- ・有収率向上のため、引き続き老朽管の更新を進めるとともに、漏水箇所の早期発見・迅速な修繕が必要です。また、緊急時の対応強化が求められています。
- ・施設の老朽化の進行や災害対策を踏まえ、耐用年数を過ぎる施設の維持・更新を進めていく必要があります。
- ・旧真壁・大和地区は、地下水取水規制区域に指定されていることから、地下水の取水量を縮減する必要があります。

■ 施策の目指す姿を実現するための手段

1	上水道の安定供給	安全安心な水を安定して供給します。 ◎浄水・配水施設や老朽化管の整備・改修と維持管理 ◎緊急時の給水活動や復旧工事などへの対応体制の強化 ◎安全な水を供給するための水質管理の徹底
2	上水道の安定経営	健全な上水道の経営を行います。 ◎広報活動による普及率の向上 ◎経営の健全化にむけた民間委託導入の検討

■ 施策の目指す姿の実現に向けた役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ・自家水の水質検査を実施します。 ・非常時の貯水、給水体制について、地域や家庭で理解を深め、実践します。 ・節水意識を高めます。 ・水道料金を延滞なく支払います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全な水の安定供給に努めます。 ・水道設備指定工事店の適切な指導・監査に努めます。 ・水道事業の経営改革を推進し、効率的で健全な事業運営に努めます。 ・水道事業に関する情報提供や意識啓発に努めます。 ・漏水事故などの復旧に迅速に対応します。 ・老朽施設などの調査と更新を行います。

用語解説

- ※1 有収率とは、配水した水量と料金として収入のあった水量との比率です。
- ※2 経常収支比率とは、収益性（経営の健全化度）を見る際の代表的な指標であり、この比率が高いほど利益率が高いことを表すものです。

序論

基本構想

基本計画

第1部 / 前期基本計画の構成と分野別基本計画

第2部 / ヤマザクラと市民の幸せを咲かせるプロジェクト

付属資料

5-7

廃棄物の抑制と適切な処理

■施策の目指す姿

ごみの発生が抑制され、適正な処理が行われている。

■施策の目標（成果指標）

	成果指標	現状値（2015年度）	目標値（2021年度）
1	1人1日当たりのごみ排出量	664g	680g
2	資源物比率（資源ごみ÷ごみ総排出量）	8.2%	10.0%
3	可燃ごみの搬入量	8,880t	8,700t
4	不燃ごみの搬入量	558t	350t
5	資源ごみの収集量	845t	950t

■現状

- ・桜川市のごみ処理は、筑西広域市町村圏事務組合による広域ごみ処理施設「筑西環境センター」で処理しています。また、し尿処理については、笠間市と共同処理をしている筑北環境衛生組合の「クリーンセンター」で処理しています。
- ・人口は減少していますが、核家族化が進み世帯数が増えているため、ごみの総排出量はさほど減少していない状況です。
- ・全世帯へのごみ回収ポスター配布や地域でのリサイクル活動推進により、ごみの適正処理を進めています。

■課題

- ・循環型社会の形成を目指した3R（リデュース・リユース・リサイクル）（※1）の推進について、地域住民や事業者と協力して取り組むことが求められています。
- ・資源物のごみとして排出されている現状があることから、排出前の分別の徹底について啓発する必要があります。

■ 施策の目指す姿を実現するための手段

1	ごみ減量化の推進	適正な廃棄物の処理と環境への負荷の少ない循環型社会の構築を進めます。 ◎不要な物の購入を控えることや再利用などの意識啓発の推進 ◎マイバック利用の促進
2	分別収集と適切な処理	ごみの減量化とリサイクルを円滑に推進します。 ◎スチールやアルミ缶など資源化物の分別排出について、広報紙などによる周知 ◎集積所などでの誤った排出物への違反シールを活用した指導 ◎市民・事業者・市の三者による協働でのリサイクルの取り組み ◎各地区におけるリサイクル収集活動の支援

■ 施策の目指す姿の実現に向けた役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量化の重要性を理解し、日常生活において、ごみの分別を心がけ、実践します。 ・地域の清掃活動に積極的に参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・筑西環境センターの適切な維持管理に努めます。 ・分別収集やごみ減量化に関する意識の普及啓発に努めます。

用語解説

※1 3R（リデュース・リユース・リサイクル）とは、リデュース（reduce 廃棄物の発生抑制）、リユース（reuse 再使用）、リサイクル（recycle 再生利用・再資源化）の頭文字をとった言葉であり、環境配慮をした循環型社会を形成するための考え方です。

序論

基本構想

基本計画

第1部 / 前期基本計画の構成と分野別基本計画

第2部 / ヤマザクラと市民の幸せを咲かせるプロジェクト

付属資料

5-8 生活環境の保全

■施策の目指す姿

生活環境（水質・大気・土壌）が保全されている。

■施策の目標（成果指標）

	成果指標	現状値（2015年度）	目標値（2021年度）
1	省エネなどの地球環境への負荷を軽減する行動を行った市民の割合	72.1%	80.0%
2	不法投棄件数	71件	50件
3	桜川の水質（BOD）（※1）（市内の最下流「地藏橋」地点）	1.1mg/L	1.1mg/L

■現状

- ・桜川市環境基本条例の基本理念に基づき、桜川市の豊かな環境を保全し、将来の子どもたちに継承していくため、市民、事業者、そして行政が、それぞれの立場でやるべきことを定めた「桜川市環境基本計画」を2009（平成21）年に策定しました。
- ・不法投棄の未然防と早期発見を目的とした不法投棄監視員を設置し、廃棄物の不法投棄への監視体制を強化しています。
- ・地球温暖化対策のため「桜川市地球温暖化防止対策実施計画」を策定し、二酸化炭素の排出量削減に重点を置き、電気や燃料の使用量削減に向けた取り組みを行っています。
- ・ごみの散乱や不法投棄、野焼き、犬のフン害など、市民からの苦情や相談などが多数あります。

■課題

- ・省エネなど環境に対する意識が市民に定着しているものと思われませんが、一層の向上を求めるには啓発活動の充実や監視活動の強化を図る必要があります。
- ・ごみの散乱や不法投棄、犬のフン害などが問題視されており、市をあげての環境美化活動の意識啓発が必要です。
- ・産業廃棄物や一般廃棄物の不法投棄問題、生活排水による水質汚濁の問題などは、本市の自然環境に深刻な影響を与える懸念があり、これらの問題に適確に対処していくことが求められています。
- ・地球温暖化を防止するために、再生可能エネルギーの利用を推進してゆく必要があります。

■ 施策の目指す姿を実現するための手段

1	環境問題の意識向上	学校や家庭での環境教育により環境意識の向上を図ります。 ◎地球温暖化をはじめとする環境問題について、キャンペーンなどの啓発活動 ◎環境学習の充実 ◎森林整備の間伐材を活用したバイオマス利用推進
2	環境保全活動の推進	環境保全のための市民意識の啓発に努めます。 ◎市民参加型の環境保全活動や環境美化活動の推進 ◎市民自らが取り組むことのできる省エネなどの普及促進
3	公害防止活動の推進	不法投棄や水質の監視強化に努めるとともに、悪臭や野焼きなど公害苦情に対する指導強化や、マナーアップの意識啓発を図ります。 ◎不法投棄や水質の監視委員によるパトロールの強化 ◎管理が不十分な空き地の所有者や管理者への適正管理の指導 ◎野焼きや犬のフンなどの生活公害への迅速な対応

■ 施策の目指す姿の実現に向けた役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> 環境意識の向上に努めます。 空き地などの適正な管理に努めます。 野焼きや犬のフン害など、迷惑行為を行いません。 ごみの不法投棄問題に関心を持ち、情報提供に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校や家庭と連携して環境教育の充実を図るとともに、広報紙などを通じて環境保全意識の普及啓発に努めます。 空き地などの適正な管理のため指導・助言を行います。

用語解説

※1 BODとは、生物化学的酸素要求量のこと、国の定める環境基準値（生活環境の保全に関する環境基準）は2.0mg/L以下となっています。

序論

基本構想

基本計画

第1部 / 前期基本計画の構成と分野別基本計画

第2部 / ヤマザクラと市民の幸せを咲かせるプロジェクト

付属資料

6-1 市民協働のまちづくり

■施策の目指す姿

市民と行政が情報を共有し、協働によるまちづくりを実践している。

■施策の目標（成果指標）

	成果指標	現状値（2015年度）	目標値（2021年度）
1	行政の情報が十分に提供されていると感じている市民の割合	4.7%	15.0%
2	行政が行うまちづくり活動に継続的に参加している市民の割合	新規	20.0%
3	地域の活動に参加している市民の割合	新規	50.0%

■現状

- ・ 市政情報については、広報紙やホームページ、電子メール、SNS（※1）などを通じて情報発信を行っています。
- ・ 市民の声を行政運営に反映させるため、市民の日や市政モニター、ご意見ボックスの設置などを行っています。
- ・ 真壁の町並みやヤマザクラなどの地域資源を生かした市民主体のまちづくり活動が行われています。
- ・ ボランティアや地域活動（福祉活動を含む）に参加したことがある市民の割合は、2015（平成27）年度は36.7%で、そのうち18.7%は継続的に活動しています。
- ・ 2016（平成28）年9月14日にブルガリア共和国シリストラ市（※2）と友好交流都市協定を締結しました。

■課題

- ・ 市民に対して、市政情報を十分に提供するため、さまざまな媒体の活用が求められています。
- ・ 市民が、行政の行う活動に積極的に意見を述べ、参加しやすい仕組みづくりが必要です。
- ・ 地域コミュニティや各種市民団体の活動について、若い世代が参加し主体的に取り組める環境を築くことが必要です。
- ・ まちづくり活動やボランティア活動に継続的に参加する市民を増やすことが必要です。
- ・ 地域の課題解決のためには、市民同士や他都市の市民と連携を図ることが必要です。
- ・ 経済や観光の国際化の進展に伴い、国際交流を通じた国際感覚の醸成が求められています。

■ 施策の目指す姿を実現するための手段

1	広報広聴の充実	行政情報を市民に適確に伝えるとともに、市民の意見が行政運営に反映される仕組みをつくります。 ◎広報紙やホームページ、電子メール・SNSなど、さまざまな媒体を活用した情報発信の充実 ◎市民の日や市政モニター、ご意見ボックスの設置などによる、市民の声を聴く機会の充実
2	協働のまちづくりの推進	市民と行政の対話による協働のまちづくりの仕組みをつくります。 ◎市民参加による行政運営の進捗管理の導入 ◎市民と行政が対話する機会の充実
3	市民の連携による地域づくりの推進	市民同士や他都市の市民などとのネットワークを生かしたまちづくりを推進します。 ◎市民のネットワークづくりの強化 ◎他都市の市民と交流する機会の拡充 ◎国際交流の促進
4	市民自治の推進	市民が主体となったまちづくりを推進します。 ◎まちづくりのリーダーとなる人材の育成 ◎市民自治に関する意識啓発の充実 ◎市民参加のまちづくりの拡充

■ 施策の目指す姿の実現に向けた役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市政や社会貢献活動に積極的に参加します。 ・ 自分のまちは自分たちでつくるという意識を持ちます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政情報を積極的に発信します。 ・ 市民の自治意識を高める普及啓発活動を行います。 ・ NPO（※3）やボランティア団体などの活動を支援します。 ・ 市民の意見を市政に反映します。

用語解説

- ※1 SNSとは、Social Network Serviceの略で、人と人とのつながりを促進・サポートし、幅広いコミュニケーションを取り合うことを目的としたコミュニティ型のWebサイトのことです。
- ※2 シリストラ市とは、ブルガリア北東部、ドナウ川沿いに位置する港町で、シリストラ州の州都です。
- ※3 NPOとは、Non Profit Organizationの略で、営利を目的とせず公益的な市民活動を行う民間団体の総称です。

6-2 人権尊重のまちづくり

■施策の目指す姿

人権への意識が高くなり、人権が守られている。

■施策の目標（成果指標）

	成果指標	現状値（2015年度）	目標値（2021年度）
1	個人の人権が保護されて守られていると感じた市民の割合	69.4%	77.0%
2	男女の地位が平等になっていると感じる市民の割合	25.4%	35.0%
3	施策決定の場（審議会・委員会）の女性の進出の割合	20.9%	30.1%

■現状

- ・人権啓発や男女共同参画の推進については、講演会の開催や研修会への参加など、継続した取り組みを行っています。
- ・県による第2次男女共同参画プラン策定（2011（平成23）年3月策定）に続き、桜川市でも2013（平成25）年3月に男女共同参画プラン後期実施計画を策定しました。
- ・2016（平成28）年4月から男女共同参画行動計画の策定が義務化されました。
- ・近年、子どもや高齢者、障がい者への虐待、DV（※1）などの多種多様な人権問題が生じています。
- ・桜川市では、人権擁護委員による相談所を定期的に設置し、人権に関する家庭内問題や近隣トラブルなどの相談に対応しています。
- ・桜川市の審議会などへの女性登用率（20.9%）が、県平均（24.6%）と比較して低い水準となっています。
- ・男女の地位が平等になっていると感じる市民の割合は、ここ数年横ばいの状況になっています。

■課題

- ・市民が互いの人権を尊重しながら、安心して快適に暮らせるための支援体制が必要です。
- ・講演会や街頭キャンペーンなどの事業を推進し、人権意識の高揚を図ることが必要です。
- ・虐待やDVなど多種多様な人権問題に対応するため、早期発見を可能とする市民・事業者などとの連携と相談体制の充実が必要となっています。
- ・桜川市の政策や方針決定過程において、積極的な女性委員の登用が求められています。
- ・広報活動やセミナーを通じ、男女共同参画意識の普及を図ることが必要です。

主管課 市民課 **関係課** 生活環境課、生涯学習課、学校教育課、社会福祉課

■ 施策の目指す姿を実現するための手段

1	人権意識の啓発	<p>市民が互いの人権を尊重しながら、安心して快適に暮らすことのできるよう、人権意識の高揚に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎講演会の開催などの人権啓発事業の推進 ◎子ども、高齢者、障がい者、配偶者への虐待などの人権問題の解消 ◎年間を通して市内全域で身近に相談のできる体制づくり ◎人権相談に対して適切な助言ができる相談体制の充実
2	男女共同参画の推進	<p>男女共同意識の向上に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎桜川市の政策や方針決定過程における審議会などへの積極的な女性委員の登用 ◎広報活動やセミナーの開催 ◎市民団体などが主体で開催するセミナーなどへの支援

■ 施策の目指す姿の実現に向けた役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ・人権尊重に関する理解を深めるとともに、家庭や地域においての人権教育に努めます。 ・雇用者は人権尊重の意識に基づいて適正に採用活動、労働環境の整備を行います。 ・男女共同参画に対する理解を深め、自ら実践します。 ・雇用者は、女性が働きやすい環境づくりを行います。 ・虐待の早期発見に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・複雑化・多様化する人権相談に対応できるよう、職員が率先してより高い人権意識の徹底に努めます。 ・男女共同参画社会の構築に向け、率先して取り組みます。 ・男女共同参画に係わる指導者の育成や関係団体の支援に努めます。 ・情報提供を積極的に行い、複雑で多岐にわたる相談に対応できる体制の充実に努めます。

用語解説

※1 DVとは、Domestic Violenceの略で、夫婦や恋人などの親密な関係にあるパートナーからの暴力のことです。

序論

基本構想

基本計画

第1部 / 前期基本計画の構成と
分野別基本計画

第2部 / ヤマザクラと市民の幸せを
咲かせるプロジェクト

付属資料

6-3 時代に合った自治体運営

■施策の目指す姿

計画的により適切で効果的な行政サービスが提供されている。

■施策の目標（成果指標）

	成果指標	現状値（2015年度）	目標値（2021年度）
1	総合計画に掲げた成果指標が目標値を達成できた施策の割合	新規	70.0%
2	第3次行財政改革の計画達成度	新規	100%
3	実際に窓口を利用した人が窓口を利用しやすいと感じた市民の割合	新規	70.0%

■現状

- ・第1次総合計画後期基本計画期間は、施策評価会議を実施し進行管理を行いました。また、各施策評価の報告会を実施することで施策評価における行政運営を強化しました。
- ・第2次行財政改革大綱に基づいて、第2次行財政改革実施計画を策定し、PDCAサイクル（※1）により、組織機構の見直し、行政評価システムの導入、行財政改革に取り組みました。
- ・市民の利便性向上を図り、延長窓口や休日窓口を実施しています。
- ・消防・ごみ処理・し尿処理など市単独では対応できない行政サービスについて、一部事務組合を設置し、近隣自治体と共同で事業を実施しています。

■課題

- ・人口減少や少子高齢化の進展に伴い、社会保障費の増加や市税の減収などが予想されるため、より計画的で効果的・効率的な行政運営を推進し、強力に行財政改革に取り組む必要があります。
- ・庁舎を含め、公共施設については、老朽化による修繕費の増大が見込まれます。また、市民サービスの向上と行政組織の機能発揮を図る上でも、施設の統廃合や新庁舎の整備を推進する必要があります。
- ・多様化する市民ニーズに対応し、電算化による事務処理の効率化と正確性向上を図り、適格に市民サービスを提供することが求められています。
- ・個人情報漏洩するネット犯罪の増加やマイナンバー制度の導入に伴い、情報セキュリティ対策の強化が必要となっています。
- ・広域的な防災協定の締結や観光振興施策など地域の個性を生かした他自治体との連携やネットワークづくりが求められています。

主管課 企画課 **関係課** 秘書広報課、総務課、財政課、市民課、総合窓口課

■施策の目指す姿を実現するための手段

1	計画的な行政運営	第2次総合計画に基づき計画的な施策展開や事業実施を行います。 ◎実施計画・行政評価・予算編成を連動させた総合計画の進行管理 ◎内部評価・外部評価による行政評価システムの導入
2	適切で効果的な事務事業の推進	厳しい行財政環境に対応するため、事務の効率化や合理化を推進します。 ◎行財政改革大綱の策定と推進 ◎行財政改革実施計画の進行管理と公表
3	効率的な施設配置	市民にとって使いやすい公共施設の整備・統合を図ります。 ◎公共施設の配置見直しや統廃合の検討 ◎公共施設の適正管理
4	適確な市民サービスの提供と個人情報の保護	市民の個人情報を守られ、柔軟かつ正確な対応ができる窓口サービスを提供します。 ◎丁寧で適確な窓口サービスの提供 ◎情報通信技術を活用した事務処理の効率化と正確性向上 ◎情報セキュリティ対策の強化 ◎マイナンバー（個人番号）制度を活用した市民の各種手続きの利便性向上
5	広域連携の推進	他自治体と連携し、各種行政サービスを協力して実施します。 ◎一部事務組合で共同処理している事業の推進（消防、ごみ処理など） ◎課題を共有する他市町村との連携（災害時相互応援、公共交通、観光振興など）
6	新庁舎の整備	分庁舎方式（※2）によるデメリットを解消するため新庁舎整備を推進します。 ◎新庁舎整備の推進

■施策の目指す姿の実現に向けた役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ・桜川市の行政運営について関心を持ち、さまざまな機会を通して意見を述べます。 ・行政の効率化に伴う、市民サービスへの対応と協力に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・効率的で効果的な行政運営を推進します。 ・市民サービスの利便性向上、親切・丁寧な対応に努めます。

用語解説

※1 PDCAサイクルとは、Plan（計画）⇒Do（実行）⇒Check（評価）⇒Act（見直し）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善していく手法です。

※2 分庁舎方式とは、行政機能を部課単位で複数の庁舎に振り分ける方式です。

序論

基本構想

基本計画

第1部 / 前期基本計画の構成と分野別基本計画

第2部 / ヤマザクラと市民の幸せを咲かせるプロジェクト

付属資料

6-4 組織経営と人事マネジメントの充実

■施策の目指す姿

市民から信頼される組織・人事体制が確立されている。

■施策の目標（成果指標）

	成果指標	現状値（2015年度）	目標値（2021年度）
1	多様なニーズに対応できる組織だと思っている市民の割合	26.2%	50.0%
2	市役所の職員の働きぶりに満足している市民の割合	47.5%	60.0%
3	職員研修を受けたことにより、職務により前向きに取り組むことができた職員の割合	新規	90.0%
4	女性管理職（課長相当職以上）の割合	9.4%	25.0%

■現状

- ・ 職員の定員適正化を図るため、第3次定員適正化計画を策定し、臨時・非常勤職員の活用、業務の外部委託の推進、グループ制（※1）の導入などにより、効率的な組織運営に努めています。
- ・ 組織の活性化を目的とした役職階層別の研修や様々な行政課題に対応するための専門研修などにより職員の能力開発を行っています。
- ・ 職員の能力と意欲を向上させ、質の高い住民サービスを提供するために、人事評価制度（※2）を実施しています。
- ・ 女性職員が活躍できる職場環境づくりを進めるため「桜川市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」を策定し、必要な取り組みを開始しています。
- ・ 年金支給開始年齢の引き上げに伴い、2014（平成26）年度から定年退職した職員のうち希望する職員を再任用し、雇用の延長を行っています。

■課題

- ・ 職員の定員管理では、新たな行政課題が数多く発生している現状に対応するため、状況に応じて定員適正化計画を見直し、必要な人材を適正に確保することが必要になっています。
- ・ 人事評価制度では、評価結果の客観性と信頼性確保が重要であり、評価能力向上のための取り組みを継続して実施していく必要があります。
- ・ 女性職員が活躍できる職場環境づくりを一層推進することが必要です。
- ・ 今後、再任用職員の増加が推測されることから、職員の世代交代などに十分配慮した計画的任用を行う必要があります。
- ・ 業務に過度のストレスを感じている職員が増加しつつあり、職員のストレスを軽減する取り組みを今後一層推進する必要があります。

■ 施策の目指す姿を実現するための手段

1	職員の資質向上と人材育成	市民サービスの向上に向け、職員の能力開発・人材の育成に努め、少数精鋭の組織を築きます。 ◎職員研修の計画的かつ効果的な実施 ◎人事評価制度の適正運用 ◎メンタルヘルス（※3）対策の充実
2	組織機構の適正化	市民サービスの向上と健全な行財政運営のバランスに配慮した組織機構の適正化を進めます。 ◎継続的な組織機構の見直し ◎定員適正化の推進 ◎臨時・非常勤職員の適正活用 ◎再任用職員の計画的雇用
3	女性職員の活躍	様々な行政課題に女性ならではの発想を生かした取り組みを行うため、女性職員のキャリア形成（※4）と能力開発を支援します。 ◎女性職員の管理的地位への登用拡大と多様なポストへの積極配置 ◎女性職員の活躍に向けた研修の実施

■ 施策の目指す姿の実現に向けた役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> 行政の発信する情報に関心を持ちます。 自らの意見・ニーズを行政に伝えるため、各種アンケートに協力し、行政との対話の場に積極的に参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民に人事・行政に関する情報を提供します。 市民サービスの向上と健全な行財政運営のバランスのとれた組織機構の適正化を進めます。 人事評価制度・研修などを通して職員の能力開発に努め、市民サービスの向上を図ります。

用語解説

- ※1 グループ制とは、縦割り型の係制と比較して、事務配分の合理化が図れ、業務のむらや繁閑の調整がしやすく、職員がより協力して仕事にあたるヨコ型の業務体制です。
- ※2 人事評価制度とは、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務遂行にあたり発揮した能力や達成した業績を把握して行われる勤務成績の評価制度です。
- ※3 メンタルヘルスとは、労働者の心の健康づくりのことです。
- ※4 キャリア形成とは、ある人が仕事を通じて職業能力を習得する活動です。

6-5 健全な財政運営の推進

■施策の目指す姿

財政運営が安定し、財政状況が市民に分かりやすく伝えられている。

■施策の目標（成果指標）

	成果指標	現状値（2015年度）	目標値（2021年度）
1	市民一人あたりの貯金の額（基金残高÷人口）	131千円	150千円
2	市民一人あたりの借入金残高（市債残高÷人口）	352千円	340千円
3	財政力指数（※1）	0.49	0.55
4	市税の収納率（現年度）	98.1%	98.7%
5	ふるさと応援寄付金の額	13,887千円	16,500千円

■現状

- ・財政力指数は、固定資産税などの有力な増加がない限り、数年来横ばいとなる見込みです。
- ・市税の収納率は、滞納処分の強化などにより年々上昇しています。
- ・実質公債費比率（※2）は、減少傾向ではありますが、今後は分母となる標準財政規模（※3）が地方交付税の減少により小さくなるのが想定されるため、上昇することも予想されます。
- ・自主財源比率（※4）は、地方交付税の減額に加え、人口減少や景気の動向による税収の減少も考えられ、下降することも予想されます。
- ・ふるさと応援寄付金は、返礼品の充実により増加傾向にあります。

■課題

- ・市税の確保や受益者負担（※5）の適正化による財源の充実確保に努めるとともに、経費全般についての節減などによる積極的な歳出削減に取り組むことが必要です。
- ・財源の重点的・効率的な適正配分を行い、計画的で健全な財政運営を推進することが必要です。
- ・課税客体を正確に把握し、公平性を保ち、収納率の向上を目指すことが必要です。
- ・受益者負担の原則に基づく、使用料・手数料の適正化が求められています。
- ・効果的な行政サービスを実現するために、総合計画や行政評価に基づく施策優先度により、重要度の高い事業へ重点的予算配分を行うとともに、計画的な財政運営を進めることが求められています。
- ・費用対効果を考慮して無駄な経費の削減に努め、行財政改革を推進することが必要です。

■施策の目指す姿を実現するための手段

1	計画的な財政運営の推進	財源の充実確保に努めます。 ◎市税などの確保や受益者負担の適正化 ◎経費全般の積極的な歳出削減 ◎財源の重点的・効率的な適正配分 ◎交付税措置に留意した市債の発行
2	財源確保対策の推進	市税の収納率向上を目指します。 ◎課税客体の正確な把握 ◎公平性の確保 ◎受益者負担の原則に基づいた使用料・手数料の適正化
3	効果的な予算執行	効果的な行政サービスを実現します。 ◎総合計画や行政評価に基づく施策優先度による重要度の高い事業への重点的予算配分 ◎中期財政計画による計画的な財政運営 ◎費用対効果を考慮した経費の削減 ◎行財政改革の推進
4	分かりやすい財政状況の説明	市民に分かりやすく財政状況を伝達します。 ◎分かりやすい注釈を加えた財政用語の使用 ◎身近な例を用いた説明文の作成

■施策の目指す姿の実現に向けた役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ・ 応能負担を行い、市税を完納します。 ・ 予算の使い道などに関心を持ちます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財政状況について、市民に適切な情報提供を行います。 ・ 職員全員がコスト意識を持ちます。 ・ 徴収率の向上には、全職員が協力して取り組みます。

用語解説

- ※ 1 財政力指数とは、地方公共団体の財政力を示す指数です。指数が高いほど財政的に余裕があるとされ、数値が1を超えると地方交付税は交付されません。
- ※ 2 実質公債費比率とは、一般会計などが負担する元利償還金などの、標準財政規模に対する比率です。指標が18%を超えると起債の許可が必要になり、25%を超えると一部の起債発行が制限されます。
- ※ 3 標準財政規模とは、地方公共団体の通常的な状態で収入されると見込まれる経常的な一般財源の規模を示すものです。
- ※ 4 自主財源比率とは、地方公共団体が自らの機能に基づいて収入できる財源（市税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入）の歳入全体に対する割合です。
- ※ 5 受益者負担とは、特定の公共事業によって特別の利益を受ける者が、事業に係る経費の一部を負担するものです。

第2部

ヤマザクラと市民の幸せを咲かせるプロジェクト

計画全体をリードし、政策分野を横断して実施する取り組みをヤマザクラと市民の幸せを咲かせるプロジェクトとして優先的かつ重点的に推進していきます。

このプロジェクトは、政策分野毎に全ての取り組みが網羅されている分野別基本計画の中から、政策分野を横断して優先的かつ重点的に実施する取り組みを再構成したものです。

1. ヤマザクラのまちをつくります

市民がヤマザクラについて理解を深め、まちの宝として誇りに思えるように、地域全体のヤマザクラ景観の保全やヤマザクラ文化の醸成などに取り組み、「ヤマザクラのまち」という地域の独自性を確立します。

①ヤマザクラを生かした観光を推進します 分野別基本計画【4-3-4】

ヤマザクラの季節に国指定名勝「桜川」を中心とした市内の桜の名所への観光誘客を進めるとともに、ヤマザクラに関するお土産品開発など通年でのヤマザクラによる観光を推進し、「ヤマザクラのまち」を発信します。

②ヤマザクラについて学び・育みます 分野別基本計画【2-1-1】、【2-2-1】、【4-3-4】

小中学校の総合的な学習の時間に地域資源のヤマザクラについて学び、郷土に対する愛着と誇りを育てます。また、ヤマザクラについての生涯学習講座を開催し、生涯にわたって地域の魅力を学び、ヤマザクラ文化が醸成したまちを築きます。

③ヤマザクラによる美しい景観を形成します 分野別基本計画【4-1-5】、【5-2-3】、【5-2-4】

ヤマザクラの咲く山々の自然環境の保全や公園などの日常生活空間におけるヤマザクラによる景観形成を進め、自然環境と調和した美しい住環境の整った「ヤマザクラのまち」を築きます。

④ヤマザクラを調査し価値を確立します 分野別基本計画【4-3-4】

ヤマザクラについて歴史的・科学的な調査を行うことにより、本市におけるヤマザクラの価値を確立し、「ヤマザクラのまち」という地域の独自性確立の基礎を築きます。

2. ずっと住みたいまちをつくります

本市の魅力である自然や田園風景の中で、快適に安心して暮らし続けられる魅力のあるまちを築きます。

①快適に利用できる公共交通を構築します 分野別基本計画【5-4】

コミュニティバスやデマンドタクシーなどを効率的に運行し、充実した公共交通網を形成することで、市民が便利で快適に移動できる暮らしやすいまちを築きます。

②防災拠点としての新庁舎を整備します 分野別基本計画【3-1-3】、【6-3-6】

防災体制を強化するため、地域防災の拠点となる新庁舎を整備し、市民が安心して暮らせるまちを築きます。

③さくらがわ地域医療センターを整備します 分野別基本計画【1-3-1】

地域医療体制の充実を図るため、さくらがわ地域医療センターを整備し、市民の健康を守るまちを築きます。

④桜川筑西IC周辺の開発を推進します 分野別基本計画【5-1-2】

桜川筑西IC周辺の開発を進め、新しいまちづくりの拠点を整備し、市民が生涯にわたって活躍できるまちを築きます。

⑤定住を支援し、空き家の利活用を進めます 分野別基本計画【5-2-2】

定住や移住希望者への相談支援体制を整えるとともに、空き家バンクを設けて空き家の利活用を推進し、多様な住まい方が実現されるまちを築きます。

⑥高齢者がいきいきと暮らせる社会を築きます 分野別基本計画【1-4】、【1-6】

地域包括ケアシステムを構築し、市民が地域の中で互いに支え合い、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを生涯にわたって続けられるまちを築きます。

3. 子どもと子育てを応援するまちをつくります

安心して子どもを産み育てられるよう、結婚・出産・子育て・教育を総合的に支援するとともに、しっかりと子どもたちの「生きる力」を育みます。

①幸せな結婚をサポートします 分野別基本計画【1-1-4】

いばらき出会いサポートセンターやNPO法人などと連携して幅広い出会いの機会を創出し、結婚を希望する若者の幸せな結婚をサポートします。

②安心な妊娠・出産を支援します 分野別基本計画【1-1-3】、【1-2-3】、【1-7-4】

健診や相談体制の整備、経済的な負担の軽減など、妊娠から出産、育児への切れ目ない支援を充実し、妊産婦や乳幼児が健やかに暮らせるまちを築きます。

③子育てしやすい環境を築きます 分野別基本計画【1-1-1】、【1-1-2】、【1-2-3】、【1-7-4】

子育てにおける経済的負担の軽減に向けて医療費助成を拡充するとともに、就学前の子どもについての健康相談を充実するなど、安心して喜びを感じながら子育てができるまちを築きます。

④生きる力が身に付く教育を推進します 分野別基本計画【2-1】

小中一貫の教育と学校の適正配置の推進により教育環境を充実し、一人ひとりが幸せな人生を送るための生きる力を育みます。また、就学時に子どもたちがスムーズに学校生活に適應し、楽しい学校生活が送れるように就学前教育を充実します。

4. 地域経済が元気なまちをつくります

地場産業である石材業や農業をはじめとした産業の振興により、地域経済の活性化と雇用の創出を図り、まちの活力を高めます。

①石材業の新たなチャレンジを支援します 分野別基本計画【4-2-3】

石材業を基軸とした異業種連携による商品開発を行い、新たな販路を開拓するとともに、石材加工の伝統技術の保存継承に努め、地元の高校と連携して担い手を育成し、地場産業である石材業が元気なまちを築きます。

②地域の魅力を生かした稼ぐ農業を築きます 分野別基本計画【4-1-1】、【4-1-2】、【4-1-3】

地域の魅力を生かした商品価値の高い新たな作物の育成やブランド化、新たな販路の開拓を進めて稼げる農業を創出するとともに、地元の高校と連携して、農業後継者を育成し、活気にあふれた農業が展開される元気なまちを築きます。

③地域資源を生かして商工業を活性化します 分野別基本計画【4-2-1】、【4-2-2】

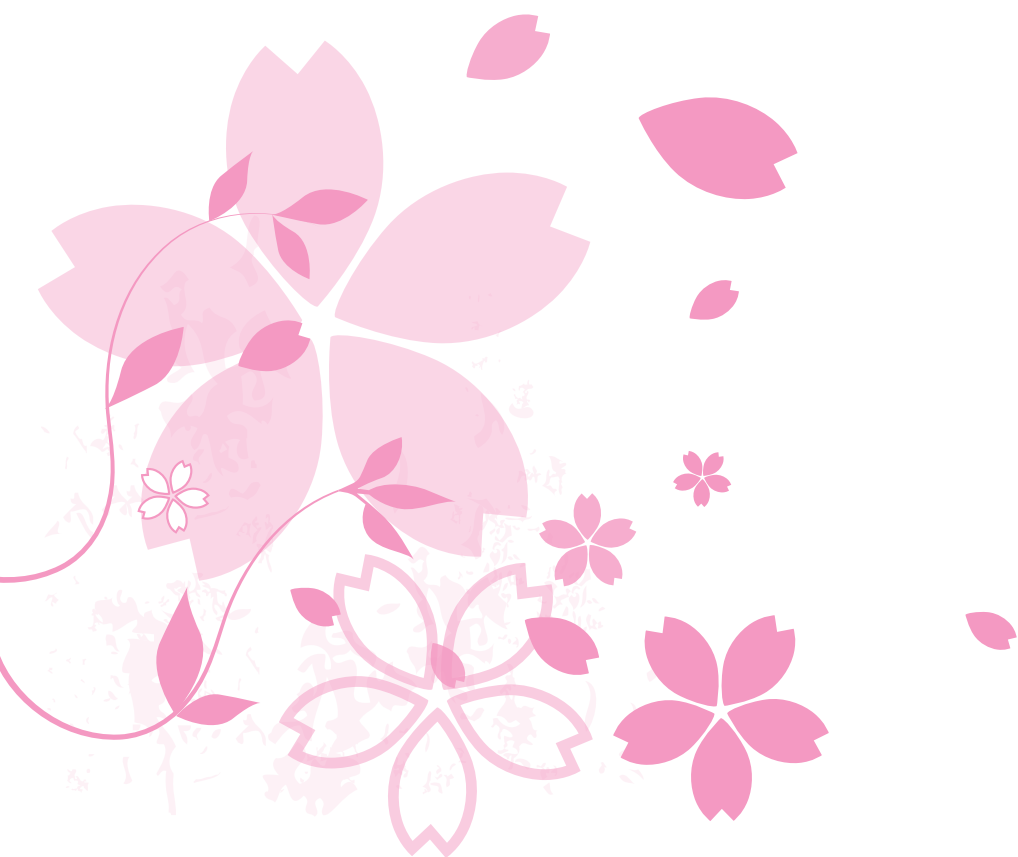
ヤマザクラや真壁の町並みなどの地域資源を生かしたまちづくりを推進して、交流人口の増加による地域の賑わいを創出し、商工業の活性化した活力のあるまちを築きます。

④企業誘致を推進し、雇用を創出します 分野別基本計画【4-2-4】

企業立地に関する相談窓口を充実して企業誘致を推進し、地域で暮らすための新たな雇用が創出されるまちを築きます。

第4編

付属資料



1. 桜川市第2次総合計画策定の経過

年月日	内容
平成27年	
12月22日	第1回桜川市総合計画策定委員会 地方自治法改正に伴う総合計画の取扱いについて 桜川市総合計画策定方針について
平成28年	
3月3日	市議会 桜川市議会の議決に付すべき自治事務に関する条例の議決（基本構想が議決案件となる）
3月～4月	市民アンケート
4月26日	第2回桜川市総合計画策定委員会 桜川市総合計画基本構想について 桜川市総合計画基本計画の施策体系について
4月28日	第1回桜川市総合計画審議会 桜川市第2次総合計画の策定に関する諮問 桜川市総合計画策定方針について 策定スケジュールについて
5月	親子アンケート、子育て保護者アンケート
5月26日	第1回桜川市総合計画職員ワーキングチーム会議 (全体会) 桜川市総合計画策定にあたって 桜川市総合計画の策定方針及びスケジュールについて 市民アンケートの結果について 部会長の選任について (部 会) 第1回桜川市総合計画住民・職員合同ワーキングチーム会議での部会毎テーマについて
6月19日	第1回桜川市総合計画住民・職員合同ワーキングチーム会議 (全体会) 代表・副代表・部会長・副部会長・書記の選出について 桜川市総合計画の策定方針及びスケジュールについて 市民アンケートの結果について (部 会) 桜川市総合計画策定に係る施策評価（振り返りシート）結果について 部会毎テーマに基づく討議
7月8日 7月11日 7月15日	第1回桜川市総合計画職員ワーキングチーム部会別会議 桜川市総合計画基本計画策定シートについて
7月25日	第2回桜川市総合計画職員ワーキングチーム会議 (全体会) 桜川市総合計画基本構想（案）について 第2回桜川市総合計画住民・職員合同ワーキングチーム会議について (部 会) 桜川市総合計画基本計画の体系の記載内容について
7月26日	庁議 桜川市総合計画策定の経過報告について
8月7日	第2回桜川市総合計画住民・職員合同ワーキングチーム会議 (全体会) 桜川市総合計画基本構想（案）について (部 会) 桜川市総合計画基本計画の体系及び市民の役割・行政の役割について 各政策を表す言葉（文字2字）について
8月25日	第3回桜川市総合計画策定委員会 桜川市総合計画基本構想（案）について 重点プロジェクトについて
9月23日	第2回桜川市総合計画審議会 桜川市総合計画基本構想（案）について
9月26日 9月27日	第2回桜川市総合計画職員ワーキングチーム部会別会議 桜川市総合計画基本計画施策シートについて
10月7日	第3回桜川市総合計画職員ワーキングチーム会議 (全体会) 桜川市総合計画基本構想（案）について 山桜と市民の幸せを咲かせるプロジェクトについて 第3回桜川市総合計画住民・職員合同ワーキングチーム会議について (部 会) 桜川市総合計画基本計画の記載内容について

年月日	内容
10月16日	第3回桜川市総合計画住民・職員合同ワーキングチーム会議 (全体会) 桜川市総合計画基本構想(案)について 桜川市総合計画基本計画の作成について 山桜と市民の幸せを咲かせるプロジェクトについて (部会) 桜川市総合計画基本計画(案)について
10月26日	第4回桜川市総合計画策定委員会 桜川市総合計画基本構想(案)について 桜川市総合計画基本計画(案)について ヤマザクラと市民の幸せを咲かせるプロジェクトについて
11月11日	第3回桜川市総合計画審議会 桜川市総合計画基本構想(案)について 桜川市総合計画基本計画(案)について ヤマザクラと市民の幸せを咲かせるプロジェクトについて
11月21日	庁議 桜川市総合計画(案)の議員全員協議会報告及びパブリックコメントの実施について
12月1日	議会全員協議会 桜川市総合計画(案)について
12月2日	第4回桜川市総合計画職員ワーキングチーム会議 (全体会) 桜川市総合計画基本構想(案)について ヤマザクラと市民の幸せを咲かせるプロジェクトについて 第4回桜川市総合計画住民・職員合同ワーキングチーム会議について (部会) 桜川市総合計画基本計画(案)について
12月11日	第4回桜川市総合計画住民・職員合同ワーキングチーム会議 (全体会) 桜川市総合計画基本構想(案)について 桜川市総合計画基本計画の作成について ヤマザクラと市民の幸せを咲かせるプロジェクトについて (部会) 桜川市総合計画基本計画(案)について
12月20日 ～平成29年 1月19日	パブリックコメント実施 桜川市総合計画(案)について
12月27日	第5回桜川市総合計画策定委員会 桜川市総合計画基本計画(案)の成果指標設定について ヤマザクラと市民の幸せを咲かせるプロジェクトについて
平成29年	
1月17日	市民説明会 桜川市総合計画(案)について
1月24日	庁議 桜川市総合計画(案)に関するパブリックコメント募集の実施結果について
2月10日	第4回桜川市総合計画審議会 桜川市第2次総合計画の策定について市長に答申
2月22日	総務常任委員会 桜川市総合計画(案)について
2月24日	庁議 桜川市総合計画(案)の決定
3月1日	議会全員協議会 桜川市総合計画(案)の報告
3月8日	市議会 桜川市総合計画基本構想の議決

2. 桜川市総合計画審議会条例

桜川市総合計画審議会条例

平成17年12月15日

条例第156号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、桜川市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について必要な調査審議し、その結果を市長に答申するものとする。

- (1) 総合振興の基本構想及び基本計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか総合振興に関し必要と認めること。

(組織)

第3条 審議会は委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 識見を有する者
- (3) 各種団体の役員
- (4) 市職員

3 委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問にかかる事案の審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は必要に応じて会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者に対し、その出席を求め、意見を聴取し、又は必要な資料等を提出させることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

3. 桜川市総合計画審議会委員名簿

(☆：会長 ★：副会長)

区分	職名	氏名	備考
市議会議員	桜川市議会総務常任委員会委員長	風野 和視	～2016年11月10日
	〃	市村 香	2016年11月11日～
	桜川市議会文教厚生常任委員会委員長	萩原 剛志	～2016年11月10日
	〃	鈴木 裕一	2016年11月11日～
	桜川市議会建設経済常任委員会委員長	鈴木 裕一	～2016年11月10日
	〃	飯島 重男	2016年11月11日～
識見者	農業委員会会長	稲葉 則夫	
	桜川市教育委員会委員長	松崎 茂樹	～2017年2月9日
	〃	秋山 敏男	2017年2月10日～
	監査委員	三代 雄一	
	都市計画審議会会長	武村 実	
	常磐大学コミュニティ振興学部教授	☆横須賀 徹	
各種団体	北つくば農業協同組合代表理事組合長	國府田 利夫	
	羽黒石材商工業協同組合理事長	長谷川 正一	
	真壁石材協同組合理事長	林 清	
	桜川市商工会会長	中里 邦夫	～2016年9月22日
	〃	皆川 光吉	2016年9月23日～
	桜川市区長会連合会会長	根本 哲男	～2016年9月22日
	〃	大関 隆司	2016年9月23日～
	桜川市消防団団長	羽野島 幸雄	
	桜川市PTA連絡協議会女性ネットワーク委員会委員長	稲葉 清巳	
	桜川市交通安全母の会会長	浅野 信子	～2016年9月22日
	〃	小川 よし子	2016年9月23日～
	桜川地区更生保護女性会会長	市村 香	
	桜川市民生委員児童委員連合協議会会長	★小林 美瑛子	～2017年2月9日
	桜川市民生委員児童委員連合協議会副会長	★雨谷 勝利	2017年2月10日～
市職員	副市長	井上 高雄	
	教育長	梅井 隆男	

序論

基本構想

基本計画

第1部 / 前期基本計画の構成と
分野別基本計画

第2部 / ヤマザクラと市民の幸せ
を咲かせるプロジェクト

付属資料

4. 桜川市総合計画策定委員会設置要綱

桜川市総合計画策定委員会設置要綱

平成17年12月15日
訓令第75号

(設置)

第1条 桜川市総合計画の策定について必要な事項を調整、協議するため、桜川市総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 桜川市総合計画策定についての方針
- (2) 基本構想、基本計画及び実施計画に関する事項

(構成)

第3条 策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長には副市長、副委員長には教育長を充てる。

3 委員には次の各号に掲げる者を充てる。

- (1) 総務部長
- (2) 市長公室長
- (3) 市民生活部長
- (4) 保健福祉部長
- (5) 経済部長
- (6) 建設部長
- (7) 上下水道部
- (8) 教育部長
- (9) 議会事務局長
- (10) 会計管理者
- (11) その他市職員のうち委員長が指名する次長職、課長職の職員

4 委員長は、策定委員会の会務を総括し、会議の議長となる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(平19訓令12・平20訓令8・平21訓令12・平24訓令6・一部改正)

(ワーキングチーム)

第4条 策定委員会の補助機関としてワーキングチームを置く。

(会議の開催)

第5条 策定委員会の会議は、策定委員会にあっては委員長、ワーキングチームにあっては代表が必要に応じて招集し、開催するものとする。

(庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、企画課において行う。

(委任)

第7条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年訓令第12号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年訓令第8号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年訓令第12号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年訓令第6号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

5. 桜川市総合計画策定委員会委員名簿

役職	職名	氏名
委員長	副市長	井上 高雄
副委員長	教育長	梅井 隆男
委員	総務部長	稲川 潤
委員	市長公室長	横田 藤彦
委員	市民生活部長	安達 誠
委員	保健福祉部長	飯嶋 京子
委員	経済部長	古橋 正充
委員	建設部長	井坂 徹
委員	上下水道部長	石川 文雄
委員	教育部長	宮山 孝夫
委員	議会事務局長	鈴木 孝
委員	会計管理者	野沢 英俊

6. 桜川市総合計画策定ワーキング設置要領

桜川市総合計画策定ワーキング設置要領

平成17年12月15日

訓令第76号

改正 平成24年3月30日訓令第6号

第1 趣旨

桜川市総合計画策定委員会設置要綱(平成17年桜川市訓令第75号)第4条の規定に基づき、ワーキングチームを設置し、住民アンケートその他の収集資料を基に調査・分析及び計画素案の作成・検討を行い、円滑な作業を進めるものとする。

第2 組織

- 1 ワーキングチームは、職員ワーキングチームと住民ワーキングチームにより組織する。
- 2 職員ワーキングチームは、原則として、市行政組織のグループ長及び主査、副主査クラスで構成する。
- 3 住民ワーキングチームは、桜川市内の主な団体、企業、ボランティアグループの代表者並びに有識者等で構成する。
- 4 ワーキングチーム委員は、市長が委嘱し、その任期は、計画策定完了時までとする。
- 5 ワーキングチームに次の部会を置く。
 - (1) 生活基盤整備部会
 - (2) 教育文化部会
 - (3) 健康福祉部会
 - (4) 産業経済部会
 - (5) コミュニティ行政部会

第3 代表、部会長等

- 1 ワーキングチームに委員の互選により、代表及び副代表を置く。
- 2 代表は会務を総理し、ワーキングチームを代表する。
- 3 副代表は代表を補佐し、代表に事故あるときはその職務を代理する。
- 4 各部会に構成委員の互選により、部会長、副部会長及び書記を置く。

第4 運営

- 1 ワーキングチームの会議は、必要に応じ総合計画策定委員会委員長又は代表が招集し、代表が会議の議長となる。
- 2 ワーキングチームは、必要に応じて計画策定に関し担当部課長等の出席を求め、意見を聞くことができる。

第5 庶務

ワーキングチームの庶務は、企画課が処理する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年訓令第6号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

7. 桜川市第2次総合計画策定ワーキングチーム委員名簿

(☆：代表 ★：副代表 ◎：部会長 ○：副部会長 ●：書記)

部会	職員WT担当課	職名	氏名	住民WT委員所属団体名等	氏名
1 コミュニティ行政部会	財政課 総務課 秘書広報課 会計課 職員課 市民課 市民課 税務課 収税課 議会事務局 総合窓口課 総合戦略室 企画課 企画課	財政グループ長 総務グループ主査 秘書広報グループ長 審査出納グループ長 人事給与グループ長 戸籍グループ長 人権啓発推進室グループ長 資産税グループ主査 収納グループ副主査 庶務議事グループ副主査 総合窓口第一グループ 総合戦略グループ副主査 企画グループ副主査 企画グループ主事	◎園田 哲也 稲葉 正典 柴山 兼光 石塚 真由美 藤田 幹夫 田口 浩江 柳田 勝 田谷 賢一 安達 茂義 荻原 由紀恵 増淵 菜穂子 近納 裕政 ●仁平 寿洋 ●枝川 周平	公募 (公社)下館青年会議所 桜川市ネットワーカー協議会 真壁、八七咲き社中 いきいき駅サイト実行委員会 桜川市区長会連合会 桜川市更生保護女性会	○小島 ミキ子 石塚 勝 井上 民男 川嶋 利弘 大森 良雄 小河原 勲 池田 芳子
2 健康福祉部会	社会福祉課 健康推進課 国保年金課 児童福祉課 高齢福祉課 介護保険課 病院整備推進課 企画課 企画課	障がい者支援グループ長 健康づくりグループ長 国保給付グループ長 こども未来グループ副主査 高齢福祉グループ副主査 介護保険グループ主査 病院整備推進グループ長 課長 統計・国体準備グループ主事	◎仁平 博章 廣瀬 智美 初芝 保 田谷 信之 飛毛 俊浩 五十嵐 敦 増淵 孝明 ●河合 利通 ●赤津 真奈	公募 公募 桜川市食生活改善推進員協議会 桜川市民生委員児童委員連合協議会 真壁保育園 社会福祉法人 桜川市社会福祉協議会 桜川市地域包括支援センター 桜川市健康推進委員会 (一社)笠間青年会議所	○仙波 武夫 小嶋 きよ子 藤野 英子 廣瀬 雄一 海老澤 智子 小河原 栄一 山口 賀男 安達 たか子 木村 浩己
3 教育文化部会	スポーツ振興課 学校教育課 学校教育課 教育指導課 給食センター 生涯学習課 企画課 企画課	スポーツ振興グループ長 企画・営繕グループ長 総務グループ副主査 教育指導グループ指導主事 学校給食グループ副主査 施設管理グループ長 企画グループ主幹 統計・国体準備グループ主幹	◎上野 俊一 佐谷 智 坪井 さとみ 福田 恭子 塩沢 智裕 石川 良子 ●鶴見 健太郎 ●大場 昌己	公募 桜川市文化協会 桜川市校長会(小学校) 桜川市校長会(中学校) 学校法人 古谷野学園 桜川市体育協会 桜川スマイルクラブ 桜川市PTA連絡協議会 桜川市子ども育成連合会 桜川市青少年相談員会 青少年育成桜川市民会議	○野上 大介 ☆寂室 純敬 宮田 克己 川野邊 一晃 古谷野 真弓 金子 元則 蛭原 正善 重村 秀一 大島 均 鈴木 清光 野村 幸一
4 生活基盤整備部会	下水道課 生活安全課 都市整備課 都市整備課 総合戦略室 水道課 建設課 環境対策課 企画課 企画課	工務・浄化槽グループ長 生活安全グループ長 都市政策グループ長 整備・管理グループ長 総合戦略グループ長 工務グループ長 道路建設グループ副主査 環境公害対策グループ 企画グループ長 企画グループ主事	◎秋山 豊 島田 晴朗 蟹 雅一 海老澤 久司 上野 茂雄 安達 勝 渡邊 正人 内桶 裕教 ●坪井 昭 ●遠藤 利幸	公募 公募 ディスカバーまかべ 茨城県建築士会桜川支部 桜川地区防犯協会 桜川地区交通安全協会 桜川市消防団 桜川市くらしの会	○安達 忠由 白井 保 ★田中 宣寛 鈴木 孝和 橋本 位知朗 坂入 貴 高野 利雄 常盤 延子
5 産業経済部会	商工観光課 農業委員会事務局 農林課 総務課 企画課	商工観光グループ長 農業委員会グループ長 農政グループ副主査 総務グループ主幹 統計・国体準備グループ長	◎鈴木 謙一 太田 昇子 廣澤 伸一 石川 裕昭 ●萩原 英雄	公募 羽黒石材商工業協同組合 真壁石材協同組合 桜川市商工会 北つくば農業協同組合 北つくば農業協同組合 サクラサクプロジェクト 大地のめぐみ 桜川市観光協会 桜川本物づくり委員会	○鈴木 優子 植木 章 飯島 正彦 仁平 千鶴子 深谷 知寿 潮田 栄子 渡邊 雄司 木村 伸生 橋本 慶晴 塚本 春奈

序論

基本構想

基本計画

第1部 / 前期基本計画の構成と
分野別基本計画

第2部 / ヤマザクラと市民の幸せ
を咲かせるプロジェクト

付属資料

8. 諮問・答申

桜企第 17 号
平成28年4月28日

桜川市総合計画審議会長 様

桜川市長 大塚 秀喜

桜川市第2次総合計画の策定に関する諮問について

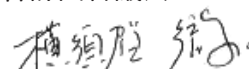
桜川市第2次総合計画の策定について、桜川市総合計画審議会条例（平成17年桜川市条例第156号）第2条の規定に基づき諮問いたします。

平成29年2月10日

桜川市長 大塚 秀喜 殿

桜川市総合計画審議会

会長



桜川市第2次総合計画の策定について（答申）

平成28年4月28日付け桜企第17号で諮問のありました桜川市第2次総合計画について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり答申します。

なお、総合計画の推進にあたっては、以下の事項に十分配慮され、住民ニーズに即した施策の推進により、まちの将来像「ヤマザクラと市民の幸せが咲くまち 桜川」の実現に努められることを要望します。

付 帯 意 見

【総合計画の着実な実行】

- ・総合計画に掲げられた内容については、計画・実行・評価・改善のPDCAサイクルによる効率的な事業実施に努められたい。
- ・総合計画について、広く市民に理解してもらうため、分かりやすい広報などの情報発信を行うとともに、市民に分かりやすい形で総合計画の進行管理に努められたい。
- ・今後も厳しい財政見通しを踏まえ、行財政改革の着実な実施とともに、国や県などの支援策を積極的に活用しながら、効果的かつ効率的な行財政運営を図られたい。

【協働のまちづくり】

- ・協働の理念にもとづき、多様な主体がそれぞれの役割を自覚し、まちづくりへの積極的な取り組みを促進するように図られたい。
- ・市民一人ひとりが担うこと《自助》、地域として担うこと《共助》、行政が担うこと《公助》を明確にし、それぞれが役割を果たすとともに、共通の目標のもとに協力・連携してまちづくりに取り組まれたい。

【定住の促進】

- ・地場産業である石材業や農業の振興を図るとともに、子育て支援や保健・医療・福祉の充実を図り、若者が地域に定着できる魅力あるまちづくりに取り組まれたい。

【庁内外の推進体制】

- ・行政内部において、各部課間の連携強化により、課題の解決に向け積極的な取り組みを推進するとともに、市議会、市内各種団体、近隣自治体などとの相互理解、連携を積極的に図られたい。

9. アンケート調査

(1) アンケート調査の概要

I. 市民アンケート調査

①調査の目的

桜川市第2次総合計画を策定するにあたり、市民の皆さまのご意見を反映させるため、市民の意向を確認することを目的に実施しました。

②調査設計

- (i) 調査対象 桜川市に在住する18歳以上の市民
- (ii) 調査方法 郵送による配布・郵送回収
- (iii) 調査期間 平成28年3月～4月
- (iv) 回収結果

項目	今回調査
サンプル数	4,782
有効サンプル数	1,127
有効回収率	23.6%

II. 親子アンケート調査

①調査の目的

桜川市第2次総合計画の策定にあたり、将来を担う小中学生や子育て世代の保護者の方が求める教育環境や生活環境を把握することを目的に実施しました。

②調査設計

- (i) 調査対象 市内の小学校4年生及び中学校2年生の児童・生徒と保護者
- (ii) 調査方法 学校を通じた配布・回収
- (iii) 調査期間 平成28年5月
- (iv) 回収結果

項目	今回調査
サンプル数	746
有効サンプル数	623
有効回収率	83.51%

III. 子育て保護者アンケート調査

①調査の目的

桜川市第2次総合計画の策定にあたり、認定こども園・幼稚園・保育園に通う児童の保護者の方が子育てをする上で、どのような問題に直面しているのか、また、市行政に対してどのような意向を持っているのかを把握することを目的に実施しました。

②調査設計

- (i) 調査対象 桜川市の認定こども園・幼稚園・保育園に通う児童の保護者
- (ii) 調査方法 認定こども園・幼稚園・保育園を通じた配布・回収
- (iii) 調査期間 平成28年5月
- (iv) 回収結果

項目	今回調査
サンプル数	591
有効サンプル数	488
有効回収率	82.57%

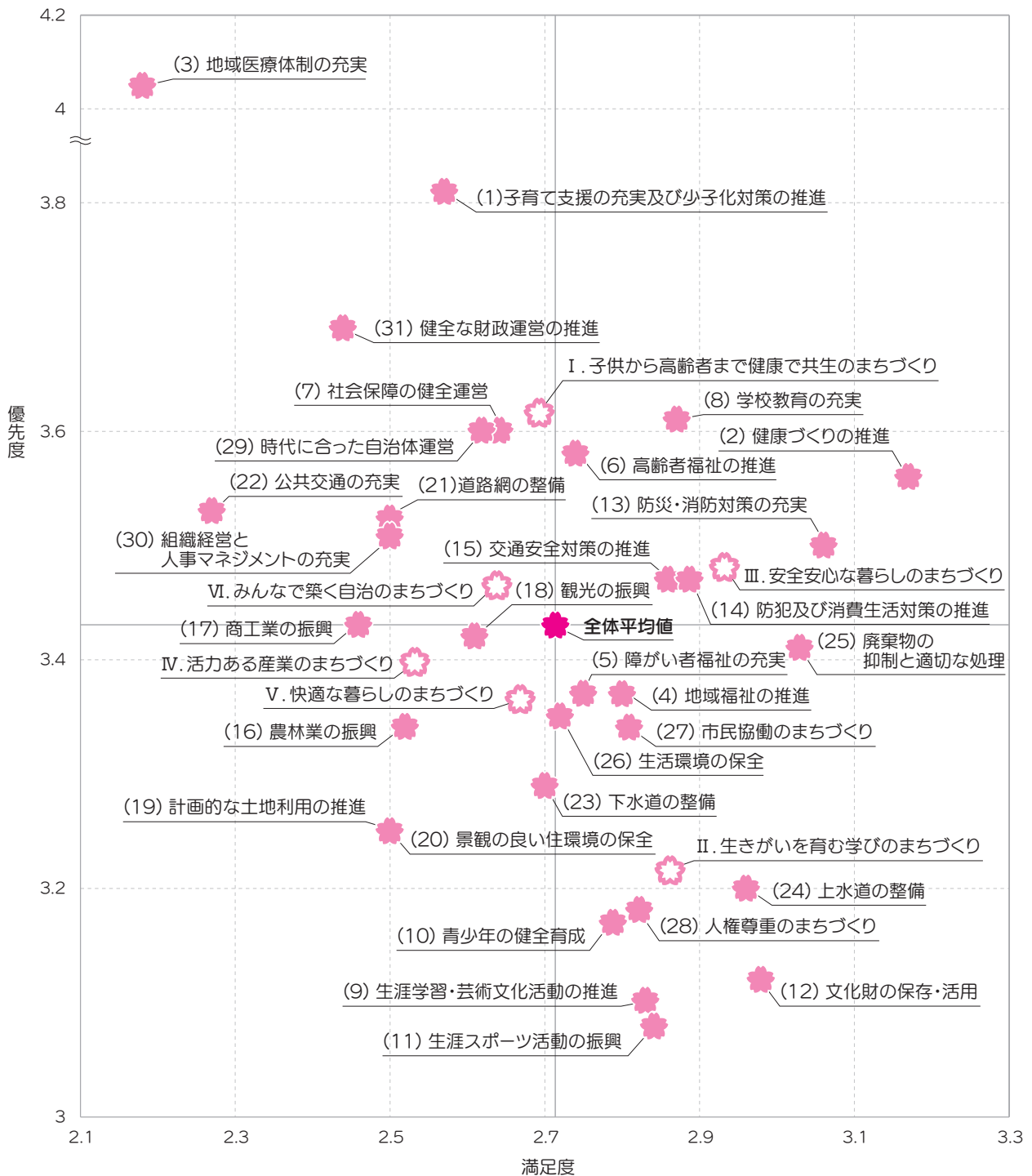
(2) 施策の優先度・満足度

市民アンケートにおいて、31の施策について行政サービスに対する満足度と優先度を調査しました。調査は、満足度と優先度をそれぞれ5点満点で評価する方法としました。

各施策の優先度と満足度の平均値を表したのが下の図です。

縦軸が優先度、横軸が満足度となっており、アンケート調査結果から左上の領域が、市民が市政全般に対し満足度が低く優先度が高い施策分野となっています。

優先度・満足度評価

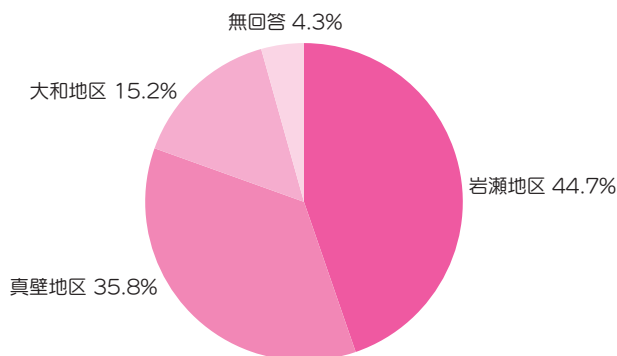


(3) 市民アンケートの結果

回答者の属性

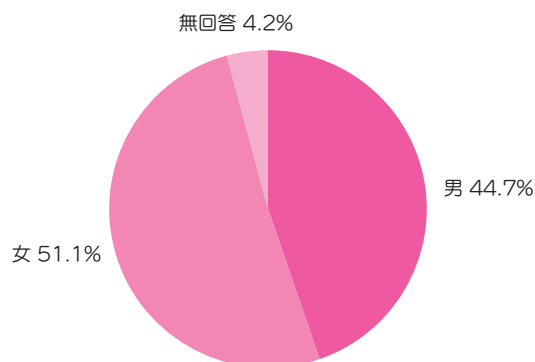
(1) 居住地

・回答者の居住地は「岩瀬地区」(44.7%)「真壁地区」(35.8%)「大和地区」(15.2%)となっています。



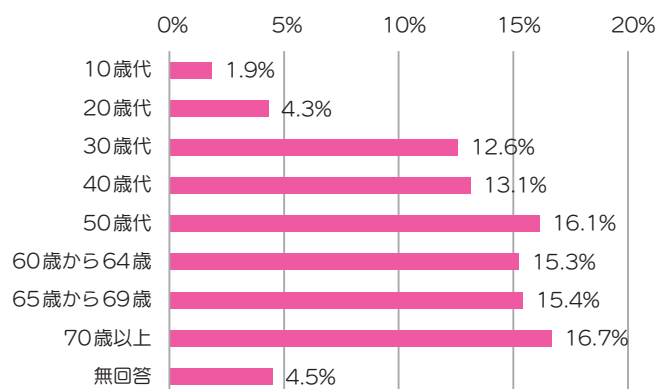
(2) 性別

・女性からの回答がやや多くなっています。



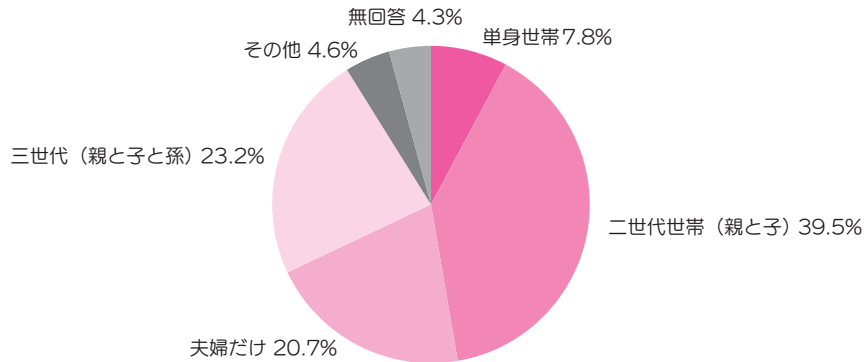
(3) 年齢

・「70歳以上」からの回答が最も多くなっていますが、おおよそ各年代から満遍なく回答が得られています。



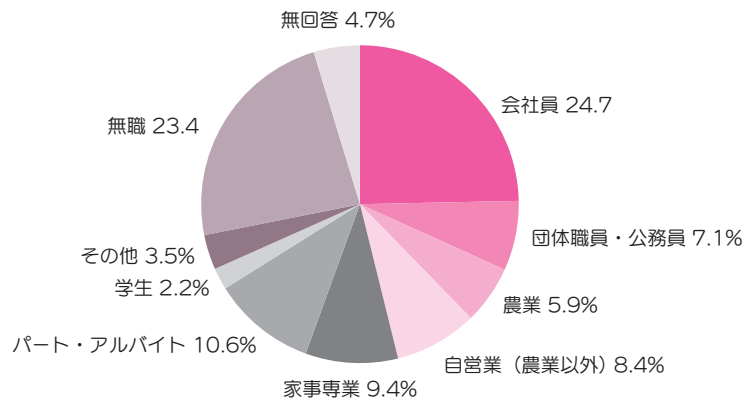
(4) 世帯構成

- ・「二世代世帯（親と子）」が最も多くなっておりますが、それぞれの世帯構成から一定の回答が得られています。



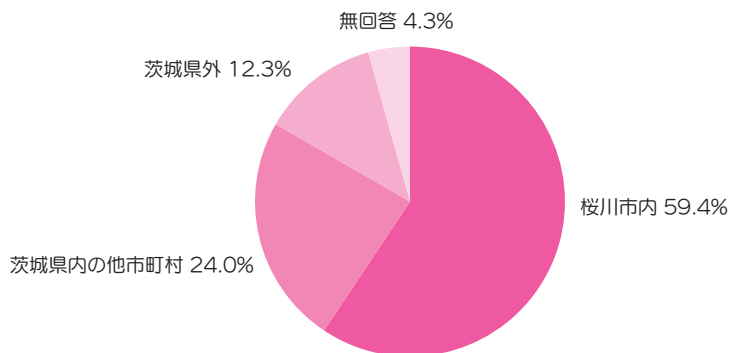
(5) 職業

- ・「会社員」が最も多くなっていますが、それぞれの職業から一定の回答が得られています。



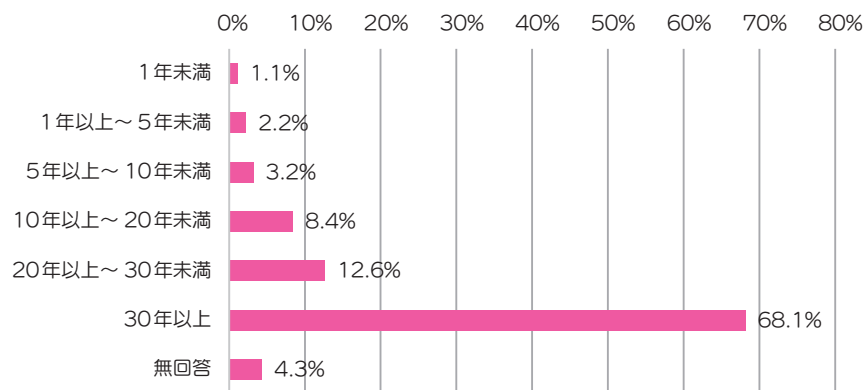
(6) 出生地

- ・桜川市内が出生地となっている市民からの回答が6割近くを占めています。



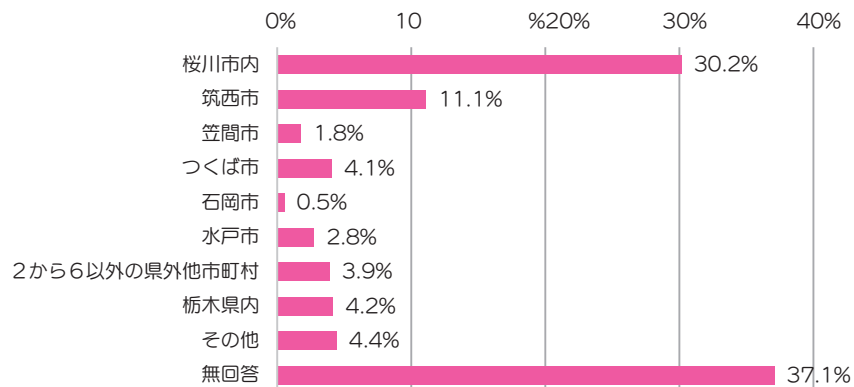
(7) 桜川市にお住まいの期間

・30年以上にわたり本市に居住している市民からの回答が7割近くを占めています



(8) 勤務先・通学先

・無職及び学生でない方の選択肢となる「無回答」(37.1%)が最も多くなっています。
・「桜川市内」の方は約3割となっています。



1. 桜川市の行政サービス・運営について

【問1】 あなたが桜川市で生活するにあたって日頃感じている「満足度」と（行政サービスに対する）優先度を評価してください。

■満足度

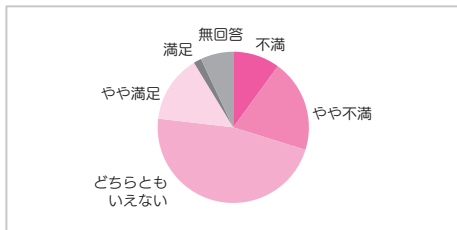
市の取り組みに対する満足度について、『満足』（「満足」+「やや満足」）の数値が比較的高い項目は、(2)「健康づくりの推進」、(24)「廃棄物の抑制と適切な処理」、(13) 消防・防災対策の充実となっている。反対に『不満』（「不満」+「やや不満」）の数値が高い項目は(3)「地域医療体制の充実、(21)「公共交通の充実」、(20) 道路網の整備となっている。『不満』が『満足』を上回るのは、全体の半数以上の18項目となっている。

■優先度

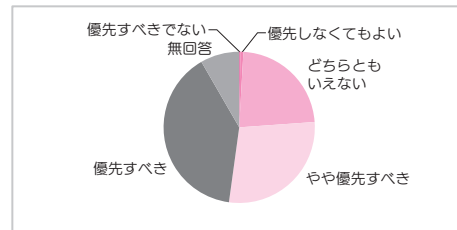
市の取り組みに対する優先度について、すべての項目で『優先』（「優先すべき」+「やや優先すべき」）の数値が『優先すべきでない』（「優先すべきでない」+「優先しなくてもよい」）が上回っており、『優先』は多い順に、(3)「地域医療の充実」、(1)「子育て支援及び少子化対策」、(30)「健全な財政運営の推進、(28)「時代に合った自治体運営」、(6)「高齢者福祉の推進」で6割を超えて多くなっている。特に、(12)「地域医療の充実」は「優先すべき」だけで半数を超えている。

問1-(1) 子育て支援の充実と少子化対策の推進（子育て支援体制、経済面での子育て支援、結婚支援など）

優先度	回答数	構成比
(1) 不満	113	10.0%
(2) やや不満	223	19.8%
(3) どちらともいえない	530	47.0%
(4) やや満足	163	14.5%
(5) 満足	19	1.7%
無回答	79	7.0%
計	1127	100.0%

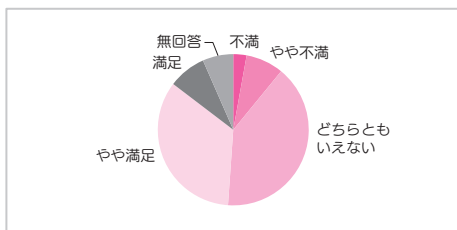


満足度	回答数	構成比
(1) 優先すべきでない	3	0.3%
(2) 優先しなくてもよい	7	0.6%
(3) どちらともいえない	259	23.0%
(4) やや優先すべき	319	28.3%
(5) 優先すべき	445	39.5%
無回答	94	8.3%
計	1127	100.0%

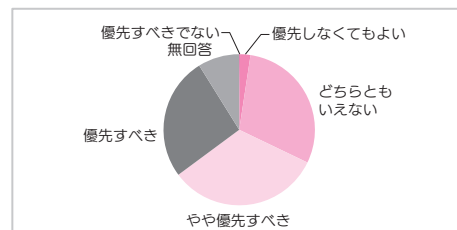


問1-(2) 健康づくりの推進（健康診査、健康づくり推進事業など）

満足度	回答数	構成比
(1) 不満	32	2.8%
(2) やや不満	91	8.1%
(3) どちらともいえない	453	40.2%
(4) やや満足	386	34.3%
(5) 満足	91	8.1%
無回答	74	6.6%
計	1127	100.0%

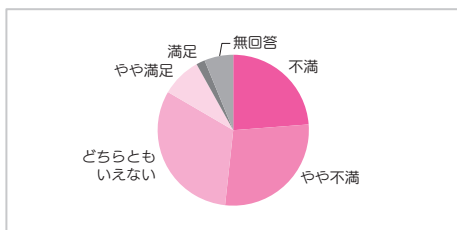


優先度	回答数	構成比
(1) 優先すべきでない	2	0.2%
(2) 優先しなくてもよい	25	2.2%
(3) どちらともいえない	335	29.7%
(4) やや優先すべき	369	32.7%
(5) 優先すべき	296	26.3%
無回答	100	8.9%
計	1127	100.0%

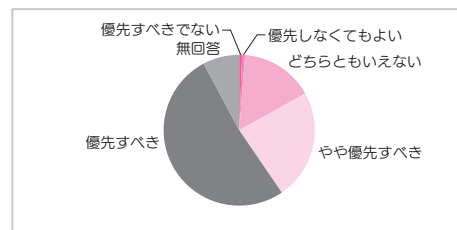


問1-(3) 地域医療体制の充実（地域医療体制、市立病院の整備・運営など）

満足度	回答数	構成比
(1) 不満	268	23.8%
(2) やや不満	315	28.0%
(3) どちらともいえない	357	31.7%
(4) やや満足	96	8.5%
(5) 満足	21	1.9%
無回答	70	6.2%
計	1127	100.0%

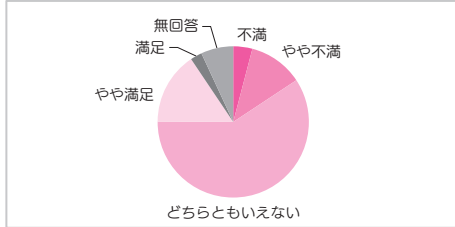


優先度	回答数	構成比
(1) 優先すべきでない	7	0.6%
(2) 優先しなくてもよい	7	0.6%
(3) どちらともいえない	177	15.7%
(4) やや優先すべき	265	23.5%
(5) 優先すべき	583	51.7%
無回答	88	7.8%
計	1127	100.0%

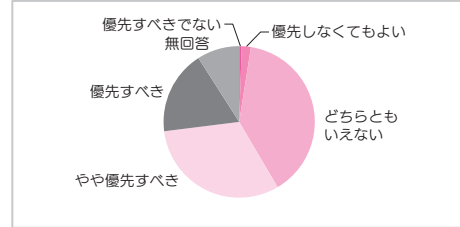


問1-(4) 地域福祉の推進（福祉意識の高揚、福祉団体・ボランティア支援など）

満足度	回答数	構成比
(1) 不満	46	4.1%
(2) やや不満	131	11.6%
(3) どちらともいえない	669	59.4%
(4) やや満足	175	15.5%
(5) 満足	28	2.5%
無回答	78	6.9%
計	1127	100.0%

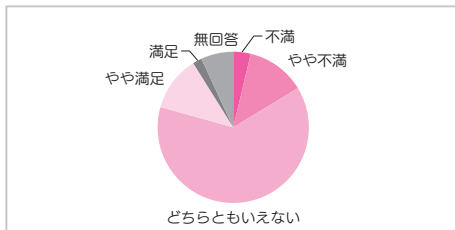


優先度	回答数	構成比
(1) 優先すべきでない	6	0.5%
(2) 優先しなくてもよい	22	2.0%
(3) どちらともいえない	440	39.0%
(4) やや優先すべき	355	31.5%
(5) 優先すべき	202	17.9%
無回答	102	9.1%
計	1127	100.0%

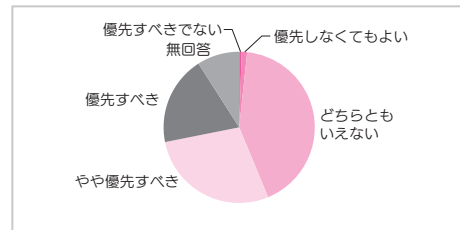


問1-(5) 障がい者福祉の充実（障がい者福祉サービス、社会参加の支援など）

満足度	回答数	構成比
(1) 不満	42	3.7%
(2) やや不満	142	12.6%
(3) どちらともいえない	710	63.0%
(4) やや満足	133	11.8%
(5) 満足	22	2.0%
無回答	78	6.9%
計	1127	100.0%

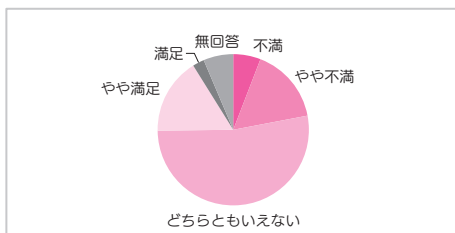


優先度	回答数	構成比
(1) 優先すべきでない	6	0.5%
(2) 優先しなくてもよい	13	1.2%
(3) どちらともいえない	474	42.1%
(4) やや優先すべき	317	28.1%
(5) 優先すべき	215	19.1%
無回答	102	9.1%
計	1127	100.0%

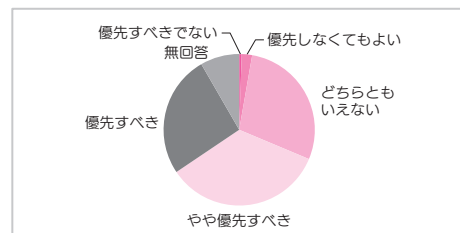


問1-(6) 高齢者福祉の推進（高齢者福祉サービス、社会参加の支援など）

満足度	回答数	構成比
(1) 不満	66	5.9%
(2) やや不満	182	16.1%
(3) どちらともいえない	595	52.8%
(4) やや満足	184	16.3%
(5) 満足	28	2.5%
無回答	72	6.4%
計	1127	100.0%

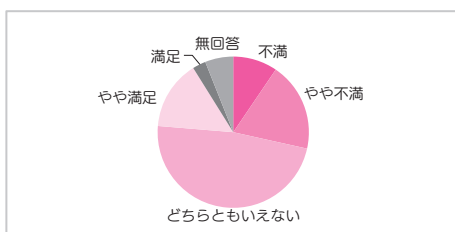


優先度	回答数	構成比
(1) 優先すべきでない	6	0.5%
(2) 優先しなくてもよい	25	2.2%
(3) どちらともいえない	322	28.6%
(4) やや優先すべき	386	34.3%
(5) 優先すべき	294	26.1%
無回答	94	8.3%
計	1127	100.0%

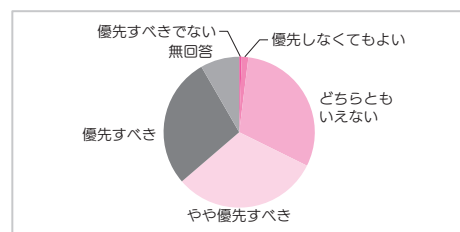


問1-(7) 社会保障制度の健全運営（国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険・生活保護制度など）

満足度	回答数	構成比
(1) 不満	107	9.5%
(2) やや不満	214	19.0%
(3) どちらともいえない	539	47.8%
(4) やや満足	167	14.8%
(5) 満足	32	2.8%
無回答	68	6.0%
計	1127	100.0%

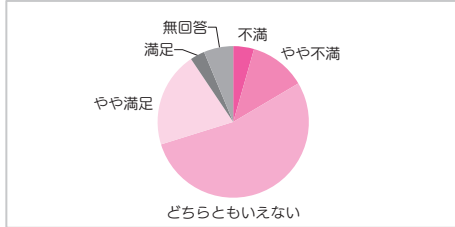


優先度	回答数	構成比
(1) 優先すべきでない	6	0.5%
(2) 優先しなくてもよい	16	1.4%
(3) どちらともいえない	342	30.3%
(4) やや優先すべき	354	31.4%
(5) 優先すべき	315	28.0%
無回答	94	8.3%
計	1127	100.0%

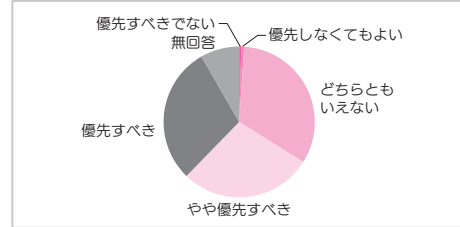


問1-(8) 学校教育の充実（教育内容、教育体制、教育環境など）

満足度	回答数	構成比
(1) 不満	50	4.4%
(2) やや不満	136	12.1%
(3) どちらともいえない	605	53.7%
(4) やや満足	230	20.4%
(5) 満足	35	3.1%
無回答	71	6.3%
計	1127	100.0%

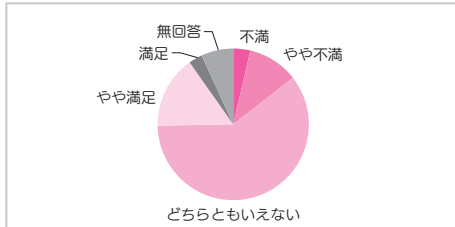


優先度	回答数	構成比
(1) 優先すべきでない	5	0.4%
(2) 優先しなくてもよい	7	0.6%
(3) どちらともいえない	370	32.8%
(4) やや優先すべき	320	28.4%
(5) 優先すべき	331	29.4%
無回答	94	8.3%
計	1127	100.0%

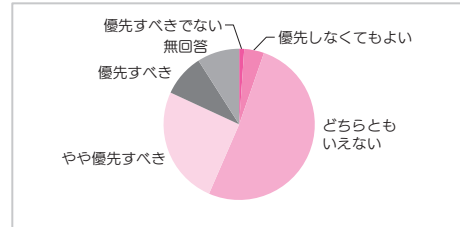


問1-(9) 生涯学習・芸術文化活動の推進（生涯学習機会の提供や支援体制、施設の活用など）

満足度	回答数	構成比
(1) 不満	41	3.6%
(2) やや不満	122	10.8%
(3) どちらともいえない	679	60.2%
(4) やや満足	175	15.5%
(5) 満足	33	2.9%
無回答	77	6.8%
計	1127	100.0%

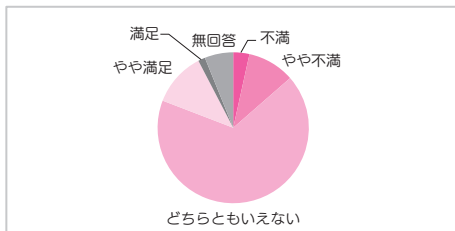


優先度	回答数	構成比
(1) 優先すべきでない	12	1.1%
(2) 優先しなくてもよい	48	4.3%
(3) どちらともいえない	577	51.2%
(4) やや優先すべき	286	25.4%
(5) 優先すべき	102	9.1%
無回答	102	9.1%
計	1127	100.0%

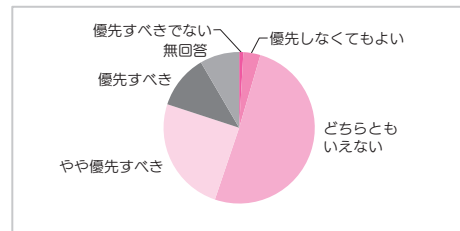


問1-(10) 青少年の健全育成（青少年の健全育成活動、市民会議など）

満足度	回答数	構成比
(1) 不満	39	3.5%
(2) やや不満	114	10.1%
(3) どちらともいえない	758	67.3%
(4) やや満足	130	11.5%
(5) 満足	17	1.5%
無回答	69	6.1%
計	1127	100.0%

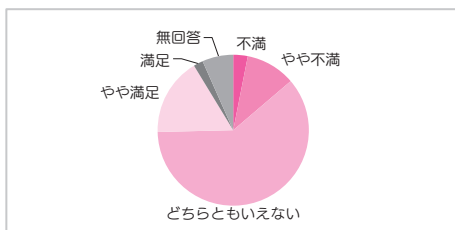


優先度	回答数	構成比
(1) 優先すべきでない	10	0.9%
(2) 優先しなくてもよい	41	3.6%
(3) どちらともいえない	571	50.7%
(4) やや優先すべき	280	24.8%
(5) 優先すべき	130	11.5%
無回答	95	8.4%
計	1127	100.0%

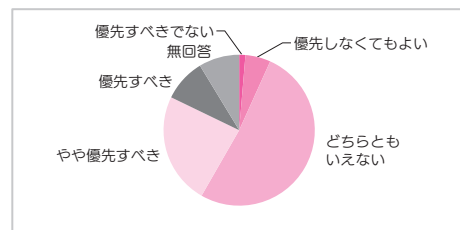


問1-(11) 生涯スポーツ活動の振興（スポーツイベント、スポーツ団体支援、施設環境など）

満足度	回答数	構成比
(1) 不満	35	3.1%
(2) やや不満	120	10.6%
(3) どちらともいえない	686	60.9%
(4) やや満足	188	16.7%
(5) 満足	23	2.0%
無回答	75	6.7%
計	1127	100.0%

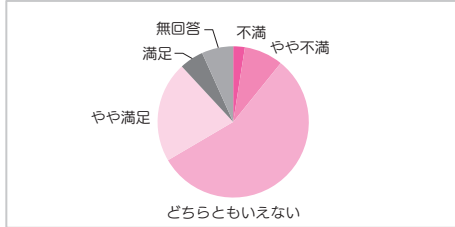


優先度	回答数	構成比
(1) 優先すべきでない	15	1.3%
(2) 優先しなくてもよい	61	5.4%
(3) どちらともいえない	581	51.6%
(4) やや優先すべき	269	23.9%
(5) 優先すべき	103	9.1%
無回答	98	8.7%
計	1127	100.0%

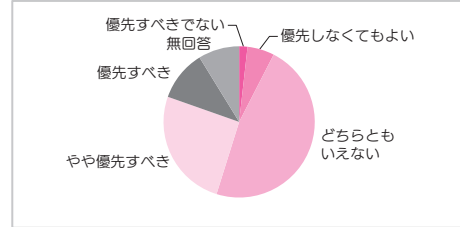


問1-(12) 文化財の保存活用（文化財の保護・保全、活用、伝統文化の保存・伝承など）

満足度	回答数	構成比
(1) 不満	28	2.5%
(2) やや不満	94	8.3%
(3) どちらともいえない	628	55.7%
(4) やや満足	243	21.6%
(5) 満足	58	5.1%
無回答	76	6.7%
計	1127	100.0%

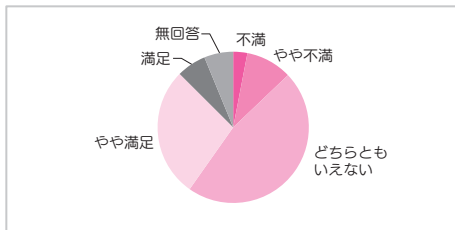


優先度	回答数	構成比
(1) 優先すべきでない	20	1.8%
(2) 優先しなくてもよい	65	5.8%
(3) どちらともいえない	533	47.3%
(4) やや優先すべき	288	25.6%
(5) 優先すべき	122	10.8%
無回答	99	8.8%
計	1127	100.0%

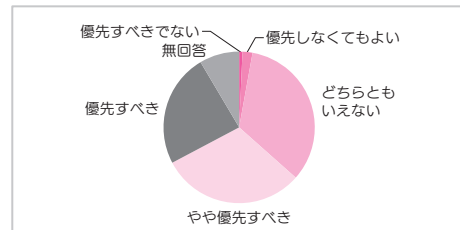


問1-(13) 消防・防災対策の充実（防災体制、消防体制、意識啓発など）

満足度	回答数	構成比
(1) 不満	34	3.0%
(2) やや不満	111	9.9%
(3) どちらともいえない	528	46.9%
(4) やや満足	312	27.7%
(5) 満足	71	6.3%
無回答	70	6.2%
計	1126	100.0%

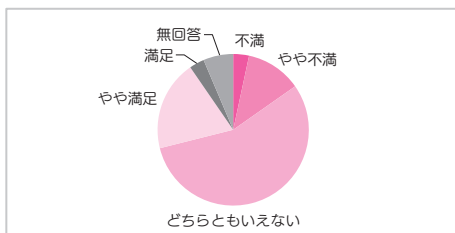


優先度	回答数	構成比
(1) 優先すべきでない	8	0.7%
(2) 優先しなくてもよい	24	2.1%
(3) どちらともいえない	380	33.7%
(4) やや優先すべき	346	30.7%
(5) 優先すべき	273	24.2%
無回答	96	8.5%
計	1127	100.0%

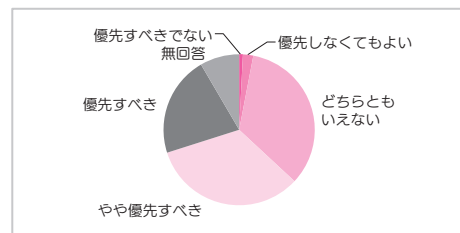


問1-(14) 防犯・消費生活対策の推進（防犯体制、意識啓発、消費生活対策など）

満足度	回答数	構成比
(1) 不満	38	3.4%
(2) やや不満	134	11.9%
(3) どちらともいえない	629	55.8%
(4) やや満足	218	19.3%
(5) 満足	36	3.2%
無回答	72	6.4%
計	1127	100.0%

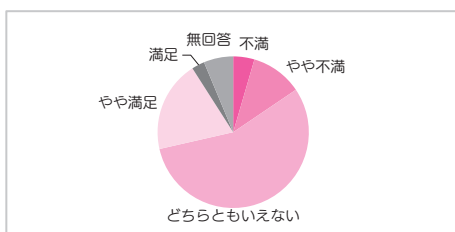


優先度	回答数	構成比
(1) 優先すべきでない	9	0.8%
(2) 優先しなくてもよい	25	2.2%
(3) どちらともいえない	382	33.9%
(4) やや優先すべき	374	33.2%
(5) 優先すべき	242	21.5%
無回答	95	8.4%
計	1127	100.0%

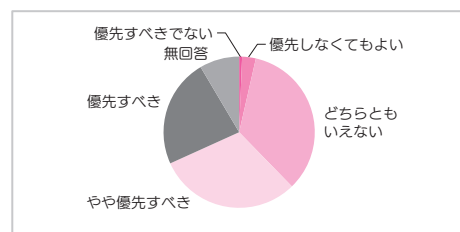


問1-(15) 交通安全対策の推進（交通安全施設、交通安全意識向上など）

満足度	回答数	構成比
(1) 不満	51	4.5%
(2) やや不満	124	11.0%
(3) どちらともいえない	630	55.9%
(4) やや満足	220	19.5%
(5) 満足	31	2.8%
無回答	71	6.3%
計	1127	100.0%

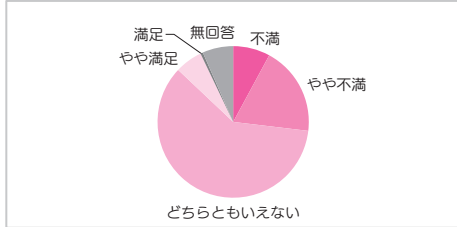


優先度	回答数	構成比
(1) 優先すべきでない	7	0.6%
(2) 優先しなくてもよい	33	2.9%
(3) どちらともいえない	385	34.2%
(4) やや優先すべき	344	30.5%
(5) 優先すべき	262	23.2%
無回答	96	8.5%
計	1127	100.0%

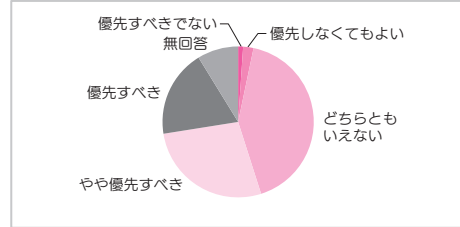


問1-(16) 農林業の振興（農業の効率化、担い手の育成支援、農村環境の保全など）

満足度	回答数	構成比
(1) 不満	89	7.9%
(2) やや不満	214	19.0%
(3) どちらともいえない	678	60.2%
(4) やや満足	66	5.9%
(5) 満足	6	0.5%
無回答	74	6.6%
計	1127	100.0%

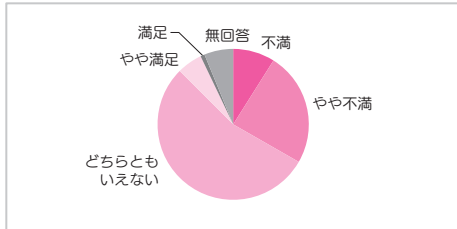


優先度	回答数	構成比
(1) 優先すべきでない	12	1.1%
(2) 優先しなくてもよい	25	2.2%
(3) どちらともいえない	471	41.8%
(4) やや優先すべき	309	27.4%
(5) 優先すべき	211	18.7%
無回答	99	8.8%
計	1127	100.0%

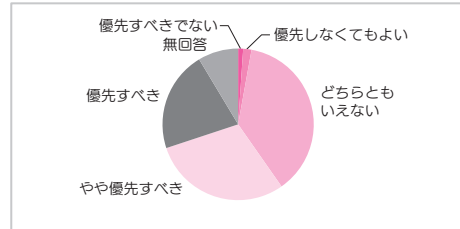


問1-(17) 商工業の振興（商工業の活性化、経営の安定化、地場産業の振興、企業誘致など）

満足度	回答数	構成比
(1) 不満	101	9.0%
(2) やや不満	274	24.3%
(3) どちらともいえない	611	54.2%
(4) やや満足	61	5.4%
(5) 満足	10	0.9%
無回答	70	6.2%
計	1127	100.0%

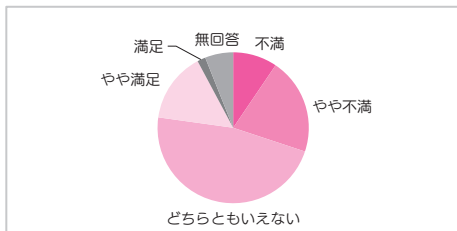


優先度	回答数	構成比
(1) 優先すべきでない	12	1.1%
(2) 優先しなくてもよい	20	1.8%
(3) どちらともいえない	422	37.4%
(4) やや優先すべき	334	29.6%
(5) 優先すべき	242	21.5%
無回答	97	8.6%
計	1127	100.0%

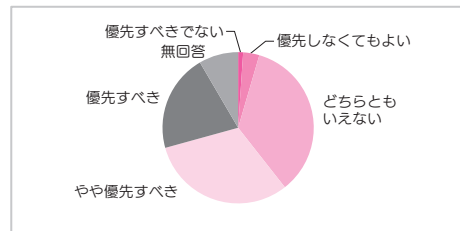


問1-(18) 観光の振興（観光資源・観光事業の充実、観光PRなど）

満足度	回答数	構成比
(1) 不満	107	9.5%
(2) やや不満	232	20.6%
(3) どちらともいえない	531	47.1%
(4) やや満足	169	15.0%
(5) 満足	20	1.8%
無回答	68	6.0%
計	1127	100.0%

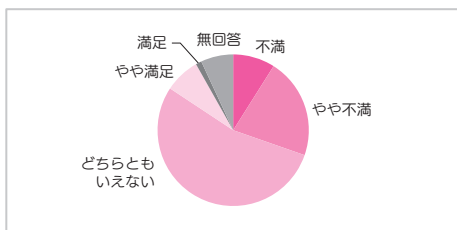


優先度	回答数	構成比
(1) 優先すべきでない	12	1.1%
(2) 優先しなくてもよい	39	3.5%
(3) どちらともいえない	393	34.9%
(4) やや優先すべき	353	31.3%
(5) 優先すべき	235	20.9%
無回答	95	8.4%
計	1127	100.0%

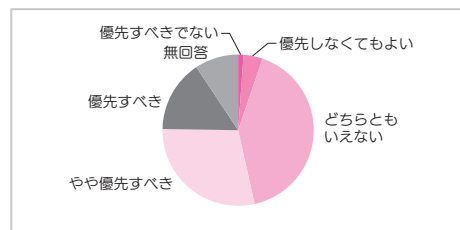


問1-(19) 計画的な土地利用の推進、景観の良い住環境の保全（計画的土地利用、景観の維持、土地の開発整備など）

満足度	回答数	構成比
(1) 不満	101	9.0%
(2) やや不満	241	21.4%
(3) どちらともいえない	608	53.9%
(4) やや満足	85	7.5%
(5) 満足	14	1.2%
無回答	78	6.9%
計	1127	100.0%

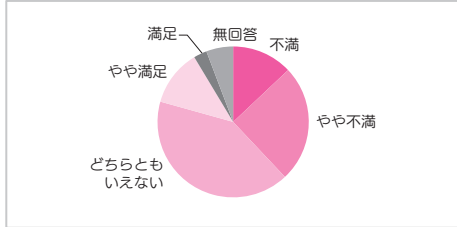


優先度	回答数	構成比
(1) 優先すべきでない	13	1.2%
(2) 優先しなくてもよい	46	4.1%
(3) どちらともいえない	465	41.3%
(4) やや優先すべき	324	28.7%
(5) 優先すべき	174	15.4%
無回答	105	9.3%
計	1127	100.0%

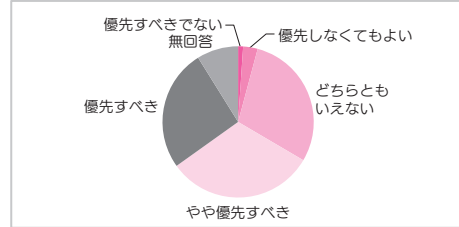


問1-(20) 道路網の整備（道路整備、維持管理、危険箇所の解消など）

満足度	回答数	構成比
(1) 不満	146	13.0%
(2) やや不満	282	25.0%
(3) どちらともいえない	466	41.3%
(4) やや満足	136	12.1%
(5) 満足	32	2.8%
無回答	65	5.8%
計	1127	100.0%

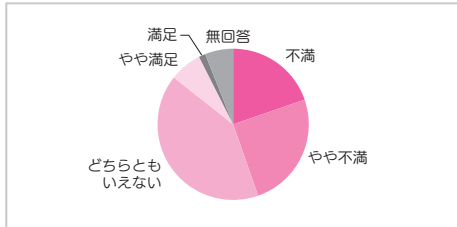


優先度	回答数	構成比
(1) 優先すべきでない	12	1.1%
(2) 優先しなくてもよい	35	3.1%
(3) どちらともいえない	330	29.3%
(4) やや優先すべき	357	31.7%
(5) 優先すべき	293	26.0%
無回答	100	8.9%
計	1127	100.0%

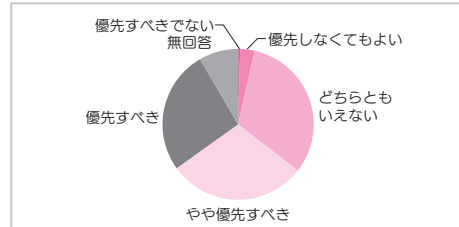


問1-(21) 公共交通の充実（公共交通網の整備・維持など）

満足度	回答数	構成比
(1) 不満	222	19.7%
(2) やや不満	281	24.9%
(3) どちらともいえない	462	41.0%
(4) やや満足	78	6.9%
(5) 満足	16	1.4%
無回答	68	6.0%
計	1127	100.0%

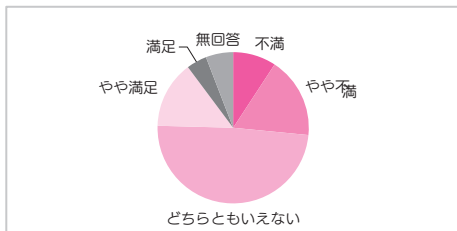


優先度	回答数	構成比
(1) 優先すべきでない	5	0.4%
(2) 優先しなくてもよい	35	3.1%
(3) どちらともいえない	360	31.9%
(4) やや優先すべき	334	29.6%
(5) 優先すべき	298	26.4%
無回答	95	8.4%
計	1127	100.0%

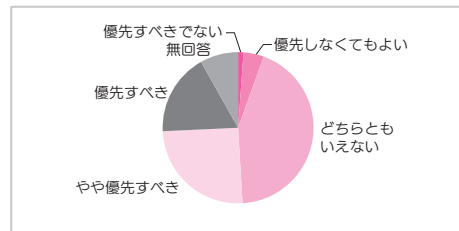


問1-(22) 下水道の整備（公共下水道、農業集落排水、市設置型合併浄化槽など）

満足度	回答数	構成比
(1) 不満	104	9.2%
(2) やや不満	195	17.3%
(3) どちらともいえない	551	48.9%
(4) やや満足	162	14.4%
(5) 満足	49	4.3%
無回答	66	5.9%
計	1127	100.0%

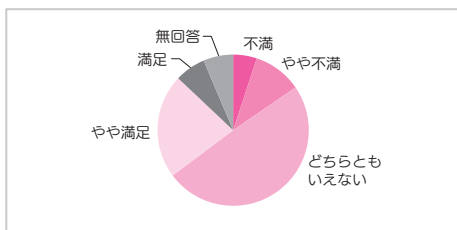


優先度	回答数	構成比
(1) 優先すべきでない	13	1.2%
(2) 優先しなくてもよい	49	4.3%
(3) どちらともいえない	491	43.6%
(4) やや優先すべき	284	25.2%
(5) 優先すべき	198	17.6%
無回答	92	8.2%
計	1127	100.0%

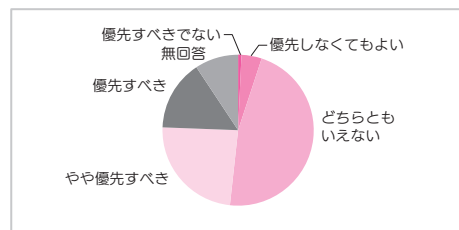


問1-(23) 上水道の整備（水道の整備、安定供給・経営健全化など）

満足度	回答数	構成比
(1) 不満	57	5.1%
(2) やや不満	117	10.4%
(3) どちらともいえない	556	49.3%
(4) やや満足	251	22.3%
(5) 満足	74	6.6%
無回答	72	6.4%
計	1127	100.0%

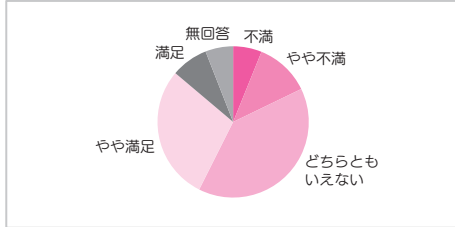


優先度	回答数	構成比
(1) 優先すべきでない	8	0.7%
(2) 優先しなくてもよい	49	4.3%
(3) どちらともいえない	526	46.7%
(4) やや優先すべき	269	23.9%
(5) 優先すべき	170	15.1%
無回答	105	9.3%
計	1127	100.0%

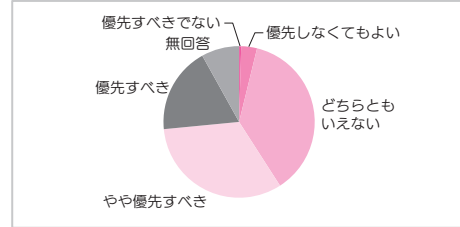


問1-(24) 廃棄物の抑制と適切な処理（分別収集とリサイクル推進、ごみの減量化、適正処理など）

満足度	回答数	構成比
(1) 不満	69	6.1%
(2) やや不満	132	11.7%
(3) どちらともいえない	446	39.6%
(4) やや満足	324	28.7%
(5) 満足	89	7.9%
無回答	67	5.9%
計	1127	100.0%

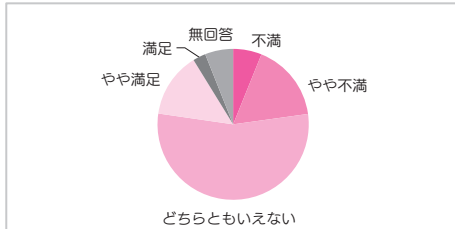


優先度	回答数	構成比
(1) 優先すべきでない	5	0.4%
(2) 優先しなくてもよい	38	3.4%
(3) どちらともいえない	418	37.1%
(4) やや優先すべき	367	32.6%
(5) 優先すべき	208	18.5%
無回答	91	8.1%
計	1127	100.0%

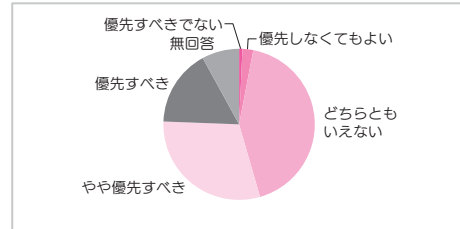


問1-(25) 生活環境の保全（公害防止活動の推進、不法投棄監視、環境問題の意識啓発など）

満足度	回答数	構成比
(1) 不満	69	6.1%
(2) やや不満	188	16.7%
(3) どちらともいえない	614	54.5%
(4) やや満足	157	13.9%
(5) 満足	31	2.8%
無回答	68	6.0%
計	1127	100.0%

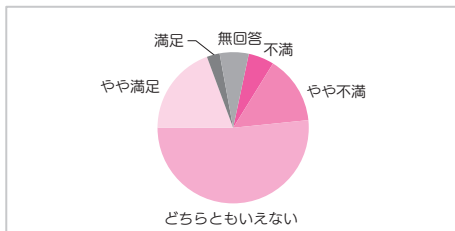


優先度	回答数	構成比
(1) 優先すべきでない	8	0.7%
(2) 優先しなくてもよい	26	2.3%
(3) どちらともいえない	479	42.5%
(4) やや優先すべき	339	30.1%
(5) 優先すべき	185	16.4%
無回答	90	8.0%
計	1127	100.0%

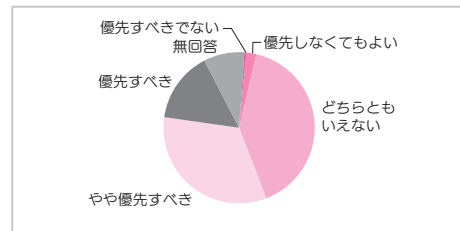


問1-(26) 市民協働のまちづくり（市民と行政の協働、地域コミュニティ、市政情報の提供など）

満足度	回答数	構成比
(1) 不満	62	5.5%
(2) やや不満	164	14.6%
(3) どちらともいえない	582	51.6%
(4) やや満足	218	19.3%
(5) 満足	31	2.8%
無回答	70	6.2%
計	1127	100.0%

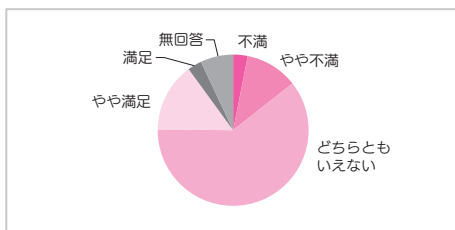


優先度	回答数	構成比
(1) 優先すべきでない	5	0.4%
(2) 優先しなくてもよい	24	2.1%
(3) どちらともいえない	456	40.5%
(4) やや優先すべき	373	33.1%
(5) 優先すべき	171	15.2%
無回答	98	8.7%
計	1127	100.0%

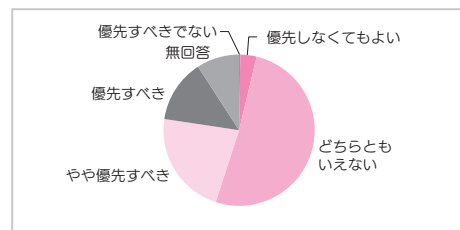


問1-(27) 人権尊重のまちづくり（人権意識の啓発、男女平等、男女共同参画など）

満足度	回答数	構成比
(1) 不満	35	3.1%
(2) やや不満	127	11.3%
(3) どちらともいえない	685	60.8%
(4) やや満足	167	14.8%
(5) 満足	34	3.0%
無回答	79	7.0%
計	1127	100.0%

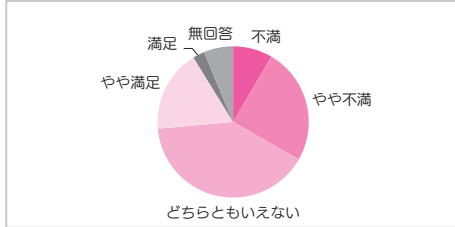


優先度	回答数	構成比
(1) 優先すべきでない	3	0.3%
(2) 優先しなくてもよい	39	3.5%
(3) どちらともいえない	578	51.3%
(4) やや優先すべき	252	22.4%
(5) 優先すべき	152	13.5%
無回答	103	9.1%
計	1127	100.0%

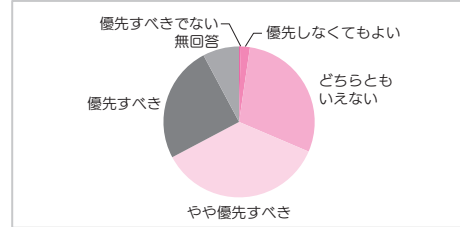


問1-(28) 時代に合った自治体運営（計画的な行政運営、行財政改革、窓口サービスなど）

満足度	回答数	構成比
(1) 不満	95	8.4%
(2) やや不満	280	24.8%
(3) どちらともいえない	454	40.3%
(4) やや満足	199	17.7%
(5) 満足	28	2.5%
無回答	71	6.3%
計	1127	100.0%

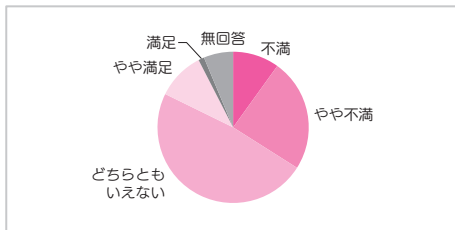


優先度	回答数	構成比
(1) 優先すべきでない	4	0.4%
(2) 優先しなくてもよい	22	2.0%
(3) どちらともいえない	328	29.1%
(4) やや優先すべき	404	35.8%
(5) 優先すべき	281	24.9%
無回答	88	7.8%
計	1127	100.0%

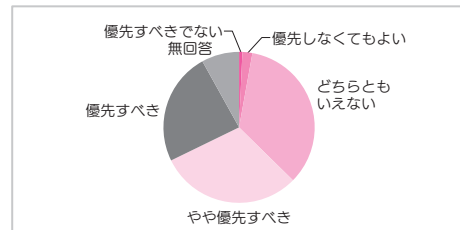


問1-(29) 組織経営と人事マネジメントの充実（組織体制、職員の資質向上及び人材育成など）

満足度	回答数	構成比
(1) 不満	112	9.9%
(2) やや不満	271	24.0%
(3) どちらともいえない	544	48.3%
(4) やや満足	115	10.2%
(5) 満足	14	1.2%
無回答	71	6.3%
計	1127	100.0%

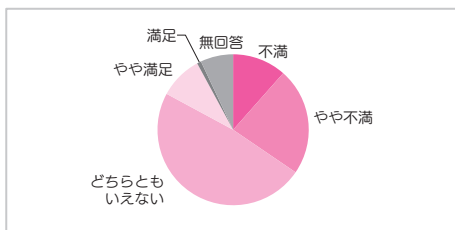


優先度	回答数	構成比
(1) 優先すべきでない	8	0.7%
(2) 優先しなくてもよい	24	2.1%
(3) どちらともいえない	389	34.5%
(4) やや優先すべき	343	30.4%
(5) 優先すべき	272	24.1%
無回答	91	8.1%
計	1127	100.0%

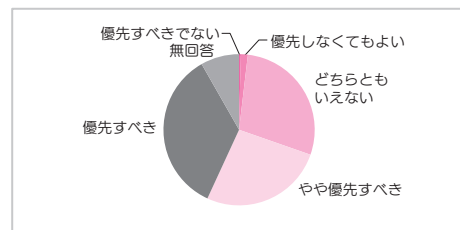


問1-(30) 健全な財政運営の推進（計画的な財政運営、財源確保など）

満足度	回答数	構成比
(1) 不満	130	11.5%
(2) やや不満	259	23.0%
(3) どちらともいえない	545	48.4%
(4) やや満足	104	9.2%
(5) 満足	10	0.9%
無回答	79	7.0%
計	1127	100.0%

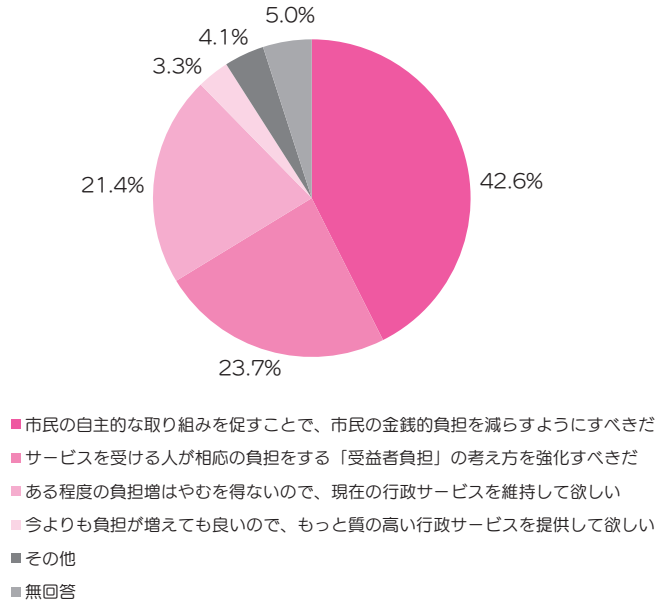


優先度	回答数	構成比
(1) 優先すべきでない	4	0.4%
(2) 優先しなくてもよい	17	1.5%
(3) どちらともいえない	321	28.5%
(4) やや優先すべき	299	26.5%
(5) 優先すべき	393	34.9%
無回答	93	8.3%
計	1127	100.0%



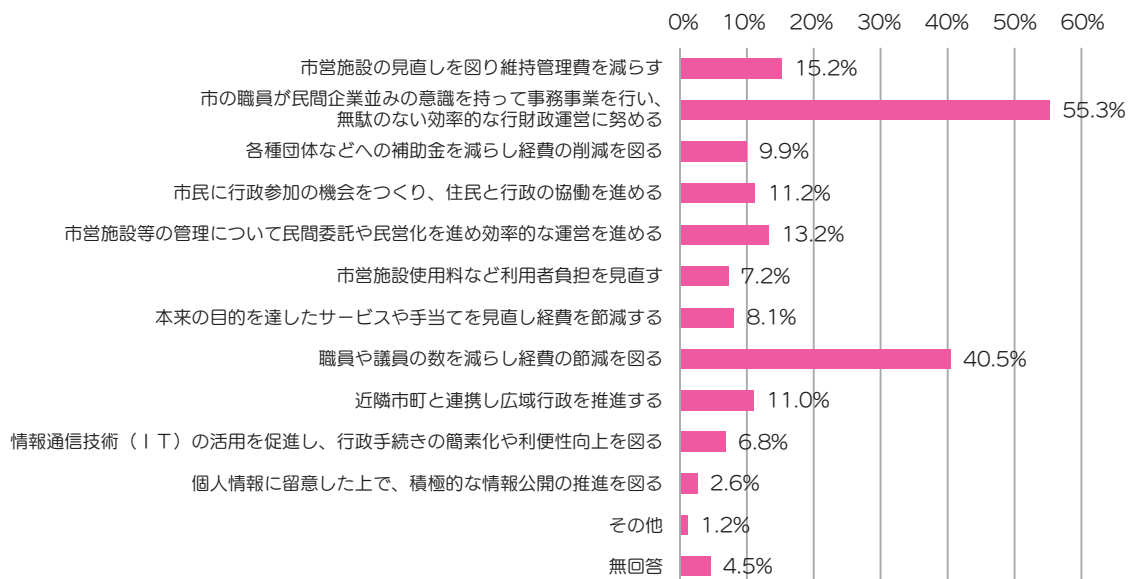
【問2】 厳しい財政運営の中で、あなたは、今後の行政サービスのあり方について、どのようにお考えですか。

- ・今後の行政サービスのあり方について、4割以上の市民が「市民の自主的な取り組みを促すことで、市民の金銭的負担を減らすようにすべきだ」と考えています。



【問3】 住民が希望する施策に的確に対応し、効率的かつ効果的な行政運営を実現していくためには、行政改革を行っていく必要があります。あなたは特にどのような取り組みに力を入れていくべきだと思いますか。（複数回答）

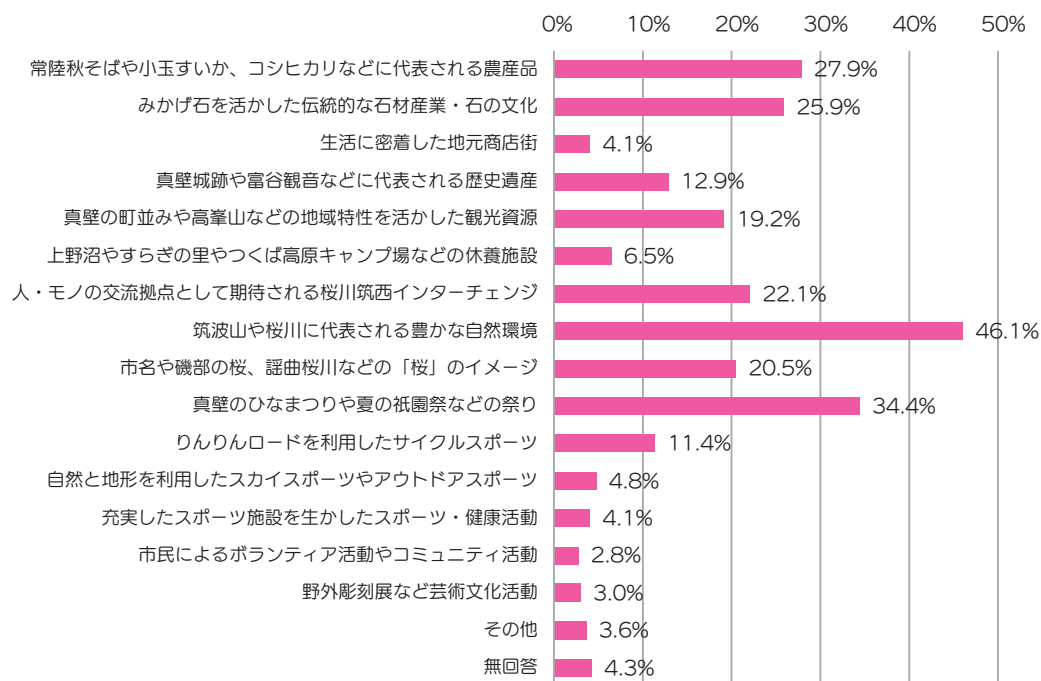
- ・力を入れるべき行政改革の取り組みとして、「市の職員が民間企業並みの意識を持って事務事業を行い、無駄のない効率的な行政運営に努める」が半数以上の市民から挙げられています。また、「職員や議員の数を減らし経費の節減を図る」も4割以上の市民から求められています。



2. 桜川市の魅力などについて

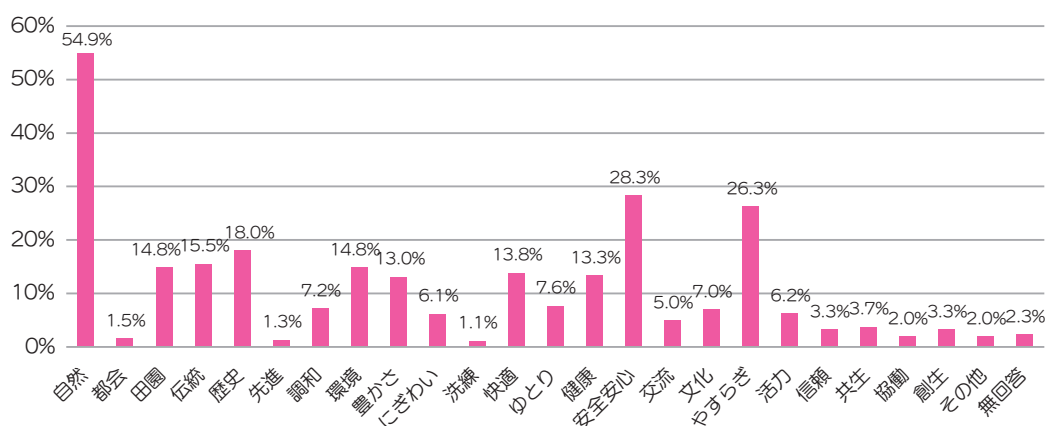
【問4】 あなたは、桜川市の魅力は何だと思いますか。次のうちから選んでください。（複数回答）

・桜川市の魅力として、豊かな自然環境や祭りが広く認知されています。



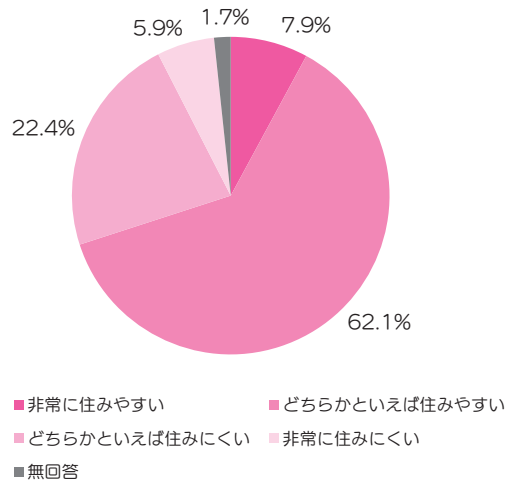
【問5】 あなたが望む桜川市の将来像をイメージする「ことば」を次のうちから選んでください。（複数回答）

・桜川市の将来像として、「自然」、「安全安心」、「やすらぎ」が望まれています。



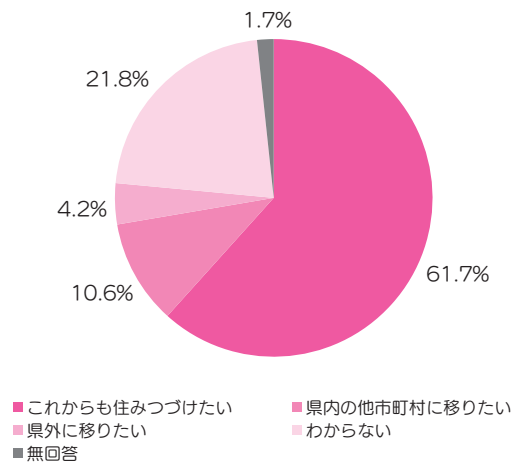
【問6】 あなたは、桜川市が住みよいところだと思いますか。

・6割以上の市民が本市を住みやすいまちと感じています。



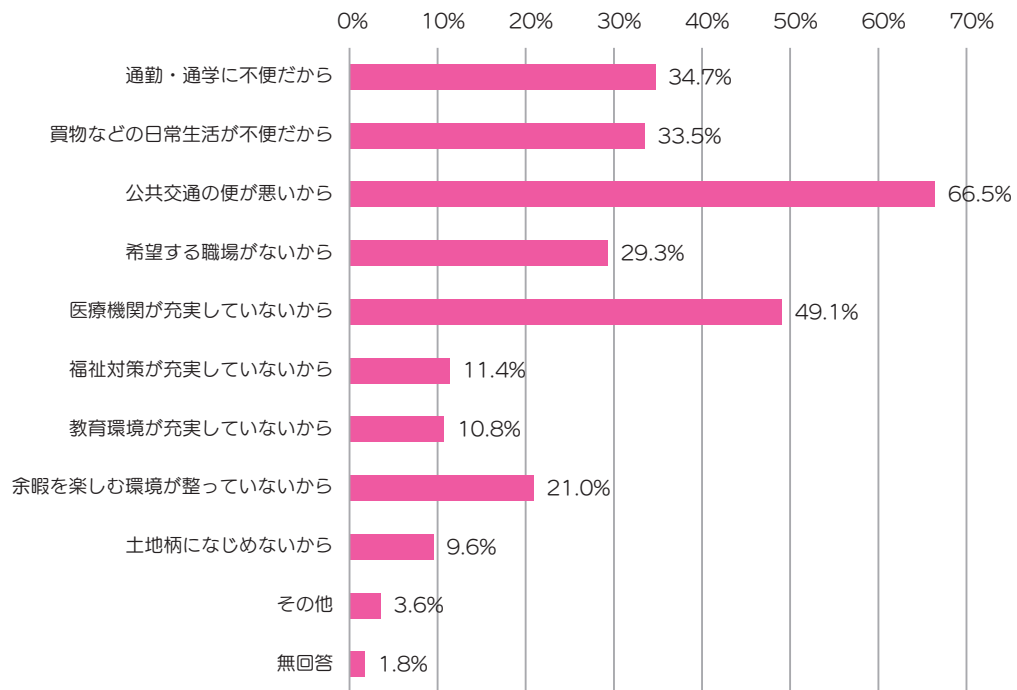
【問7】 あなたは、これからも桜川市に住み続けたいと思いますか。

・6割以上の市民が、本市に「これからも住み続けたい」と考えています。



【問8】 問7で「県内の他市町村に移りたい」「県外に移りたい」と答えた方にお聞きします。あなたが市外に移りたいと思う理由は何ですか。（複数回答）

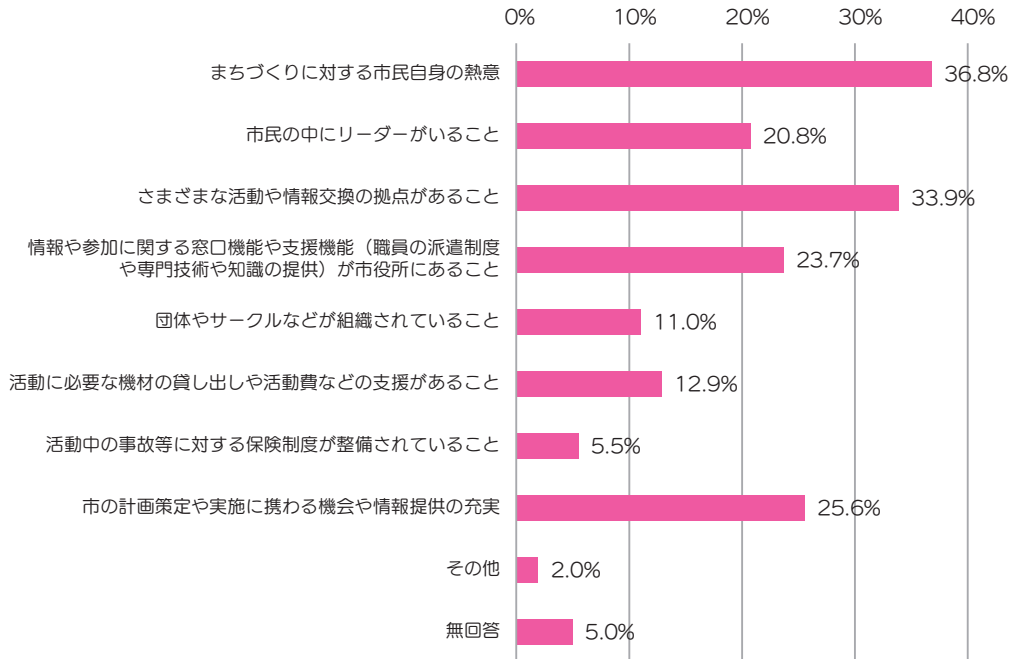
・市外に移りたい理由として、「公共交通の便が悪いから」、「医療機関が充実していないから」が多く挙げられています。



3. 地域活動や市政への参加について

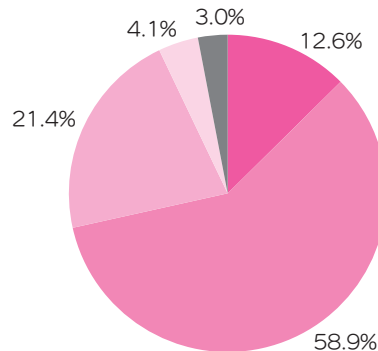
【問9】 あなたは、市民がまちづくりに参加するためには何が重要だと思いますか。（複数回答）

- ・市民がまちづくりに参加するために必要なこととして、「まちづくりに対する市民自身の熱意」、「さまざまな活動や情報交換の拠点があること」が挙げられています。



【問10】 あなたは、市政に対してどの程度関心がありますか。

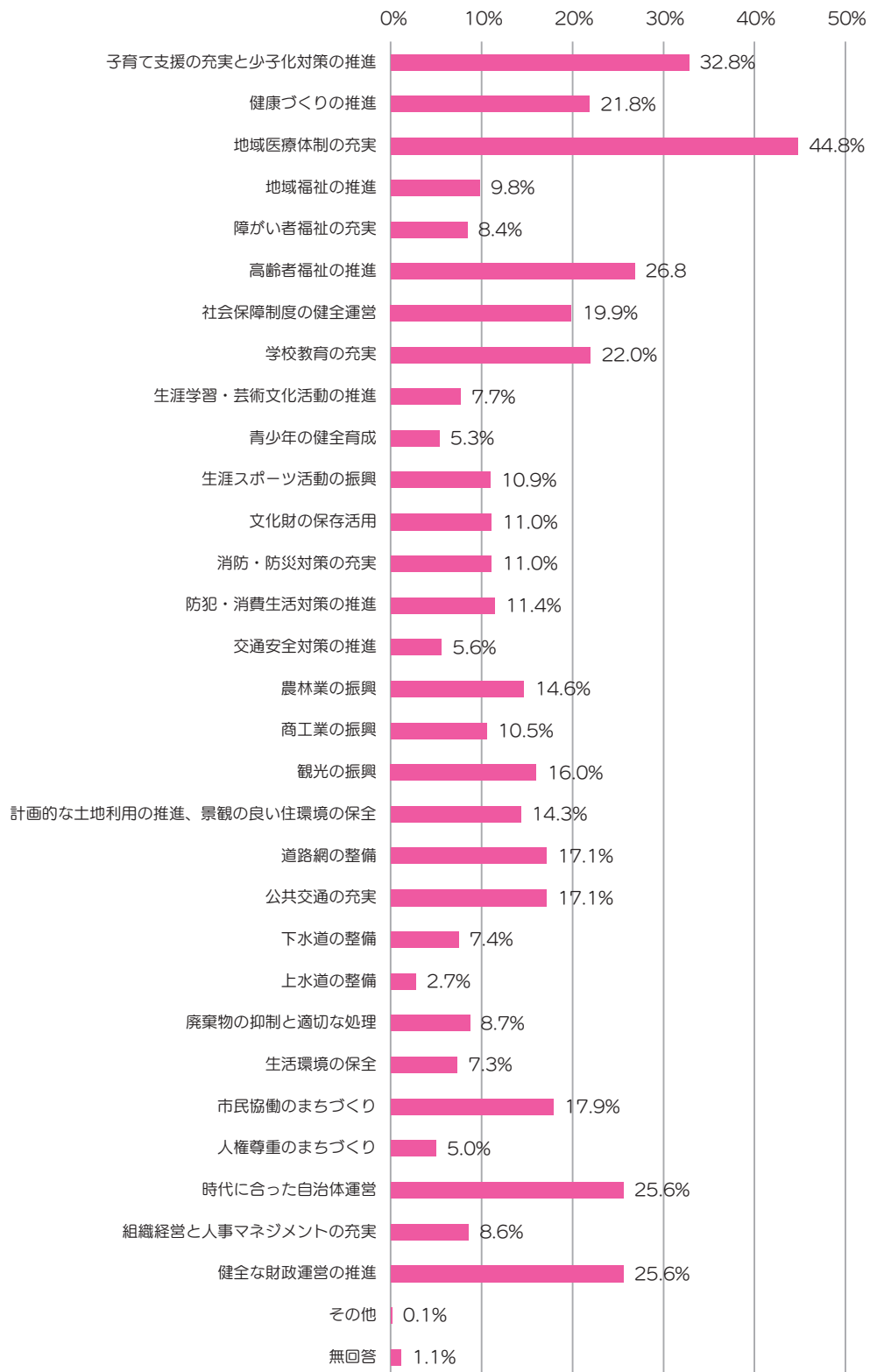
- ・市政に対しては、「やや関心がある」市民が半数以上となっており、「非常に関心がある」市民とあわせると7割以上の市民が関心を持っています。



■非常に関心がある ■やや関心がある ■あまり関心がない ■全く関心がない ■無回答

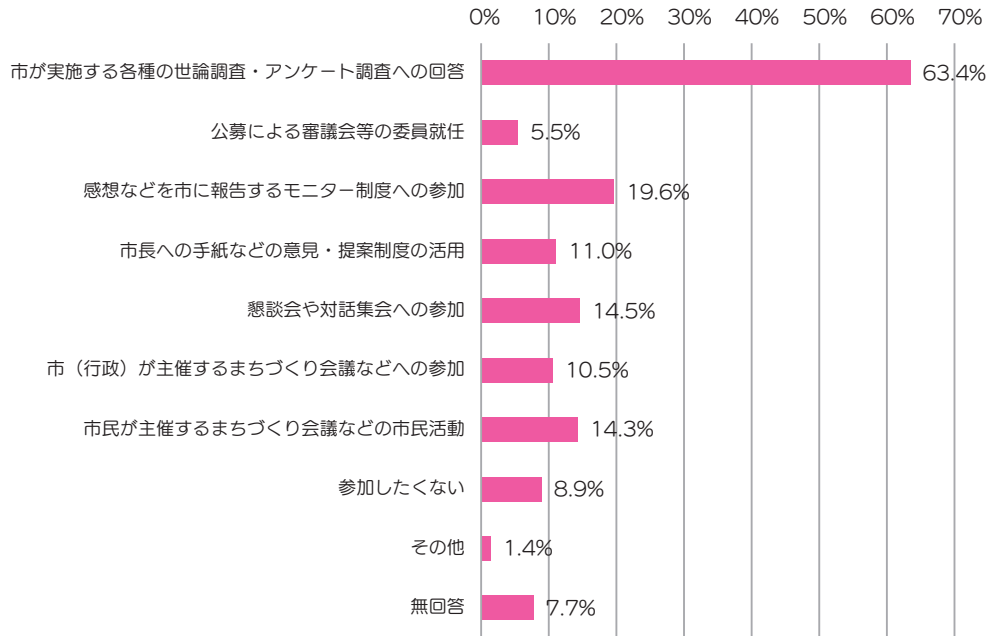
【問11】 問10で「非常に関心がある」「やや関心がある」と答えた方にお聞きます。あなたは、市政のどの分野に関心がありますか。（複数回答）

・関心のある市政分野として、「地域医療体制の充実」、「子育て支援の充実と少子化対策の推進」、「高齢者福祉の推進」、「時代に合った自治体運営」、「健全な財政運営の推進」が上位となっており、問1の優先度上位分野に関心が見られる。



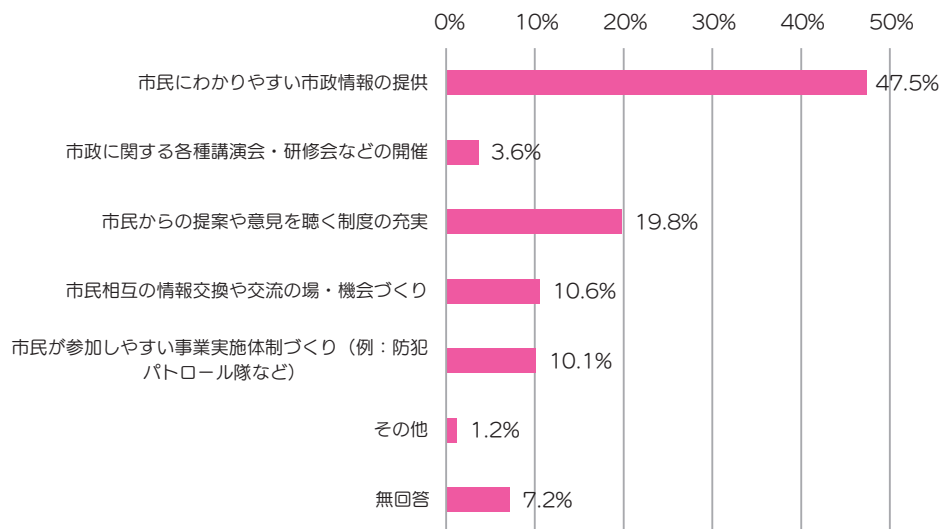
【問12】 問10で「非常に関心がある」「やや関心がある」と答えた方にお聞きます。今後、あなたは、どのような方法で市政に参加したいと思いますか。（複数回答）

- ・市政参加の方法として、「市が実施する各種の世論調査・アンケート調査への回答」が6割以上の市民から挙げられています。



【問13】 市政への住民参加を進めるためには、市はどのようなことをすべきだと思いますか。

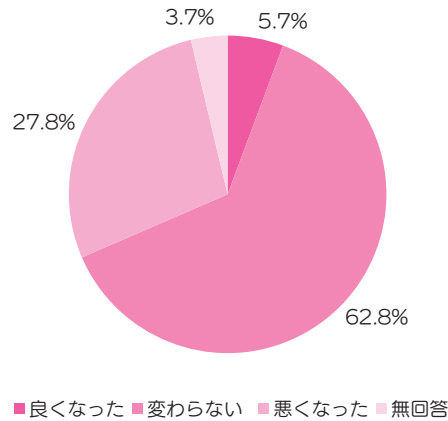
- ・市民参加を進めるために市が行うべきこととして、「市民にわかりやすい市政情報の提供」が半数近くの市民から挙げられています。



4. 町村合併のその後について

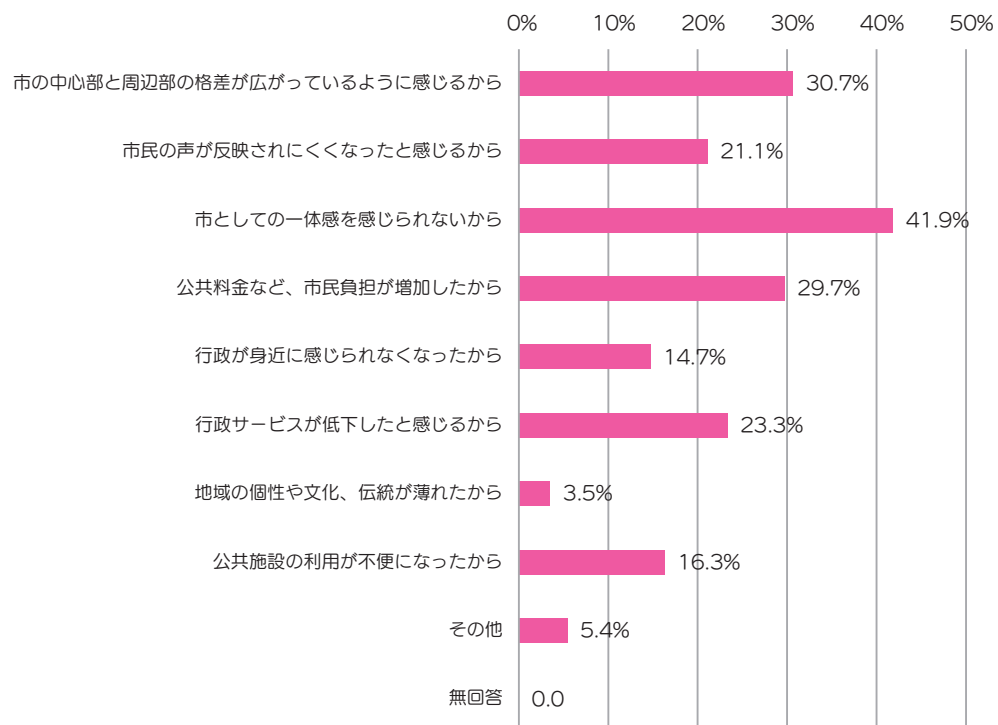
【問14】 桜川市は、合併して10年を経過しますが、合併によりあなたのお住まいの地域はどのように変わったと思いますか。

・合併により地域が「良くなった」と答えた割合は全体の5.7%と低い数値である。



【問15】 問14で「悪くなった」と答えた方にお聞きします。悪くなったと思われる理由は何ですか。(複数回答)

・「悪くなった」理由として、「市としての一体感を感じられないから」、「市の中心部と周辺部の格差が広がっているように感じるから」、「公共料金など、市民負担が増加したから」などが多く挙げられている。



桜川市第2次総合計画

発行年月 | 平成29年3月
発行者 | 桜川市
〒309-1293 茨城県桜川市羽田1023番地
電話 0296-58-5111 (代表)
ホームページ <http://www.city.sakuragawa.lg.jp>
編集 | 市長公室企画課

表紙について

桜川磯部稲村神社の参道と磯部桜川公園の一部は国の名勝「桜川」に指定されており、名勝指定地に咲く桜は国の天然記念物「桜川のサクラ」となっています。大正時代に帝国大学（現東京大学）の植物学者で“桜博士”と呼ばれていた三好学博士が磯部を訪れ、学術的に珍しい11種のヤマザクラに命名しました。表紙の写真がその11種のヤマザクラで、これらは現在も桜川磯部稲村神社境内や磯部桜川公園内で観ることができます。

